

平成26年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府26-2(政策2-施策1))

政策名	政府広報・広聴による政府施策の理解、協力の促進				
施策名	重要施策に関する広報				
施策の概要	政府の重要施策に関する広報において、各々のテーマに応じた適切な広報媒体、実施時期等を考慮して実施する。				
達成すべき目標	政府の重要施策に関し、その背景、内容等について広報を実施し、国民の理解と協力の促進を向上する。				
施策の予算額・執行額等	区分	24年度	25年度	26年度	27年度
	当初予算(a)	4,156	3,953	5,052	4,732
	補正予算(b)	△1	1,000	1,899	
	繰越し等(c)	—	—	—	
	合計(a+b+c)	4,155	4,953	6,951	
	執行額(百万円)	4,135	4,935	6,060	
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	—				

測定指標	1. 重要政策に関する テレビCMの広報理解度 《放送諸費》 <small>平成26年度から放送媒体の測定指標として テレビCMの内容理解度を設定。 テレビCMカルテ調査(ビデオリサーチ社)利用。</small>	基準値	実績値					目標値	達成
		25年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度	達成
		77.5%	-	-	65.1%	77.5%	81.1%	78.5%	
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	78.5%	-	
	2. 重要施策に関する 新聞広告の広報理解度 《出版諸費》 <small>平成26年度から出版媒体の測定指標として 新聞広告の内容理解度を設定。 J-MONITOR調査(ビデオリサーチ社・新聞社)利用。</small>	基準値	実績値					目標値	達成
		25年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度	未達成
		80.5%	-	-	74.1%	80.5%	75.4%	81.5%	
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	81.5%	-	
	3. 重要施策に関する 政府広報オンラインの閲覧数 《インターネット事業費等》 <small>平成26年度からインターネット媒体の測定指標として ウェブサイト「政府広報オンライン」における 総ページビュー数を設定。</small>	基準値	実績値					目標値	達成
		25年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度	達成
19,201,855		-	-	14,559,354	19,201,855	29,181,969	対前年度 600,000 ページビュー増		
年度ごとの目標値		-	-	-	-	対前年度 600,000 ページビュー増	-		

目標達成度合いの 測定結果	(各行政機関共通区分)	相当程度進展あり
	(判断根拠)	重要施策の広報に関する測定指標のうち、テレビCMの理解度、政府広報オンラインの閲覧数の2つが目標達成しており、新聞広告の理解度も目標比93%であるため、「相当程度進展あり」とした。 1. テレビCMの理解度(テレビCMカルテ:ビデオリサーチ社):81.1%(目標比108%) 2. 新聞広告の理解度(J-MONITOR:ビデオリサーチ社・新聞社):75.4%(目標比93%) 3. 政府広報オンラインの閲覧数(総ページビュー数・実績数値):29,181,969(目標比147%)
施策の分析	(有効性、効率性)	<ul style="list-style-type: none"> 重要施策の広報について、各広報テーマごとに訴求内容や主な訴求対象を設定し、適切な企画方向性、媒体計画、表現案、実施時期等を検討し、広報戦略を推進した結果、国民への理解が相当程度向上しており、重要施策に関する広報戦略は、有効性及び効率性があると判断している。 広報の理解度は、全般的には、高まりつつあると判断できるが、各広報テーマ個別には、広報実施時の社会経済情勢や政策の複雑さが理解度の高低に影響していると思われる。
		<p>1. テレビCMの理解度は目標78.5%に対し、平均で81.1%(目標比108%)と目標を達成している。「振り込め詐欺等の被害未然防止:88.8%」「北方領土問題:87.4%」「防災共助:80.0%」が上回った一方、「社会保障と税の一体改革:76.5%」「マイナンバー:72.8%」がやや下回った。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「振り込め詐欺等の被害未然防止」は、3年間継続して松平健氏を未然奉行のキャラクターに起用し、複数媒体を組み合わせたクロスメディア広報を実施し、さらに26年度には高齢者の周囲の家族や近隣の人たちへも訴求を拡大したことで、目標を達成した。 「北方領土問題」は、例年2月7日の北方領土の日に合わせて、関心の高まる時期に継続的に広報を行ってきていることもあり、目標を達成した。 「防災・共助」は、東日本大震災から4年目の3月に広報を行っている。25年度は住民自身の自助の大切さについて一定の理解を得たため、26年度はテーマを変えて地域コミュニティ等での共助が災害対策に重要であることを訴求し、目標を達成した。 「マイナンバー制度」は、世論調査(2月公表)で「内容まで知っていた」という回答者が28.3%と低い中、段階的に理解を高めるため、第一段階として上戸彩さんとマイナちゃんをキャラクターに起用し、広く訴求したことで理解度が72.8%に高まったが、目標には達しなかった。 「社会保障と税の一体改革」は、消費税率の引き上げ分はすべて社会保障の充実と安定化のために使われていることを訴求しているが、広報実施当時の社会経済情勢や政策内容から、成果の実感が十分に得られるには至らなかったことが考えられ、目標に達しなかった。 <p>2. 新聞広告の理解度は目標81.5%に対し、平均で75.4%(目標比93%)とやや目標を達成していない。「臨時福祉給付金/子育て世帯臨時特例給付金:86.2%」、「振り込め詐欺等の未然防止:92.4%」、「マイナンバー制度:82.2%」は上回った一方、「放射能の正しい知識:74.6%」、「社会保障と税の一体改革:52.7%」、「輝く女性応援会議:70.5%」、「女性の活躍促進(掲載3回平均73.2%)」が下回った。</p> <ul style="list-style-type: none"> 臨時福祉給付金/子育て世帯臨時特例給付金は、4月に実施された消費税率引き上げの負担を緩和するための臨時給付金を訴求し、担当省庁と連携して広報を行った結果、目標を達成した。 「振り込め詐欺等の未然防止:92.4%」は、新聞広告やテレビCM、折込チラシ等のクロスメディア広報を実施し、3年間継続して一貫性のあるイメージと分かりやすいメッセージを訴求し続けてきた結果、目標を達成した。 「マイナンバー制度」は、新しい制度であるため、テレビCMで広範な関心を高めた上、新聞広告で注目の高い見開きの記事下5段広告で、制度内容を説明するというクロスメディア広報の実施により、目標を達成した。 「社会保障と税の一体改革」は、消費税率の引き上げ分はすべて社会保障の充実と安定化のために使われていることを訴求しているが、広報実施当時の社会経済情勢や政策内容から、成果の実感が十分に得られるには至らなかったことが考えられ、目標値に達しなかった。 「放射能の正しい知識」では放射能に関する様々な科学的なデータや放射能による影響について専門家による講演の内容を訴求しているが、その内容が科学的数値も用いて専門的に伝えるものであることから、目標を達成しなかった。 「輝く女性応援会議/女性活躍促進」では、すべての女性が輝く社会へという機運や支援策を訴求したが育児休業のように理解度の高い内容もある一方、先進企業や地域貢献での活躍等、政策の対象者が限られる内容のものもあり、目標を達成しなかった。 <p>3. 政府広報オンラインの閲覧数は総ページビュー数2,900万超(目標比147%)と目標を大きく達成した。キャンペーン広報と連動した「特集」を制作したほか、テレビ、新聞等マスメディアとインターネット媒体を組み合わせたクロスメディア広報を推進したことや、国民のニーズや社会課題にタイミングを合わせて展開した「お役立ち情報」等のコンテンツ自体の強化とコンテンツへの誘導を強化したことが、効果的であったと考えられる。</p> <p>さらに、スマートフォンやタブレット等、多様化する閲覧方法への技術的な対応を進めてきたことも要因の一つであり、今後も対応を継続する。</p>

	<p>(課題等)</p> <ul style="list-style-type: none"> 重要施策に対する国民の理解と協力を促す広報については、ライフスタイルやニーズの変化に即した広報戦略に基づき、適切な時期に展開していくことが重要である。 若者層への広報効果を高めるため、広範な訴求対象に効果的であるクロスメディア広報戦略と合わせて、政府広報オンラインを軸に、キュレーションメディアやSNS等のインターネット媒体の新しい使いわれ方を取り入れた広報戦略にも取り組んでいく必要がある。 また、「社会保障と税の一体改革」「女性の活躍躍進」等の、新しい政策や取組みの導入段階である重要施策については、社会意識や気運の醸成の変化を見つ、その段階に応じた段階的、累積的な広報を展開する必要がある。
次期目標等への反映の方向性	<p>【施策】</p> <ul style="list-style-type: none"> 国民にとって役立つ時期やニーズを見極め、メディア環境やライフスタイルの変化を把握し、マスメディア、インターネットメディア、様々な情報接点を組み合わせたクロスメディア戦略を推進し、より効果的な広報戦略を実施していく。 今後一層、国民の理解、気運醸成が必要な施策の広報については、訴求対象に合ったターゲット媒体活用や理解を得やすい表現の工夫をさらに検討していく。 <p>【測定指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> 主要媒体の「テレビCM」「新聞広告」の広報理解度、利用者が興味をもってアクセスを行うインターネット媒体の「政府広報オンライン」閲覧数を測定指標とする。

学識経験を有する者の知見の活用	各界の「政府広報アドバイザー」に、必要に応じて意見を求めながら、広報戦略の検討を随時行っている。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> 平成26年度広報効果測定一覧(テレビCM)〈テレビCMカルテ:ビデオリサーチ社〉添付1 平成26年度広報効果測定一覧(新聞広告)〈J-MONITOR:ビデオリサーチ社・新聞社〉添付2
---------------------------	--

担当部局名	大臣官房政府広報室	作成責任者名	参事官 後藤 一也	政策評価実施時期	平成27年8月
-------	-----------	--------	--------------	----------	---------

【平成26年度 広報効果測定一覧 (テレビCM)】

テレビCMカルテ 定型調査

平成27年6月1日現在

調査出典:ビデオリサーチ社 テレビCMカルテによる

広報テーマ	放送期間	内容理解度 (認知者ベース)
		内容が理解できたか
振り込め詐欺等の被害の未然防止	平成26年9月11日～24日	88.8%
社会保障と税の一体改革(成果のギャラリー編)	平成26年10月25日～31日	76.5%
北方領土問題(北方領土を描く編)	平成27年2月1日～7日	87.4%
防災(共助)	平成27年3月11日～18日	80.0%
マイナンバー	平成27年3月9日～31日	72.8%

平成26年度 政策評価における目標値	平成26年度目標値	平成26年度 実績値平均
テレビCMカルテ調査における広報理解度	78.5%	81.1%

添付2

【平成26年度 広報効果測定一覧 (新聞広告)】

J-MONITOR 定型調査

平成27年3月31日現在

調査出典:ビデオリサーチ社・新聞社 新聞広告共通調査プラットフォームによる

広報内容(掲載日)	新聞社数	広告段数	対象新聞	理解度
■臨時福祉給付金/子育て世帯臨時特例給付金 平成26年7月14日	全国70紙	全5段	読売	86.3%
			朝日	86.1%
2つの給付金 平均値				86.2%
■放射線の正しい知識 平成26年8月17日	中央5紙 + 福島民報 福島民友	全15段	読売	75.3%
			朝日	73.9%
放射線の正しい知識+危険ドラッグ 平均値				74.6%
■社会保障と税の一体改革 平成26年10月25日	全国70紙	全5段	読売	54.4%
			朝日	51.0%
社会保障と税の一体改革 平均値				52.7%
■輝く女性応援会議 平成26年10月29日	全国70紙	全15段	読売	68.7%
			朝日	72.3%
輝く女性応援会議 平均値				70.5%
■振り込め詐欺等の未然防止 平成27年1月30日	全国70紙	全5段	読売	93.2%
			朝日	91.6%
振り込め詐欺 平均値				92.4%
■マイナンバー制度 平成27年3月15日	全国70紙	見開き全5段	読売	82.3%
			朝日	82.1%
マイナンバー制度 平均値				82.2%
■女性の活躍促進(①育児休業編) 平成27年3月22日	全国70紙	全5段	読売	85.4%
			朝日	76.7%
女性の活躍促進①(育児休業編) 平均値				81.1%
■女性の活躍促進(②先進企業編) 平成27年3月23日	全国70紙	全5段	読売	76.3%
			朝日	75.7%
女性の活躍促進②(先進企業編) 平均値				76.0%
■女性の活躍促進(③地域貢献編) 平成27年3月24日	全国70紙	全5段	読売	67.0%
			朝日	58.4%
女性の活躍促進③(地域貢献編) 平均値				62.7%

女性の活躍促進
①~③平均

73.3%

平成26年度 政策評価における目標値	
J-MONITOR調査における広報理解度	81.5%

	理解度
平成26年度平均	75.4%

平成26年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府26-3(政策2-施策②))

政策名	政府広報・広聴による政府施策の理解、協力の促進					
施策名	国際広報の強化					
施策の概要	日本経済の再生に向けて、我が国企業のグローバルな活動を推進していくためには、国際場裏での日本理解の促進と親日感の醸成が重要。このため、対象地域や対象層を見定めつつ、官邸を司令塔として民間の力も活用し、あらゆる広報ツールを通じた国際社会に対する日本の発信力を強化し、戦略的な国際広					
達成すべき目標	国際世論に影響力を有する各界のオピニオンリーダー等をはじめとして、国際社会において事実関係に関する正しい認識と、我が国の基本的立場や政策に関する理解の浸透					
施策の予算額・執行額等	区分	24年度	25年度	26年度	27年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	-	500	1,509	3,603
		補正予算(b)	-	814	601	-
		繰越し等(c)	-	-	532	-
		合計(a+b+c)	-	1,314	2,642	-
執行額(百万円)	-	1,314	2,642	-	-	
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	「海外広報体制の強化:政府一体となった国際広報活動を強化することを目的に本年4月から開催されている「国際広報強化連絡会議」を最大限に活用し、クールジャパンやビジット・ジャパン、インベスト・ジャパン等の施策について各省庁の広報機会・コンテンツ等を共有するなど、海外広報を強化する。」(「日本再興戦略」H24.6.14閣議決定)					

測定指標	基準値	実績値					目標値	達成
		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度		
我が国に対する理解度	-	-	-	-	-	37.6%	45.0%	-
	-	-	-	-	-	-	-	
年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国に対する好感度	基準値	実績値					目標値	達成
	-	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	32年度	-
年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	52.0%	60.0%	-
	-	-	-	-	-	-	-	-

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 測定せず (判断根拠) 新規事業のため、平成26年度の調査結果を翌年以降の基準値とし、平成26年度の目標値は未設定としたため。
	施策の分析	(有効性、効率性) ・官邸を司令塔として民間の力(メディア等)も活用し、また、関係省庁とも緊密に連携し、政府一体となって、対象地域や対象層を見定めつつ、あらゆる広報ツールを通じて施策を行った。 ・国際広報は、外務省をはじめ各省庁により個別施策に必要な観点からそれぞれ実施されているが、領土保全、成長戦略、地方創生、女性の活躍など、いわば官邸の特命事項について、国際理解を促進する取組を行った(日本の国際貢献や地方創生等に関して計14本のTVCM等を制作・放映。政府広報誌を計8冊、電子書籍としてウェブ上で配信、配布用の印刷物として英語版を中心に、仏・西語合わせて累計33,000部を発行。延べ24名の実務者をアメリカの計16州29都市へ派遣し、草の根交流を実施、等。) (課題等) 常に変化する国際情勢や、メディア環境に迅速かつ柔軟に対応した、一層効果的な国際広報の実施。政府広報予算の執行にあたるPDCAのための、26年度の現状の分析を踏まえて、27年度の効果検証の更なる強化。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 平成32年度の目標達成に向けて、引き続きあらゆる広報ツールを通じて、国際社会に対する日本の発信力の強化、戦略的な国際広報を行う。 【測定指標】 我が国のイメージ等に関するアンケート調査を行い、我が国への理解度と好感度を継続的に測定する。その際、効率的に効果を測定するため、引き続き、国際世論のインフルエンサーである米国、その中でも知識層(大学卒業以上、一定以上の世帯年収を有する層、と定義)を対象とすることとする。

学識経験を有する者の知見の活用	-
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	-
---------------------------	---

担当部局名	大臣官房政府広報室	作成責任者名	参事官 金子 正志	政策評価実施時期	平成27年8月
-------	-----------	--------	-----------	----------	---------

平成26年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府26-4(政策2-施策③))

政策名	政府広報・広聴による政府施策の理解、協力の促進					
施策名	世論の調査					
施策の概要	世論調査の実施により、国民の基本的な意識の動向及び政府の重要施策に関する国民の意識を公正・中立・正確かつ適時に把握・公表、国政モニター制度により、政府の重要政策等に対する一般国民からの幅広い意見、要望などを聴取、及び国民対話により、国民の意見や提言を聴取し、政府施策の企画立案等に資する。					
達成すべき目標	広聴活動により把握した意識、意見、要望等の、政府施策の企画立案作業への反映等を図る。					
施策の予算額・執行額等	区分	24年度	25年度	26年度	27年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	158	158	160	160
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	158	158	160	
執行額(百万円)	145	155	152			
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	-					

測定指標	世論調査結果の各府省の審議会、白書などでの引用回数	基準値	実績値					目標値	達成
		26年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度	
	18	23	13	27	23	39	調査件数以上	達成	
	年度ごとの目標値	当該年度調査件数(18)以上	当該年度調査件数(6)以上	当該年度調査件数(17)以上	当該年度調査件数(17)以上	当該年度調査件数(18)以上			

目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 目標達成
	(判断根拠) 平成26年実施の世論調査について、審議会・白書などへの引用回数は、39件となった。目標値は18件であったことから、「目標達成」と判断した。
施策の分析	<p>(有効性、効率性)</p> <p>・世論調査については、各府省の要望に基づき、調査の企画・実施・報告書作成・公表までを政府広報室で行っている。調査テーマ選定に当たっては、関連する政策の重要性や利活用の予定を考慮している。調査結果は、各府省の審議会・白書等や広報活動等の資料として活用されており、「人口、経済社会等の日本の将来像に関する世論調査」の結果が「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」(平成26年12月27日閣議決定)に活用されたほか、「母子保健に関する世論調査」の結果が「少子化社会対策大綱」(平成27年3月20日閣議決定)における「施策に関する数値目標」に活用されるなど、それぞれの政策の企画立案作業等の基礎資料として有効的に機能していると考えられる。</p> <p>調査の実施に当たっては、民間の事業者を一般競争入札により決定しているが、個別調査毎の調達ではなく複数調査(2~3調査分)を一括して調達している。これにより、事務作業・手続き等の業務効率化が図れる他、委託業者としても準備事務が減るため、委託費用削減にも繋がっている。委託業者に対しては、業務打合せの他にも、担当社員へのヒアリングや監査(調査員指示集会への参加や調査員活動への同行、監査はがきの実施等)を行うことで、適切に調査が実施されるよう管理している。</p> <p>・国政モニター制度については、一般国民からの幅広い意見・要望等を聴取しており、インターネットを活用(平成24年度から開始)することで、公表を迅速化している。</p> <p>1200件を見込んでいた意見聴取件数は、平成26年度は2629件の提出があり、集められた意見・要望等は全て、施策の企画・立案及び実施のための参考資料となるよう毎月関係府省に送付し、意見・要望等の聴取ツールとして有効的であると考えられる。</p> <p>政府広報室では国政モニターによる意見・要望等のデータ収集及び、関係府省へのデータ提供までが主な業務となるが、重要施策への意見、誤解と見受けられる意見等については、回答を関係府省に依頼し、意見と併せてホームページ上で公表し、政府の政策の理解促進の役割も果たしている。</p> <p>(課題等)</p> <p>・内閣府の世論調査に関する有識者検討会からプリテストの原則実施や各省庁向けのマニュアル作成などの提言を受けており、こうした提言にできるだけ答えていくことが必要である。また、調査テーマの選定に当たっては、重点広報テーマと連携したテーマ選定も行っていくことが必要である。</p>
評価結果	

<p>次期目標等への 反映の方向性</p>	<p>【施策】 ・「骨太の方針」「日本再興戦略」等の政府の重要決定に盛り込まれた政策課題に係るテーマを選定するなどして、調査結果が有効に活用されるものとなるよう、重要政策を担当する各府省との連携を強化する。各府省の政策課題を把握し、企画段階での打合せや、調査テーマ・目的の共有、実施時期の検討など、調査テーマ選定に向けた準備を各府省と調整しながら進める。その際、上述の有識者検討会の意見を踏まえて、プリテストの原則実施や各省庁向けのマニュアル作成・意見交換の活性化などに取り組む。また、重点広報テーマと連携したテーマ選定も行っていく。 ・国政モニター制度により国民の意見・要望等を的確に把握し、速やかに関係府省に提供することで、各府省の施策の企画・立案及び実施に寄与する。</p> <p>【測定指標】 審議会や白書への引用といった利活用度は、各府省で世論調査結果が有効的に利用されたかどうかを評価することができるため、世論調査結果の引用回数を引き続き、測定指標とする。</p>
---------------------------	---

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>・内閣府の世論調査実施における改善点の検討のため、有識者検討会を実施した(26年9月・26年12月・27年3月)。 ・世論調査の個票データの扱いに関する小委員会を実施した(26年6月)。</p>
------------------------	---

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>平成26年度実施調査の各府省での活用状況(別添)</p>
----------------------------------	---------------------------------

<p>担当部局名</p>	<p>大臣官房政府広報室</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>参事官事務代理 太田 哲生</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成27年8月</p>
--------------	------------------	---------------	--------------------------	-----------------	----------------

平成26年度実施調査の各府省での活用状況

別添

	調査主題	公表日	関係省庁	活用内容	活用日
1	農山漁村に関する世論調査	平成26年8月9日	農林水産省	「平成26年度 森林・林業白書」で活用	平成27年5月29日
2	農山漁村に関する世論調査	平成26年8月9日	農林水産省	「平成26年度 食料・農業・農村白書」での活用	平成27年5月26日
3	農山漁村に関する世論調査	平成26年8月9日	農林水産省	「平成26年度 水産白書」で活用	平成27年5月22日
4	農山漁村に関する世論調査	平成26年8月9日	農林水産省	「平成26年度 国土交通白書」で活用	平成27年6月30日
5	農山漁村に関する世論調査	平成26年8月9日	農林水産省	「平成27年版 厚生労働白書」で活用	不明
6	農山漁村に関する世論調査	平成26年8月9日	農林水産省	内閣官房「まち・ひと・しごと創生会議資料」への引用	平成26年9月19日
7	農山漁村に関する世論調査	平成26年8月9日	農林水産省	内閣官房「日本版CCRC構想有識者会議資料」への引用	平成27年2月25日
8	農山漁村に関する世論調査	平成26年8月9日	農林水産省	農林水産省「活力ある農山漁村づくり検討会資料」への引用(同検討会報告書「魅力ある農山漁村づくりに向けて」平成27年3月31日)	平成26年9月26日
9	農山漁村に関する世論調査	平成26年8月9日	農林水産省	農林水産省「食料・農業・農村政策審議会企画部会資料」及び「平成27年 食料・農業・農村基本計画(平成27年3月31日 閣議決定)」への引用	平成26年11月21日
10	農山漁村に関する世論調査	平成26年8月9日	農林水産省	総務省「地方のポテンシャルを引き出すテレワークやWi-Fi等の活用に関する研究会資料」への引用(同検討会中間とりまとめ(平成26年12月12日))	平成26年10月28日
11	国民生活に関する世論調査	平成26年8月23日	内閣府(政府広報室)	「平成27年版 高齢社会白書」で活用	平成27年6月12日
12	国民生活に関する世論調査	平成26年8月23日	内閣府(政府広報室)	「平成27年版 環境白書、循環型社会白書、生物多様性白書」で活用	平成27年6月5日
13	国民生活に関する世論調査	平成26年8月23日	内閣府(政府広報室)	「平成27年版 自殺対策白書」で活用	平成27年6月22日
14	国民生活に関する世論調査	平成26年8月23日	内閣府(政府広報室)	「平成27年版 観光白書」で活用	平成27年6月10日
15	国民生活に関する世論調査	平成26年8月23日	内閣府(政府広報室)	「平成26年度 文部科学白書」で活用	平成27年6月26日
16	国民生活に関する世論調査	平成26年8月23日	内閣府(政府広報室)	「平成26年度 科学技術の振興に関する年次報告(平成27年版科学技術白書)」で活用	平成27年6月16日
17	国民生活に関する世論調査	平成26年8月23日	内閣府(政府広報室)	内閣府「経済財政諮問会議資料」への引用	平成27年2月12日
18	国民生活に関する世論調査	平成26年8月23日	内閣府(政府広報室)	厚生労働省「日本人の長寿を支える「健康な食事」のあり方に関する検討会資料」及び同検討会報告書(平成27年10月16日)への引用	平成26年10月6日
19	母子保健に関する世論調査	平成26年9月13日	厚生労働省	内閣府「新たな少子化社会対策大綱策定のための検討会資料」及び「少子化社会対策大綱」(平成27年3月20日閣議決定)への引用	平成26年12月12日
20	母子保健に関する世論調査	平成26年9月13日	厚生労働省	内閣府「暮らしの質」向上検討会第2分科会資料」への引用	平成27年4月2日
21	母子保健に関する世論調査	平成26年9月13日	厚生労働省	厚生労働省「健やか親子21」の最終評価等に関する検討会資料」及び「「健やか親子21(第2次)」について 検討会報告書(概要)」への引用	平成26年10月24日
22	環境問題に関する世論調査	平成26年9月20日	環境省	「平成27年版 環境白書、循環型社会白書、生物多様性白書」で活用	平成27年6月5日
23	環境問題に関する世論調査	平成26年9月20日	環境省	環境省「第四次環境基本計画の進捗状況の第2回点検結果」(平成26年12月16日閣議報告)への引用	平成26年12月16日
24	環境問題に関する世論調査	平成26年9月20日	環境省	環境省「エコリズム推進に関する検討会報告書」への引用	平成27年1月
25	人口、経済社会等の日本の将来像に関する世論調査	平成26年10月18日	内閣府政策統括官(経済社会システム担当)	「平成26年度 国土交通白書」で活用	平成27年6月30日
26	人口、経済社会等の日本の将来像に関する世論調査	平成26年10月18日	内閣府政策統括官(経済社会システム担当)	「平成27年版 厚生労働白書」で活用	不明
27	人口、経済社会等の日本の将来像に関する世論調査	平成26年10月18日	内閣府政策統括官(経済社会システム担当)	「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」(平成26年12月27日閣議決定)への引用	平成26年12月27日
28	人口、経済社会等の日本の将来像に関する世論調査	平成26年10月18日	内閣府政策統括官(経済社会システム担当)	内閣府「経済財政諮問会議専門調査会「選択する未来」委員会資料」及び同委員会報告書(平成26年11月28日)への引用	平成26年10月28日
29	人口、経済社会等の日本の将来像に関する世論調査	平成26年10月18日	内閣府政策統括官(経済社会システム担当)	国土交通省「国土審議会計画部会資料」への引用	平成26年10月24日
30	女性の活躍推進に関する世論調査	平成26年11月1日	内閣府(男女共同参画局)	「平成27年版 男女共同参画白書」で活用	平成27年6月19日
31	女性の活躍推進に関する世論調査	平成26年11月1日	内閣府(男女共同参画局)	「平成27年版 厚生労働白書」で活用	不明
32	女性の活躍推進に関する世論調査	平成26年11月1日	内閣府(男女共同参画局)	内閣府「男女共同参画会議計画策定専門調査会及び男女共同参画会議監視専門調査会資料」への引用	平成26年11月20日
33	がん対策に関する世論調査	平成27年1月17日	厚生労働省	厚生労働省「緩和ケア推進検討会資料」への引用	平成27年2月26日
34	がん対策に関する世論調査	平成27年1月17日	厚生労働省	厚生労働省「がん対策推進協議会資料」への引用	平成27年3月5日
35	がん対策に関する世論調査	平成27年1月17日	厚生労働省	厚生労働省「希少がん医療・支援のあり方に関する検討会資料」への引用	平成27年3月6日
36	基本的法制度に関する世論調査	平成27年1月24日	法務省	法務大臣閣議後記者会見での引用	平成27年1月27日
37	社会意識に関する世論調査	平成27年3月21日	内閣府(政府広報室)	「平成26年度科学技術の振興に関する年次報告(平成27年版科学技術白書)」で活用	平成27年6月16日
38	循環型社会形成に関する世論調査	平成26年7月24日	環境省	環境省「産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会容器包装リサイクルワーキンググループ及び中央環境審議会循環型社会部会容器包装の3R推進に関する小委員会 第14回合同会合資料」への引用	平成26年9月24日
39	水循環に関する世論調査	平成26年9月4日	国土交通省	国土交通省「水資源開発分科会調査企画部会資料」及び「今後の水資源政策のあり方について 答申」(平成27年3月27日)への引用	平成26年11月17日

平成26年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府26-5(政策3-施策①))

政策名	遺棄化学兵器廃棄処理事業の推進					
施策名	化学兵器禁止条約に基づく遺棄化学兵器の廃棄処理					
施策の概要	<p>第2次世界大戦中、旧日本軍によって中国に遺棄された化学兵器(毒ガス兵器)について、化学兵器禁止条約(1995年批准、1997年発効)にしたがい、日本は「遺棄締約国」として、中国における日本の遺棄化学兵器を廃棄する義務を負うこととなった。</p> <p>平成11(1999)年7月、日中間で覚書を締結し、平成27(2015)年3月に、「遺棄化学兵器問題に関する基本方針について」が閣議決定され、平成27年4月以降においても、本問題に取り組み、環境と安全を最も優先しつつ、中国国内で廃棄を行うこと等を確認している。</p>					
達成すべき目標	旧日本軍の遺棄化学兵器の廃棄処理を着実に進行する。					
施策の予算額・執行額等	区分	24年度	25年度	26年度	27年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	20,787	21,125	26,700	31,434
		補正予算(b)	△ 16	△ 113	-	
		繰越し等(c)	524	△ 3,265	3,014	
		合計(a+b+c)	21,295	17,747	29,714	
	執行額(百万円)	20,334	16,271	26,190		
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<p>第189回国会 平成27年3月13日衆議院内閣委員会・平成27年3月24日参議院内閣委員会 山口内閣府特命担当大臣所信表明演説(関係部分)「中国における遺棄化学兵器の問題につきましては、化学兵器禁止条約上の我が国の義務を誠実に履行するため、引き続き廃棄事業を着実に進めてまいります。」</p>					

測定指標	年度計画の遺棄化学兵器処理数の割合	基準値	実績値					目標値	達成
		25年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度	達成
		100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	
	年度ごとの目標値		100%	100%	100%	100%	100%		達成
	会議等における日本側の取組に対する中国側の評価	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
25年度		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度	達成	
肯定評価		肯定評価	肯定評価	肯定評価	肯定評価	肯定評価	肯定評価		
年度ごとの目標		肯定評価	肯定評価	肯定評価	肯定評価	肯定評価		達成	

評価結果	目標達成度合いの測定結果	<p>(各行政機関共通区分) 目標達成</p> <p>(判断根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> 遺棄化学兵器の廃棄処理については、日中の協議にしたがい、各年度における遺棄化学兵器廃棄処理を適切に実行しているため、目標達成と判断した。 平成27年3月に実施した日中共同グループ会合において、中国側より「中日関係が良い時も悪い時も、本件事業が着実に進んでいるとの日本側の評価に完全に同意する。」という発言があったことから目標達成と判断した。
	施策の分析	<p>(課題等)</p> <p>中国における遺棄化学兵器の処理事業であり、遺棄化学兵器の廃棄に向けて着実に進めていく必要があり、そのためには日中両国の協力が不可欠であると考えます。</p> <p>(有効性、効率性)</p> <p>遺棄化学兵器の廃棄処理計画や実績は、中国と日本との協議の結果の処理数であるため、処理の目標は達成したものと判断する。(日中の協議は日々断続的に行っているところであるが、26年度に中国外交部と実施した日中実施当局間協議は6月と2月に実施。)</p> <p>なお、平成26年度末までに、遺棄化学兵器52,322発を発掘・回収(OPCW申告ベース、外務省の発掘・回収分を含む)し、そのうち37,550発を廃棄処理しているところである。(26年度は2,074発の発掘・回収(OPCW申告ベース)及び486発の廃棄処理を実施)</p>
	次期目標等への反映の方向性	<p>【施策】</p> <p>遺棄化学兵器の処理を適切に実施していくことを確認するために、現在の目標を引き続き維持していく。</p> <p>【測定指標】</p> <p>遺棄化学兵器処理事業の進捗状況を確認していくためには、処理計画数と実際の廃棄処理状況を定量的に確認していく必要がある。さらに事業の特性上、中国からの評価を踏まえる必要があることから、現在の測定指標を引き続き次期目標としていく必要がある。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	—
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	○遺棄化学兵器処理担当室ホームページ「有識者会議資料」(http://www.cao.go.jp/acw/index.html)
---------------------------	--

担当部局名	遺棄化学兵器処理担当室	作成責任者名	参事官(総務) 萬屋 正	政策評価実施時期	平成27年8月
-------	-------------	--------	--------------	----------	---------

平成26年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府26-6(政策4-施策①))

政策名	経済財政政策の推進				
施策名	政府調達に係る苦情処理とその周知・広報				
施策の概要	<p>政府調達苦情処理体制は、WTOの「政府調達協定」に基づいて閣議決定により整備され、内外無差別の原則の下、政府調達手続の透明性、公正性及び競争性の一層の向上を図ることを目的としている。具体的には、苦情の申立てに応じて政府調達苦情検討委員会を開催し、政府調達協定等に基づいて苦情の検討を行っている。</p> <p>また、上記の我が国の政府調達苦情処理手続について、関係省庁等で開催される政府調達セミナー等においてパンフレットを配布すること等により、制度の周知を図るとともに、ホームページにおいて、苦情処理体制・制度の内容や委員会における苦情申立ての検討結果等を公表している。</p>				
達成すべき目標	政府調達苦情申立てに対して適切に対応するとともに、政府調達セミナー等を通じて積極的に制度周知を行う。				
施策の予算額・執行額等	区分	24年度	25年度	26年度	27年度
	予算の状況(百万円)				
	当初予算(a)	3	3	3	3
	補正予算(b)	△0	-	-	-
	繰越し等(c)	-	-	-	-
合計(a+b+c)	3	3	3		
執行額(百万円)	1	0	2		
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	-				

測定指標	1 紛争当事者が裁判所に提訴したもののうち、委員会の判断の趣旨と異なる判断が下された件数	基準値	実績値					目標値	達成
		-	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度	達成
		-	0件	0件	0件	0件	0件	0件	
	年度ごとの目標値		0件	0件	0件	0件	0件		
	2 HPへのアクセス件数	基準値	実績値					目標値	達成
		25年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度	達成
23,402件		78,339件	45,378件	29,354件	23,402件	31,880件	前年度比増		
年度ごとの目標値		年間88,000件以上	年間88,000件以上	前年度比増	前年度比増	前年度比増			

評価結果	目標達成度合いの測定結果	<p>(各行政機関共通区分) 目標達成</p> <p>(判断根拠) 平成25年度実施施策に係る政策評価書に基づいて新たに測定指標として設定した「紛争当事者が裁判所に提訴したもののうち、委員会の判断の趣旨と異なる判断が下された件数」について目標値を達成し(※裁判所に提訴された件数は0件)、またHPへのアクセス件数についても目標値を達成したことから、「目標達成」と判断した。</p>
	施策の分析	<p>(有効性・効率性)</p> <p>平成26年度においては、2件の苦情処理申立てについて、政府調達苦情検討委員会が苦情処理手続に従って適切に受理・検討し、報告書の作成及び関係調達機関等への提案を行い、政府調達手続の透明性、公正性及び競争性の向上に寄与した。</p> <p>また、政府調達に関心を有する企業が数多く参加する「政府調達に関する説明会」(外務省主催)における政府調達苦情処理に関する講演、パンフレットの配布等、限られた予算の中でできる限りの周知・広報に努めた。</p> <p>(課題等)</p> <p>「HPへのアクセス件数」が前年度比増となるなど、政府調達苦情処理体制の周知が一定程度進んでいると考えられるが、一方で、「HPへのアクセス件数」は苦情の申立て状況に影響される可能性があることから、引き続き周知・広報を図る必要がある。</p>

果	次期目標等への反映の方向性	<p>【施策】 今後も苦情が申し立てられた際には、「政府調達に関する苦情の処理手続」(平成7年12月14日政府調達苦情処理推進会議決定)等の手続にのっとり、適切に苦情を処理することを通じて、政府調達手続の透明性、公正性及び競争性の向上を図っていく。 また、政府調達苦情処理体制の周知が進んでいないために、苦情申立てが行われなかったことのないよう、引き続き「政府調達に関する説明会」(外務省主催)等において、更なる周知・広報に努めていく。</p> <p>【測定指標】 政府調達苦情処理体制の目的は、政府調達に関する具体的な苦情を受付・処理することを通じて、内外無差別の原則の下、政府調達手続の透明性、公正性及び競争性の一層の向上を図ることであり、苦情の検討結果は政府調達協定等にのっとりつつものであることが求められる。これを踏まえ、平成26年度より新たに測定指標として設けた「紛争当事者が裁判所に提訴したもののうち、委員会の判断の趣旨と異なる判断が下された件数」については、引き続き測定指標として設定し、0件を目標に取り組んでいく。 また、周知・広報の進捗状況と関連すると思われるHPへのアクセス件数についても、引き続き測定指標として設定し、前年度比増を目標にさらなる周知・広報に取り組んでいく。</p>
---	---------------	---

学識経験を有する者の知見の活用	-
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	・政府調達苦情処理体制(CHANS)ホームページ http://www5.cao.go.jp/access/japan/chans_main_j.html http://www5.cao.go.jp/access/english/chans_main_e.html
---------------------------	--

担当部局名	政策統括官(経済財政運営担当)	作成責任者名	参事官(企画担当) 茂呂 賢吾	政策評価実施時期	平成27年8月
-------	-----------------	--------	--------------------	----------	---------

平成26年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府26-7(政策4-施策②))

政策名	経済財政政策の推進					
施策名	対日直接投資の推進					
施策の概要	対日直接投資は、内外資源の融合によるイノベーションを通じて日本経済の成長力を強化することから、その促進のための施策を講じている。					
達成すべき目標	対日直接投資の拡大					
施策の予算額・執行額等	区分	24年度	25年度	26年度	27年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	9	9	9	12
		補正予算(b)	△0	—	—	—
		繰越し等(c)	—	—	—	/
		合計(a+b+c)	8	8	9	
執行額(百万円)	6	2	3			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	「日本再興戦略」改訂2014(平成26年6月24日閣議決定) 「まち・ひと・しごと創生総合戦略」(平成26年12月27日閣議決定) 「外国企業の日本への誘致に向けた5つの約束」平成27年3月17日対日直接投資推進会議決定					

測定指標	対日直接投資残高(兆円)	基準値	実績値				目標値	達成	
		24年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	32年度	-
		19.2	-	-	19.2	19.6	23.3	35	
	年度ごとの目標値	/							
	対日直接投資推進会議を司令塔とした関係省庁による国内事業環境改善等の取組の推進	施策の進捗状況(実績) 投資案件の発掘・誘致活動、及び必要な制度改革等の司令塔として「対日直接投資推進会議」を平成26年4月に立ち上げ、平成27年3月に総理出席のもと、同会議において、「外国企業の日本への誘致に向けた5つの約束」を決定。生活環境・ビジネス環境の改善や、日本に重要な投資をした外国企業に副大臣等を相談相手としてつける「企業担当制」の運用に取り組むこととした。					目標	達成	

目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度の進展あり	
	(判断根拠)	対日直接投資残高が一定程度の進捗を見せたことに加え、対日直接投資推進会議等の開催や「外国企業の日本への誘致に向けた5つの約束」の決定等、国内事業環境の改善に資する取組を推進したことから「相当程度の進展あり」と判断した。

評価結果	施策の分析	(有効性・効率性、課題等) 政府・JETRO・地方自治体が連携して投資案件の発掘・誘致活動を行うとともに、対日直接投資推進会議を開催し、外国企業から利便性を阻んでいると指摘が多い事項について改善を図るため「外国企業の日本への誘致に向けた5つの約束」を決定するなど、制度改革や我が国の投資環境の整備に向けた取組を進めた。その結果として、投資先としての日本に対する国際的評価は向上しており、また、平成25年、26年の対内直接投資はそれ以前に比べて大幅に増加している。 なお、対日直接投資の決定要因は、我が国の市場規模、成長見込み、地理的近接性等の要因が大きく、政府の取組のみで進むものではない。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 対日直接投資の推進は、成長戦略の重要な柱として位置付けられており、「日本再興戦略」改訂2014において、投資案件の発掘・誘致活動、国内事業環境の改善等に政府横断で取り組むこととされている。また、平成27年3月17日に総理の下、推進会議を開催し、今後重点的に進めていく施策として「外国企業を日本に誘致するための5つの約束」を決定した。これに基づき、今後、関係省庁において日常生活における言語の壁の克服、無料公衆無線LANの整備、地方空港のビジネスジェット受入れ、海外から来た子弟の教育環境の充実に取り組むほか、内閣府において、外務省やJETRO等と連携しながら日本に重要な投資をした外国企業に副大臣等を相談相手としてつける「企業担当制」の運用に取り組むなど、さらなる国内事業環境改善等の取組の推進に努める。 【測定指標】 ・「日本再興戦略」(平成25年6月)において、対日直接投資残高を2020年末時点で35兆円まで倍増と目標設定されていること等から、アウトカム指標としては、引き続き本指標によることとするが、一方で対日直接投資を呼び込む上では、我が国の市場規模、成長見込み、地理的近接性等の要因によるところが大きく、対日直接投資推進のための政府の取組のみで進むものではないことに留意が必要。 ・引き続き対日直接投資推進会議を司令塔とした関係省庁による国内事業環境改善等の取組の推進を測定指標とするとともに、事業の適切な進捗管理に努める。

学識経験を有する者の知見の活用	「対日直接投資に関する有識者懇談会」及び「対日直接投資推進会議」における学識経験者等の意見を活用した。
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	「日本再興戦略」改訂2014(平成26年6月24日) 「外国企業を日本に誘致するための5つの約束」(平成27年3月17日)
---------------------------	--

担当部局名	政策統括官(経済財政運営担当)	作成責任者名	参事官(産業・雇用)	政策評価実施時期	平成27年8月
-------	-----------------	--------	------------	----------	---------

平成26年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府26-8(政策4-施策③))

政策名	経済財政政策の推進					
施策名	緊急雇用対策の実施					
施策の概要	成長分野における人材の育成・確保及び被災地の復興に役立つ人材の育成のため、育成プログラムの認証とキャリア段位(レベル)の認定を、被災地において重点的に実施しつつ、全国的に展開する。					
達成すべき目標	2020年度(平成32年度)において、レベル認定者数を22万人程度とする。 (介護:13万人程度、カーボン:5万人程度、6次:4万人程度)					
施策の予算額・執行額等	区分	24年度	25年度	26年度	27年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	580	340	267	-
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	△30	-
		合計(a+b+c)	580	340	237	-
執行額(百万円)	404	340	234	-		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	「新成長戦略」(平成22年6月18日閣議決定) 「日本国内投資促進プログラム」(平成22年11月29日国内投資促進円卓会議決定) 「日本再生のための戦略に向けて」(平成23年8月5日閣議決定) 「円高への総合的対応策」(平成23年10月21日閣議決定) 「アジア拠点化・対日投資促進プログラム」 (平成23年12月16日アジア拠点化・対日投資促進会議決定,平成24年6月22日フォローアップ) 「日本再生の基本戦略」(平成23年12月24日閣議決定) 「日本再生戦略」(平成24年7月31日閣議決定)					

測定指標		基準値	実績値					目標値	達成
		1 レベル認定者数〔累計〕	-	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	32年度
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	131人	747人	22万人	
2 アセッサー等(評価者)の数〔累計〕	基準値	-	実績値					目標値	達成
	-	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度	達成	
	-	-	-	-	3,330人	7,818人	6,000人	達成	
	年度ごとの目標値	-	-	-	2,000人	6,000人	-		
3 認定された育成プログラムの数〔累計〕	基準値	-	実績値					目標値	達成
	-	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度	達成	
	-	-	-	-	24	46	40	達成	
	年度ごとの目標値	-	-	-	20	40	-		

目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 進展が大きくない (判断根拠) 認定された育成プログラムの数やアセッサー等(評価者)の数については、目標を達成しているものの、レベル認定者数が、目標に及んでいないため、「進展が大きくない」と判断した。
	(有効性・効率性) 実践キャリア・アップ戦略の推進に当たっては、3分野(介護プロフェッショナル、カーボンマネージャー、食の6次産業化プロデューサー)ごとの実施機関(事業者)においてキャリア段位制度実施事業を実施することを通じて、成長分野における人材育成を図ってきたところであり、レベル認定者数は一定数増加しており、本事業は有効的であると考えられる。 また、レベル認定者数は目標を下回っているものの、アセッサー等(評価者)の数や認定された育成プログラムの数については、大幅な増加となっており、本事業は着実に進展しており、今後、事業の更なる進展により、レベル認定者数の増加が見込まれる。

施策の分析

(未達成となった原因、課題等)

本制度は制度自体の認知度が低くとどまっていることに加え、レベル認定に関する講習及び評価手続等に当初の想定よりも多くの時間を要しており、制度の定着が未達であるという状況にある。

●介護プロフェッショナル

介護事業所・施設においてまずはアセッサーを養成し、そのアセッサーが所属する介護事業所・施設の職員について内部評価を行う仕組みとなっている。

アセッサーになるためには、講習テキストの読み込みや、eラーニング、そして集合講習の受講を求めており、学習には相当の時間を要するものとなっているが、平成26年度までに、アセッサー(事業者・施設内において評価を行う者)は、7,817人を養成することができた。このように、制度立ち上げ時期である26年度までの3年間については、評価を行う者(アセッサー)の養成に注力してきた。一方、養成したアセッサーが所属する事業所・施設において行う内部評価については、当初見込んでいた期間(3か月)の2倍を超える時間を要していること、内部評価完了後の事務局の審査等に多くの時間を要していること等が課題となっており、想定していたレベル認定者数を達成できなかったものと考えられる。

レベル認定の推進に向けては、これまでも内部評価の取り組み事例の紹介や、評価項目に関するQ&Aを整理・公表するなど事業所・施設における取り組みに対する支援を積極的に行っているところであるが、27年3月には、介護プロフェッショナルWGを開催し、これまでの成果を総括するとともに、更なるレベル認定の推進のために事業所・施設における内部評価の更なる推進のための工夫等についてとりまとめたところである。

●カーボンマネジャー

26年度までにカーボンマネジャーレベル1~4の内容を定めたり、研修機関を認証するなど、制度構築を行うことができたが、制度開始時点では、省エネルギー等に対象が限定されていたことや認知度が高まらなかったことから、レベル認定者は想定を下回った。このような課題に対応するため、対象範囲の拡大、名称変更、関連資格との連携などの取組を行った。

具体的には、27年度より、従来の対象範囲に加え、近年、社会的な関心を高めている再生可能エネルギー、スマートコミュニティ等といった分野を追加することとし、26年度には、トライアル試験を実施した。また、「カーボンマネジャー」という名称については、イメージ喚起力不足や内容と名称の齟齬などの課題があることを踏まえ、「エネルギー・環境マネジャー」に変更することとした。

さらに、関連資格との連携として、26年度には、制度の認知度向上及び認定者数の増加を狙いとして、eco検定(東京商工会議所主催の環境問題に関する知識に関する検定試験。検定試験合格者は、2006年の試験開始以来、約21万人。)との連携を開始し、eco検定合格者に対して制度を周知するとともに、申請のあった合格者をカーボンマネジャーレベル1に認定した。

27年度以降の運営に当たっては、27年3月にWGを開催し、さらなる普及を図るため、①エネルギー・環境分野の関連資格を保有する者のレベル認定や、関連資格を運営する団体による広報協力などを、関連資格との連携・協力を積極的に図ること、②大学、高等専門学校等での教育課程との連携を進め、制度の裾野拡大を図ること、③制度としての継続性に配慮しつつも、ビジネスの現場において求められるニーズを踏まえ、適切に制度設計の改善を行っていくこととしている。

●食の6次産業化プロデューサー

平成26年度においては認証プログラム実施機関が44機関[累計]、レベル認定者が300人[累計]となる等一定の成果は上がっているが、レベル認定によるメリットの周知や実践キャリア・アップ戦略全体のイメージの周知・普及が大きく進展しなかったこと等が、レベル認定者数の目標が未達成となった原因として挙げられる。

このような中、事業実施期間中には、プログラム認証及び受講者の増加を目的に、全国農業高校校長会、全国水産高校校長会、全国農学部長会議における制度紹介を始め、制度の周知に努めた。

今後は、段位認定者やプログラム認証機関の組織化等による相互の情報連携を促すことで、本制度事業の結果を基盤に、今後の社会実装に向けた活動の維持、継続が重要になるとの考えの下、レベル認定申請料の見直しや制度自体の周知・広報活動に引き続き取り組んでいく必要がある。具体的には、①レベル1認定申請料を見直すとともに農業高校、水産高校及び総合高校等への周知・広報活動をより積極的に行う、②認証機関の承認等をスムーズに行うために作成したQ&Aのより積極的な利活用を進めるとともに、プログラム実施機関の担当者を参集した会議体による制度の申請のための研修及び課題改善、③レベル認定を受けることでどのようなメリットがあるか等、レベル認定者への調査を実施し、先導事例としてとりまとめ、そのメリットを積極的に周知・普及する。

次期目標等への反映の方向性	<p>【施策】 平成27年度以降、レベル認定者数の増加のためには関連団体等との連携、広報協力等によって実施機関における制度の社会的な定着が求められる。 平成24年度から26年度までは、制度の立ち上げ期間と位置づけ、内閣府より補助を行ってきた。民間団体による独立採算での実施に移行することを目指して調整を進めてきた結果、「カーボンマネージャー」、「食の6次産業化プロデューサー」については、事業実施団体が自主事業として運営し、「介護プロフェッショナル」については、厚生労働省へ移管の上、「介護職員資質向上促進事業」として実施することとなった。そのため、平成27年度以降は内閣府として予算要求を行わない。今後は、これまでの3年間の成果を踏まえ、事業実施団体等において、必要な改善を図りつつ事業を実施していく。 なお、本制度は「わかる(知識)」だけでなく、「できる(実践的スキル)」を重点的に評価するものであり、既存の資格制度とは性質が異なるものである。 また、平成27年度以降は、当該事業について、内閣府として予算要求は行わないことから、政策評価の対象外とする。</p>
---------------	--

学識経験を有する者の知見の活用	学識経験を有する者等で構成されるワーキンググループ・運営委員会における議論を踏まえて、制度設計・事業運営等を行ってきた。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> 実践キャリア・アップ戦略ホームページ http://www5.cao.go.jp/keizai1/jissen-cu/jissen-cu.html
---------------------------	---

担当部局名	政策統括官(経済財政運営担当)	作成責任者名	参事官(企画担当) 茂呂 賢吾 参事官(産業雇用担当) 葛西 康之	政策評価実施時期	平成27年8月
-------	-----------------	--------	--	----------	---------

平成26年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府26-10(政策4-施策⑤))

政策名	経済財政政策の推進					
施策名	民間資金等活用事業の推進(PFI基本方針含む)					
施策の概要	<ul style="list-style-type: none"> 民間資金等活用事業の推進を図るため、民間資金等活用事業に関する情報収集、整理、提供を定期的に実施。 国、地方とも財政状況の厳しい中で、地域と投資家双方にとって魅力や価値があるPFI事業の案件形成支援を実施。 					
達成すべき目標	民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する基本方針を踏まえた民間資金活用事業の一層の推進					
施策の予算額・執行額等	区分	24年度	25年度	26年度	27年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	623	590	150	140
		補正予算(b)	6	△ 388	△ 2	
		繰越し等(c)	-	-	-	
		合計(a+b+c)	629	202	148	
執行額(百万円)	362	165	73			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> 「PPP/PFIの抜本改革に向けたアクションプラン」(平成25年6月6日民間資金等活用事業推進会議決定) 「PPP/PFIの抜本改革に向けたアクションプランに係る集中強化期間の取組方針」(平成26年6月16日民間資金等活用事業推進会議決定) 「経済財政運営と改革の基本方針2014」(平成26年6月24日閣議決定) 「日本再興戦略」改訂2014(平成26年6月24日閣議決定) 					

測定指標	基準値	実績値					目標値	達成
		25年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
1. PFI事業件数	446件	-	-	-	446件	489件	対25年度比増	達成
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	対25年度比増		
	2. 地方公共団体へのPFI専門家派遣件数	34件	-	-	-	34件	25件	
年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	対25年度比増		

評価結果	目標達成度合いの測定結果	<p>(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり</p> <p>(判断根拠)</p> <p>「PPP/PFIの抜本改革に向けたアクションプラン」、「PPP/PFIの抜本改革に向けたアクションプランに係る集中強化期間の取組方針」、「経済財政運営と改革の基本方針2014」及び「日本再興戦略」改訂2014を踏まえた施策を着実に推進した結果、「PFI事業件数」について対25年度比で増加したことから、目標を達成した。</p> <p>一方で、「地方公共団体へのPFI専門家派遣件数」については、25年度実績を下回り、目標を達成することができなかった。</p>
	施策の分析	<p>(有効性、効率性)</p> <p>平成26年度の事業については、「PPP/PFIの抜本改革に向けたアクションプラン」、「PPP/PFIの抜本改革に向けたアクションプランに係る集中強化期間の取組方針」、「経済財政運営と改革の基本方針」及び「日本再興戦略」改訂2014を踏まえた施策を着実に推進してきたところであり、今後も一層の推進を図っていく。</p> <p>また達成手段①「民間資金等活用事業調査等に必要な経費」については、地方公共団体へPFIに関する事例紹介や助言を行うPFI専門家の派遣や、内閣府に実務経験者を配置してPFI事業の実務に関するアドバイスをを行うワンストップ窓口のPFI推進室への設置等によって、地方公共団体のPFIに関する理解を深めることに寄与してきたところ。達成手段②及び③の「民間資金等活用事業の促進に必要な経費」については、PFIの手法の活用を検討しようとしている地方公共団体に対し、PFI事業に関して実績のある民間コンサルタント会社に委託して、公共施設等運営権を活用した案件、収益施設の併設・活用など事業収入等で費用を回収する案件等の形成に対する導入可能性調査の実施支援を行うことで、地方公共団体におけるPFIの推進を図ってきたところ。これらの継続的な取組により、PFI事業件数が着実に増加していることから、達成手段①～③はいずれもPFIの推進に資するものであったと評価できる。</p> <p>(課題等)</p> <p>今後の課題として、多様な管理者等がPFI事業に取り組んでいるものの、さらなるPFI事業の普及・推進を図る必要があるため、PFI事業実績約500件の大半を実施している地方公共団体への支援をさらに強化し、案件形成につなげていく必要がある。</p> <p>また、PFI専門家派遣件数が前年度実績を下回ったことに関しては、地方公共団体より、PFI専門家派遣事業を利用しない理由として、「当該事業を承知していないため」「当該事業の具体的な支援内容が分からないため」などの指摘が寄せられたところである。内閣府ホームページ等による積極的な広報、同一地方公共団体に対する複数回の派遣、専門家派遣を利用した地方公共団体に対する内閣府職員によるフォローアップ等により運用改善を図ってまいりたい。</p>

<p>次期目標等への 反映の方向性</p>	<p>【施策】 できるだけ税財源に頼ることなく、民間にとっても魅力的な事業を推進することにより、民間投資を喚起し、必要なインフラ整備・更新と地域の活性化、経済成長につなげていくことが必要であることから、地方公共団体を支援し事業化を促進するなど、引き続き、PFIの推進を行っていく。</p> <p>【測定指標】 「PPP／PFIの抜本改革に向けたアクションプラン」及び「PPP／PFIの抜本改革に向けたアクションプランに係る集中強化期間の取組方針」を踏まえ、PFIの一層の推進を図る観点から、引き続き、PFI事業件数を指標とし、対26年度比増を目標として設定する。さらに、地方公共団体を支援する観点から、地方公共団体へのPFI専門家派遣件数を指標として設定し、対26年度比増を目標として設定する。</p>
---------------------------	---

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>PFI推進委員会等を活用した。</p>
------------------------	------------------------

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>-</p>
----------------------------------	----------

<p>担当部局名</p>	<p>政策統括官(経済社会システム担当)</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>参事官 村田 有</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成27年8月</p>
--------------	--------------------------	---------------	---------------------	-----------------	----------------

平成26年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府26-12(政策4-施策⑦))

政策名	経済財政政策の推進					
施策名	市民活動の促進					
施策の概要	1. 市民活動の促進を図るため、特定非営利活動促進法及び寄附税制の周知・運用を行う。 2. 専門分野に特化したマネジメント人材の育成により中間支援機能の強化を図るため、各専門分野におけるノウハウの移転について、調査、企画、実際の支援を実施する。 3. 「NPO等の運営力強化を通じた復興支援事業」の推進に関する方策の検討や実施状況の分析、検証等を実施する。					
達成すべき目標	1. 本施策の推進により、市民活動の担い手の一つである特定非営利活動法人の活動を促す。 2. 専門性の高いマネジメント人材の育成に取り組むとともに、育成支援を受けた中間支援機能の強化を図り、その成果とノウハウを全国に波及させることで、NPO等による地域課題の解決等を継続・発展させていく。 3. NPO等が主体となった被災3県等における復興に向けた取組や被災者支援を効果的・効率的に推進する。					
施策の予算額・執行額等	区分	24年度	25年度	26年度	27年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	125	123	130	131
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
	合計(a+b+c)	125	123	130		
	執行額(百万円)	77	84	116		
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	「経済財政運営と改革の基本方針」(平成26年6月24日 閣議決定)第2章3.(3)					

測定指標	1. 認定(仮認定を含む)特定非営利活動法人の認定数	基準値	実績値					目標値	達成
		25年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度	達成
		398法人	-	-	144法人	398法人	682法人	対前年度比増	
	年度ごとの目標値		-	-	-	対前年度比増	対前年度比増		
	2. 内閣府NPOホームページのアクセス数	基準値	実績値					目標値	達成
		25年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度	未達成
		335,771 (H25.4~H25.12)	729,291	362,766	318,435	423,798	259,448 (H26.4~H26.12)	対前年度(H25.4~H25.12)比増	
	年度ごとの目標値		前年度(543,639)比増	過去3か年平均(583,162)比増	過去3か年平均(545,232)比増	前年度(318,435)比増	前年度(335,771)(H25.4~H25.12)比増		
	※ 平成22年度は旧URLからのリダイレクト機能によるダブルカウントの影響があるため、平成23年度のアクセス件数については平成22年度と単純に比較することはできない。								
	3. 市民活動の担い手の運営力強化	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
25年度		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度	達成	
市民活動の担い手の運営力の強化		-	-	-	市民活動の担い手の運営力の強化	評価指標の平均上昇幅38%	評価指標の平均上昇幅24%以上		
年度ごとの目標		-	-	-	「市民活動の担い手の運営力強化事業」の実施	評価指標の平均上昇幅24%以上			
4. NPO等が主体となった被災3県における復興に向けた取組の支援及び被災者支援の効果的・効率的な推進		施策の進捗状況(実績)				目標		達成	
		「NPO等の運営力強化を通じた復興支援事業」の実施状況等について検証し、被災地等において、NPO等が主体となって地方自治体や市民等と協働し、復興に向けた取組の支援等を行う上での課題の整理及び解決方策の検討・とりまとめ、報告書の作成を行った。また、報告書については、内閣府ホームページにおいて公表し、事業成果を広く周知(現在、公表のための準備中)。				26年度		達成	
						「NPO等の運営力強化を通じた復興支援事業」の実施状況の分析、検証等の実施及び県等への通知、活用		達成	

	<p>目標達成度合いの測定結果</p>	<p>(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり</p> <p>測定指標のうち、測定指標2以外については、目標を達成することができた。測定指標1については、平成25年度から284件の増加と大きく増えており、着実な進展を見せている。</p> <p>測定指標2については、平成23年度に拡充された寄附税制や平成24年4月に施行された改正特定非営利活動促進法(NPO法)に関する周知活動及び、内閣府で開催している「共助社会づくり懇談会」等に関する情報提供が引き続き必要と考え、基準とした平成25年4月から12月のアクセス件数を上回る目標を設定していたところだが、対前年度比77.3%という結果となった。</p> <p>測定指標3については、評価対象とした「マネジメント人材育成支援に関する調査(企業等との連携)」について、人材育成支援講座受講者の理解度が受講前後で平均38%の伸びとなり、受講者から自団体のメンバーへの知識の共有や、組織としての継続的な取組が期待される結果となった。</p> <p>測定指標4については、復興・被災者支援を行うNPO等の実施状況の分析調査等の調査を、目的に沿って適切に実施を図った。</p>
<p>評価結果</p>	<p>施策の分析</p>	<p>(有効性等)</p> <p>測定指標1について、認定法人数(仮認定を含む)は、平成24年度の法改正後着実に増加しており、平成26年度末には約700法人となった。これは改正法の円滑な施行の結果であり、市民活動の促進を図るという施策の目標に進展が見られた。</p> <p>測定指標2について、内閣府NPOホームページのトップページへのアクセス数をカウントしているところ、アクセス件数の対前年度比増という目的は達成できなかった。しかし、トップページを経由せずに、直接各コンテンツのページを閲覧する人が増えてきているということや、平成27年3月に、アクセス件数が増加しているスマートフォンやタブレット等からのアクセスに対応する等、デザインを時流に沿ったものに変更するといったホームページのリニューアルを行っているということを考慮すると、制度周知については一定程度の効果が期待できると考えられる。</p> <p>測定指標3について、同調査事業ではNPO等で就労する個人を対象にマネジメント人材育成のプログラムを提供し、受講者の理解度評価の結果から、課題解決能力の定着が認められた。また、人材育成プログラムの受講対象者や団体が抱える課題等の整理が進み、今後の持続的・発展的な事業の展開に向けた道筋が明らかとなった。これらのことから、施策は達成すべき目標に有効に寄与したと考える。</p> <p>(課題等)</p> <p>改正NPO法において、内閣府は、制度の円滑な施行、情報発信等の事務を担うこととされている。法人の半数が「収入源の多様化」を課題として挙げている中、例えば、法人の収入源の一つである寄附について、税制の優遇措置について知っている国民は20.6%にとどまっていたり、NPO法人についての情報不足が寄附行動の妨げになっていたりする状況(平成26年度特定非営利活動法人及び市民の社会貢献に関する実態調査)を踏まえると、引き続き、積極的な情報提供に向け、ホームページの運用等について改善に努めていく必要がある。</p> <p>測定指標3について、同調査事業において、マネジメント人材のみならず、NPO等における就労者のさらなる育成に向けた新たな課題について報告書に記載されているところ。法人の抱える課題として「人材の確保や教育」が最も高い割合を占めている(同)ことから、引き続き施策の在り方や実施方法について検討を続けていく。</p>
	<p>次期目標等への反映の方向性</p>	<p>【施策】</p> <p>引き続き、特定非営利活動法人制度等について国民へ理解の浸透を図るとともに、市民活動の担い手であるNPO法人等の自立的・持続的な活動の強化に努める。</p> <p>【測定指標】</p> <p>◆「測定指標1. 認定(仮認定を含む)特定非営利活動法人の認定数」について、法改正の趣旨を踏まえ測定指標として設定しているところ。法改正から3年が経過し、認定(仮認定を含む)NPO法人数の増加数は順調に推移しており、総数一覧を把握することを目的として、引き続き設定する。</p> <p>◆「測定指標2. 内閣府NPOホームページのアクセス数」について、NPO法第72条において、インターネット等の利用を通じて、情報の提供を行う措置を講ずることが記載されているところ。平成26年度指標まではトップページへのアクセス数を記載していたが、27年度指標においては、ホームページアクセス数の上位50ページの合計を記載することとした。また、特定非営利活動法人制度についての国民の理解の浸透度の測定を行うことを目的として、適宜、世論調査を実施する。</p> <p>◆「測定指標3. 市民活動の担い手の運営力強化」について、施策内容を踏まえ、定性的な指標として、事務・事業の適切な進捗を設定し、平成26年度については、実施調査のうち、「マネジメント人材育成支援に関する調査(企業等との連携)」について、課題解決能力の定着率を測定した。平成27年度施策の進捗目標については、平成26年度に設定した測定指標の効果についても精査し、評価の実施について仕様書に記載する。</p> <p>◆「測定指標4. NPO等が主体となった被災3県における復興に向けた取組の支援及び被災者支援の効果的・効率的な推進」については、NPO等が主体となって復興に向けた取組の支援等を行う上での課題の整理及び解決方策の検討・とりまとめを行い、報告書としてとりまとめた。NPO等が本報告書を活用することで、復興支援や被災者支援が効果的・効率的に推進されることが期待できることから、引き続き、定性的な指標として当該事業の実施状況の検証を設定する。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	-
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>○ホームページアクセス件数: ページレビュー・カウント方式を用いて測定。 ○認定特定非営利活動法人数: 内閣府NPOホームページ (https://www.npo-homepage.go.jp/about/toukei-info/nintei-houjin) ○市民活動の担い手の運営力強化: 内閣府NPOホームページ (https://www.npo-homepage.go.jp/uploads/h26-management-chousa-kigyoudenkei.pdf) ○平成26年度特定非営利活動法人及び市民の社会貢献に関する実態調査: 内閣府NPOホームページ (https://www.npo-homepage.go.jp/uploads/h26_houjin_shimin_chousa_all.pdf)</p>
---------------------------	---

担当部局名	政策統括官(経済社会システム担当)	作成責任者名	参事官(社会基盤担当) 元野 一生 参事官(市民活動促進担当) 岡本 直樹	政策評価実施時期	平成27年8月
-------	-------------------	--------	---	----------	---------

平成26年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府26-13(政策4-施策⑧))

政策名	経済財政政策の推進					
施策名	NPO等の運営力強化を通じた復興・被災者支援の推進					
施策の概要	NPO等の民間非営利組織(以下、「NPO等」という。)が主体となった東日本大震災の被災地(岩手県、宮城県、福島県。以下、「被災3県」という。)の復興に向けた取組や被災者の支援を推進するため、NPO等の運営力強化に向けた取組に対する支援を実施。					
達成すべき目標	自立して活動できるNPO等による中・長期的な復興支援・被災者支援の継続を実現。					
施策の予算額・執行額等	区分	24年度	25年度	26年度	27年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	—	260	247	234
		補正予算(b)	—	—	—	—
		繰越し等(c)	—	—	—	—
		合計(a+b+c)	—	260	247	—
執行額(百万円)	—	225	233	—		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	第186回国会経済演説 “地域の課題解決や活性化の重要な担い手であるNPOやソーシャルビジネス等の育成などを通じて、活力あふれる共助社会づくりを進めてまいります。”					

測定指標	1. 本施策により実施したNPO等の基礎的能力強化に向けた取組における達成度テストの結果	基準値	実績値					目標値	達成
		25年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度	達成
		未実施	—	—	—	—	78.8点	70点以上(3県の平均)	
		年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	70点以上(3県の平均)	—
	2. 本施策により実施したNPO等が主体となった復興・被災者支援に向けた実践的な取組に参画した団体の数	基準値	実績値					目標値	達成
		25年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度	達成
		未実施	—	—	—	—	137団体	60団体	
		年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	60団体	—

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 目標達成 (判断根拠) 本目標の達成手段である「NPO等の運営力強化を通じた復興支援事業」を被災3県において適切に実施した結果、いずれの測定指標についても達成したことから、「目標達成」と判断した。
	施策の分析	(有効性、効率性) 上記のとおり、当該事業の適切な実施により、いずれの測定指標も目標を達成したところ。これにより、当該事業において支援したNPO等については、資金獲得・NPO会計基準等のノウハウの取得といった基礎的能力の向上、人材育成・NPO間のネットワーク形成といった運営力強化がそれぞれ図られ、NPO等による中・長期的な復興支援・被災者支援の推進に寄与したものと考えられる。また、各県において、外部有識者等で構成した審査委員会等において、コストや予算の用途等に対するチェックを実施することにより効率的な事業執行が図られたものと考えられる。 (課題等) 当該事業については、NPO等に対して求めている事業者負担を、事業費の1/10以上から2/10以上に引き上げた(実践的な取組)にも関わらず、平成26年度の採択倍率が2.4倍に達するなど、現場で復興・被災者支援を行うNPO等からの要望が高い状況にある。NPO等が行政の手の行き届かないきめ細かな復興・被災者支援を継続して実施していけるよう、NPO等の自立に向けた支援を行っていく必要がある。なお、「集中復興期間」が平成27年度で終了することから、「集中復興期間」の総括及び平成28年度以降の復旧・復興事業のあり方(復興庁:平成27年5月)等を踏まえ、「集中復興期間」終了後の本施策の方向性を検討する必要がある。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 自立して活動できるNPO等による中・長期的な復興支援・被災者支援の継続を実現するべく、引き続き、被災3県等におけるNPO等の運営力強化に向けた取組に対する支援の推進に努める。 【測定指標】 測定指標1については、平成26年度より、本事業を受講したNPO等の基礎的能力(NPO会計基準等)の向上が図られたかを定量的に把握する観点から、「本施策により実施したNPO等の基礎的能力強化に向けた取組に参画したNPO等の件数」を目標値としていたものを、「本施策により実施したNPO等の基礎的能力強化に向けた取組における達成度テストの結果」に改めたところ。このため、本施策の実施効果の客観的な測定を行う観点から、引き続き、測定指標として設定する。 また、測定指標2についても、平成26年度より、支援活動を行うNPO等間のネットワークがどの程度形成されているかを評価する観点から、「本施策により実施したNPO等が主体となった復興・被災者支援に向けた実践的な取組の件数」を目標値としていたものを、「本施策により実施したNPO等が主体となった復興・被災者支援に向けた実践的な取組に参画した団体の数」に改めたところ。このため、本施策の実施効果の客観的な測定を行う観点から、引き続き、測定指標として設定する。

学識経験を有する者の知見の活用	各県において、外部有識者等で構成した審査委員会等※を開催し、公募事業の選定、進捗状況の把握、事業の評価、助言等を行った。(※ 岩手県:岩手県NPO等復興支援事業審査委員会、宮城県:宮城県震災復興担い手NPO等支援事業審査会、福島県:ふるさと・きずな維持・再生支援事業運営委員会)
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	—
---------------------------	---

担当部局名	政策統括官(経済社会システム担当)	作成責任者名	参事官(社会基盤担当) 元野 一生	政策評価実施時期	平成27年8月
-------	-------------------	--------	----------------------	----------	---------

平成26年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府26-14(政策4-施策⑨))

政策名	経済財政政策の推進					
施策名	国内の経済動向の分析					
施策の概要	国内の経済動向について幅広い情報収集体制の確立や調査を行い、マクロ経済の現状や経済財政政策の状況を迅速に把握する。その結果を、主に以下の成果物に取りまとめ、公表する。 ・「月例経済報告」…毎月一回、内外の経済動向に関する客観的な分析・検討を行い、政府としての景気判断を提示。 ・「年次経済財政報告」(通称「経済財政白書」)…毎年一回、我が国経済財政の現状を総合的かつ詳細に分析した結果を取りまとめ、公表。 ・「日本経済」…毎年一回、「年次経済財政報告」公表後の我が国経済の分析結果を取りまとめ、公表。					
達成すべき目標	毎月、「月例経済報告」を滞りなく作成し、「月例経済報告等に関する関係閣僚会議」等に報告することにより、政府内での景気認識の共有を図る。また、「経済財政白書」を作成の上、年央を目途に閣議に配布し、日本経済が抱える課題の解決等に貢献するとともに、年末を目途に「日本経済」を作成し公表する。以上の成果物を、ホームページ上に掲載し、広く国民への情報発信を行うなど、各方面からのニーズに対応した質の高い調査分析結果の提供に努める。					
施策の予算額・執行額等	区分	24年度	25年度	26年度	27年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	48	47	48	86
		補正予算(b)	-	△ 0	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	48	46	48	-
執行額(百万円)	38	43	48	-		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	第189回国会における甘利内閣府特命担当大臣(経済財政政策)の経済演説(平成27年2月12日)月例経済報告等に関する関係閣僚会議の開催について(平成5年8月13日閣議口頭了解)					

測定指標		基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		25年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度	
1 報道の状況		毎月、主要全国紙全紙に関連記事掲載(月平均:5紙)	-	-	毎月、主要全国紙全紙に関連記事掲載(月平均:5紙)	毎月、主要全国紙全紙に関連記事掲載(月平均:5紙)	毎月、主要全国紙5紙に記事が掲載された	毎月、主要全国紙5紙への関連記事掲載	達成
	年度ごとの目標	/	-	-	毎月、主要全国紙5紙への関連記事掲載	毎月、主要全国紙5紙への関連記事掲載	毎月、主要全国紙5紙への関連記事掲載	/	
		基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
2 月例経済報告のホームページにおけるアクセス件数※1		25年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度	
		357,448件	311,842件	360,483件※2	321,145件	357,448件※3	192,392件	対前年度並以上	達成
	年度ごとの目標	/	-	対前年度比並	対前年度比並	対前年度比並	対前年度並以上	/	
3 年次経済財政報告のホームページにおけるアクセス件数※1		基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		25年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度	
		30,309件	43,125件	37,547件※2	30,030件	30,309件※3	30,031件	対前年度並以上	達成
年度ごとの目標	/	-	対前年度比並	対前年度比並	対前年度比並	対前年度並以上	/		
4 日本経済のホームページにおけるアクセス件数※1		基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		25年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度	
		4,079件	6,434件	5,740件※2	4,741件	4,079件※3	2,296件	対前年度並以上	未達成
年度ごとの目標	/	-	対前年度比並	対前年度比並	対前年度比並	対前年度並以上	/		
※1 アクセス件数はサーバに直接アクセスされた場合のログを月ごとに集計した数値であり、閲覧人数とは必ずしも一致しない。 ※2 平成23年1月よりログの取得方法の変更(内閣府等からのアクセスの排除)が行われたため、平成23年度以降のアクセス件数についてはそれ以前の年度の数値と単純に比較することはできない。 ※3 平成26年度のシステム更改によりアクセス解析ツールが変わったため、それ以前の年度の数値と単純に比較することはできない。平成25年度について新しいアクセス解析ツールをベースとした件数では、それぞれ月例経済報告196,133件、年次経済報告27,389件、日本経済4,162件である									

評価結果	目標達成度合いの測定結果	<p>(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり</p> <p>測定指標1については、目標を達成することができた。</p> <p>ホームページへのアクセス件数を用いた測定指標2から4については、平成26年度のシステム更改によりアクセス解析ツールが変わったため、前年度の件数と単純に比較することができない。そのため、新しいアクセス解析ツールで平成25年度のアクセス件数を算出し平成26年度の件数と比較を行った。</p> <p>測定指標2については、平成25年度のアクセス件数は196,133件であり、前年度以上とはならなかったものの、前年度比98%で前年度並となるため、目標達成とした。</p> <p>測定指標3については平成25年度のアクセス件数は27,389件であり、目標を達成することができた。</p> <p>測定指標4については平成25年度のアクセス件数は4,162件であり、目標未達成となったが、公表が平成27年1月13日と昨年の公表日(平成25年12月25日)より遅くなったことが一因と考えられる。</p> <p>以上より、広く国民への情報発信及び周知がなされていると考え、施策は「相当程度進展あり」と判断した。</p>
	施策の分析	<p>(有効性、効率性)</p> <p>政府が経済財政運営を適切かつ機動的に行うためには、政府自らが日本国内の景気動向等を的確に把握する必要がある。「月例経済報告」を毎月遅滞なく作成し、「月例経済報告に関する関係閣僚会議」に報告したことや、「経済財政白書」を平成26年7月に公表し、閣議配布したこと等は、政府内における景気認識の共有、マクロ経済の現状や経済財政上の状況の把握につながったと考えられる。</p> <p>また、学識経験を有する者からは、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・月例経済報告は、直近の経済動向に対する政府の認識を把握するために、注視している。 ・経済財政白書は、経済分析や政府の政策(及びその背景)を理解するためにチェックし、調査研究や政策提言を行う際にも参考にしている。 ・経済財政白書、日本経済(ミニ白書)は、中長期的な視点からのマクロ経済分析として参考にしている。 ・近年は、財政健全化との関連で、社会保障分野についての詳細な分析もされており、その点も参考にしている。 <p>等の意見が寄せられており、質の高い調査分析を提供することができたと考えられる。</p> <p>以上を踏まえ、達成手段「国内の経済動向調査等に必要な経費」は、有効かつ効率的に機能したと考えられる。</p> <p>(課題等)</p> <p>上述の学識経験を有する者からの意見のとおり、調査分析の内容については一定の評価をいただいている。一方で、こうした分析をホームページ上で、わかりやすく提供できているかについては、これまで体系的に把握されておらず、今後の課題と考えられる。</p>
	次期目標等への反映の方向性	<p>【施策】</p> <p>引き続き、「月例経済報告」や「経済財政白書」等を作成することにより、適宜適切な政府内の経済財政政策のかじ取りに貢献する。</p> <p>【測定指標】</p> <p>測定指標1から4について、引き続き同様の目標を設定し、我が国のマクロ経済の現状や経済財政政策の状況が国民に周知されているか測る。</p> <p>マクロ経済の現状や経済財政政策の状況が分かりやすく周知されているかを測る指標として、学識経験を有する者へ「ホームページの使いやすさ」についてヒアリングを行い、その結果を「満足度」として数値で算出することを設定する。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	<p>1. 公益財団法人 役員 のご意見</p> <p>(1) 月例経済報告、年次経済財政報告(経済財政白書)、日本経済(ミニ白書)について 月例経済報告は、直近の経済動向に対する政府の認識を把握するために、注視している。主要なデータを図とともに概観できるのも便利と認識している。また、経済財政白書は、経済分析や政府の政策(及びその背景)を理解するためにチェックし、調査研究や政策提言を行う際にも参考にしている。</p> <p>2. 経済団体 役員 のご意見</p> <p>(1) 月例経済報告、年次経済財政報告(経済財政白書)、日本経済(ミニ白書)について 経済財政白書、日本経済(ミニ白書)は、中長期的な視点からのマクロ経済分析として参考にしている。近年は、財政健全化との関連で、社会保障分野についての詳細な分析もされており、その点も参考にしている。</p> <p>(2) その他公表物等について マンスリー・トピックスや今週の指標は、時宜にかなった分析がされており、最近の経済動向の背景の理解に役立っている。</p>
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>内閣府「月例経済報告」 http://www5.cao.go.jp/keizai3/getsurei/getsurei-index.html</p> <p>内閣府「年次経済財政報告」 http://www5.cao.go.jp/keizai3/whitepaper.html</p> <p>内閣府「日本経済」 http://www5.cao.go.jp/keizai3/whitepaper.html#nihonkeizai</p>
---------------------------	--

担当部局名	政策統括官(経済財政分析担当)	作成責任者名	参事官(総括担当) 村山 裕	政策評価実施時期	平成27年8月
-------	-----------------	--------	-------------------	----------	---------

平成26年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府26-15(政策4-施策⑩))

政策名	経済財政政策の推進					
施策名	国内の経済動向に係る産業及び地域経済の分析					
施策の概要	地域経済の動向や問題点を的確に把握するため、地域経済について幅広い情報収集体制を確立するとともに、地域経済動向に関する調査を行い、地域の現状に応じたきめ細かな政策立案に貢献する。毎月一回、全国11地域の景気ウォッチャー2,050人からの景気判断に関する回答を取りまとめ、「景気ウォッチャー調査」を公表している。四半期に一回、全国11地域の経済動向について取りまとめ、「地域経済動向」を作成・公表している。毎年一回、地域経済を総合的に分析し、特定のテーマについてより深い調査・分析を行い、「地域の経済」を作成・公表している。					
達成すべき目標	地域経済動向の分析を広く示すことにより、地域経済動向の迅速かつ適切な把握、経済財政政策の形成、政策論議への貢献等を図る。また、「景気ウォッチャー調査」、「地域経済動向」及び「地域の経済」の作成・公表、報告書に基づく経済財政部局への情報提供等を実施するとともに公表物はホームページに掲載し広く国民への情報提供に努める。					
施策の予算額・執行額等	区分	24年度	25年度	26年度	27年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	123	122	126	141
	補正予算(b)	△ 0	-	-	-	-
	繰越し等(c)	-	-	-	-	-
	合計(a+b+c)	123	122	126	141	
執行額(百万円)	116	114	119	-		
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	-					

測定指標	1 報道の状況	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		25年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度	
		毎月、主要全国紙全紙に関連記事掲載(月平均:4紙)	-	-	-	毎月、主要全国紙全紙に関連記事掲載(月平均:4紙)	月平均5紙	毎月、主要全国紙5紙への関連記事掲載	達成
	年度ごとの目標	/	-	-	-	-	毎月、主要全国紙5紙への関連記事掲載	/	達成
測定指標	2 景気ウォッチャー調査のホームページにおけるアクセス件数※1	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		25年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度	
		52,985件	71,525件	70,906件※2	53,606件	52,985件※3	63,502件	対前年度並以上	達成
	年度ごとの目標	/	42,475件	42,475件	対前年度比並	対前年度比並	対前年度並以上	/	達成
測定指標	3 地域経済動向のホームページにおけるアクセス件数※1	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		25年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度	
		11,485件	14,620件	13,117件※2	18,245件	11,485件※3	11,999件	対前年度並以上	達成
	年度ごとの目標	/	42,475件	42,475件	対前年度比並	対前年度比並	対前年度並以上	/	達成
測定指標	4 地域の経済のホームページにおけるアクセス件数※1	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		25年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度	
			1,246件	2,015件※2	1,856件	1,513件※3	1,201件	対前年度並以上	未達成
	年度ごとの目標	/	対前年度比増	対前年度比並	対前年度比並	対前年度比並	対前年度並以上	/	未達成

※1 アクセス件数はサーバに直接アクセスされた場合のログを月ごとに集計した数値であり、閲覧人数とは必ずしも一致しない。
 ※2 平成23年1月よりログの取得方法の変更(内閣府等からのアクセスの排除)が行われたため、平成23年度以降のアクセス件数についてはそれ以前の年度の数値と単純に比較することはできない。
 ※3 平成26年度のシステム更改によりアクセス解析ツールが変わったため、それ以前の年度の数値と単純に比較することはできない。平成25年度について新しいアクセス解析ツールをベースとした件数では、それぞれ景気ウォッチャー調査53,992件、地域経済動向11,270件、地域の動向1,504件である

目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり
	<p>測定指標1については、目標を達成することができた。</p> <p>ホームページへのアクセス件数を用いた測定指標2から4については、平成26年度のシステム更改によりアクセス解析ツールが変わったため、前年度の件数と単純に比較することができない。そのため、新しいアクセス解析ツールで平成25年度のアクセス件数を算出し平成26年度の件数と比較を行った。</p> <p>測定指標2については、平成25年度のアクセス件数は53,992件であり、目標を達成することができた。</p> <p>測定指標3については、平成25年度のアクセス件数は11,270件であり、目標を達成することができた。</p> <p>測定指標4については、平成25年度のアクセス件数は1,504件であり、目標未達成となったが、平成26年度から公表時期を1月としたことが一因と考えられる。</p> <p>また、「景気ウォッチャー」や、「地域経済動向」「地域の経済」を定期的に公表するとともに、報告書を配布、活用し、その効率的な周知を通して、経済財政政策の形成、政策議論への貢献を図った。以上より、施策の周知は一定程度図られているものと考え、「相当程度進展あり」と判断した。</p>

評価結果	<p>(測定指標4が前年並を下回った要因について) 「地域の経済」の公表時期を平成26年度から1月としたことが一因であると考えられる。</p> <p>(有効性、効率性) 地域経済に関する既存の統計は、全国の統計と比較して、データ量が少なく、公表時期が遅い等の問題点があることから、データ量の不足を補完し、地域経済動向を早期に把握するために景気ウォッチャー調査を実施している。また、「地域経済動向」及び「地域の経済」を作成・公表することにより、迅速かつ適切な地域経済の特色を活かした経済政策の企画・立案に寄与することが求められているところである。 以上の目的を達成するため、毎月実施している「景気ウォッチャー調査」では、調査終了後第6営業日に公表することとしており、その速報性・正確性は市場でも評価が高く、マスコミの注目度も高いことから、公表予定を厳守することは特に重要である。平成26年度においても、公表期日から遅れることなく、正確な統計を公表し、またその結果を取り上げるマスメディアの報道も増えている。</p> <p>四半期に一度の「地域経済動向」について、その作成・公表を遅滞なく行うことは、日本国内の各地域の経済動向を機動的かつ正確に把握し、適切な景気動向の把握や経済財政運営を行うために必要不可欠であり、平成26年度においても、予定どおりの公表を実施した。 年一回の「地域の経済」は、地域の経済動向についてより長い期間での分析や、政策課題についての時機を得た分析を行うこと等により、適切な景気動向の把握や経済財政の運営に資するものである。なお、26年度の公表時期はこれまでの秋頃から1月としたところである。 以上から、達成手段は政策目標に対して、有効的に寄与している。</p> <p>(課題等) 引き続き、「景気ウォッチャー調査」、「地域経済動向」及び「地域の経済」を作成・公表することにより経済財政政策の形成、政策議論への貢献を図り、地域経済分析に係る公表物をホームページに掲載することにより広く国民への情報提供に努める必要がある。また、測定指標④の目標未達成を踏まえ地域経済動向や地域の経済については、可能な限り他の重要会議や指標の公表と重ならないようにするとともに、景気ウォッチャー調査やRDEI(地域別支出総合指数)を活用した分析手法の周知については、今後の課題と考えている。</p>
	<p>【施策】 引き続き、「景気ウォッチャー調査」、「地域経済動向」及び「地域の経済」を作成・公表することにより経済財政政策の形成、政策議論への貢献を図る。あわせて、新しい指標であるRDEIなどの地域経済分析に係る公表物をホームページに掲載することにより広く国民への情報提供に努める。</p> <p>【測定指標】 平成26年度に目標の達成度合いの測定結果を踏まえ見直しを行ったところであり、今後も必要に応じて事前分析表等への反映を行っていく。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	<p>宅森 昭吉氏(三井住友アセットマネジメント株式会社 チーフエコノミスト)</p> <p>【1】景気ウォッチャー調査について ① 民間としての活用の仕方 「景気ウォッチャー調査」は景気の動きを迅速に把握することのできる極めて有用な統計。統計の数字はさまざまに活用されているが、コメント(景気判断理由等)があることによってその判断の要因を知ることができるのは大きい。また、各種政策や天候、イベント等がどう景気に影響しているかが独自に分析できるツールとして役に立っている。 コメントについては、27年度からCSV形式での公表もされるようになり、コメント検索が容易になったことでより使いやすくなった。</p> <p>② 改善すべき点 コメントについては、過去に遡ってCSV形式での公表してはどうか。またCSV形式の公表をPRしてはどうか。 参考値として公表している現状判断DI、先行き判断DI、現状水準判断DIの季節調整値であるが、「家計」「企業」「雇用」について、季節調整値を作成・公表してはどうか。 また、景気ウォッチャー調査を使って内閣府で行った分析があれば必要に応じて説明会を開催するなど、その分析手法の周知も併せて行ってはどうか。</p> <p>【2】地域経済動向について ① 民間としての活用の仕方 実際の地域の経済データをコンパクトにまとめられているので、地域ごとの動向について参照する時に便利である。「地域経済動向における各地域の景況判断の推移」の表などは各地域の違いが一覧できて便利である。</p> <p>② 改善すべき点 RDEIについては、地域の経済動向を総合的に把握する指標として重要であり、引き続きその作成と改良に取り組んではどうか。またRDEIの分析を実施していくことも普及を図る上でも重要ではないか。 地域経済動向の公表日については、月末で固定されているが、各種統計の公表も月末に集中しているため、公表日と解禁日をずらすなど、よりマスコミに取り上げてもらうための工夫が必要なのではないか。</p> <p>【3】地域の経済について ① 民間としての活用の仕方 地域の経済2014は地方の人口動向とその取組について分析しており、旬の話題を取り上げた内容であったため、とても興味深く有用であった。 また、景気ウォッチャー調査と各統計との相関を示す分析がとても興味深かった。</p> <p>② 改善すべき点 地域のデータについては、過去からの変化も重要な情報なので時系列をHPで公表してはどうか。また、公表日と解禁日をずらすなど、よりマスコミに取り上げてもらうための工夫が必要なのではないか。</p>
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 内閣府 「景気ウォッチャー調査」・・・http://www5.cao.go.jp/keizai3/watcher/watcher_menu.html ・ 内閣府 「地域経済動向」・・・http://www5.cao.go.jp/keizai3/getsurei.html ・ 内閣府 「地域の経済」・・・http://www5.cao.go.jp/keizai3/whitepaper.html
---------------------------	---

担当部局名	政策統括官 (経済財政分析担当)	作成責任者名	参事官(地域担当) 廣瀬 健司	政策評価実施時期	平成27年8月
-------	---------------------	--------	--------------------	----------	---------

平成26年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府26-16(政策4-施策①))

政策名	経済財政政策の推進					
施策名	海外の経済動向の分析					
施策の概要	海外経済動向や国際金融情勢について、マクロ経済指標を中心に調査・分析し、景気情勢等の判断を行い、その成果を「月例経済報告」や「世界経済の潮流」(年2回)に反映させる。また、OECD各国経済審査会合等の国際会議に出席し、会議での議論と報告書の取りまとめに参画している。					
達成すべき目標	我が国の適切かつ機動的な経済財政運営に資するため、海外経済や国際金融に関する的確な情報の収集と正確な調査・深い分析を行い、「月例経済報告」や「世界経済の潮流」(年2回)等に反映させ、政府部内で共有するとともに、国内外に公表し広く情報提供を行う。					
施策の予算額・執行額等	区分	24年度	25年度	26年度	27年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	35	34	35	36
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	35	34	35	
執行額(百万円)	34	32	33			
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	月例経済報告等に関する関係閣僚会議の開催について(平成5年8月13日閣議口頭了解)					

測定指標	1 報道の状況(月例経済報告)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		25年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度	
	毎月、主要全国紙全紙に関連記事掲載(月平均5紙)	-	-	-	-	毎月、主要全国紙全紙に関連記事掲載(月平均5紙)	毎月、主要全国紙全紙に関連記事掲載(月平均5紙)	毎月、主要全国紙6紙への関連記事掲載	未達成
	年度ごとの目標	/	-	-	-	-	毎月、主要全国紙6紙への関連記事掲載	/	
測定指標	2 報道の状況(世界経済の潮流)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		25年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度	
	半年平均で3.5紙	-	-	-	-	半年平均で3.5紙	半年平均で4紙	半年平均で主要全国紙3紙への関連記事掲載	達成
	年度ごとの目標	/	-	-	-	-	半年平均で主要全国紙3紙への関連記事掲載	/	
測定指標	3 世界経済の潮流のホームページにおけるアクセス件数※1	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		25年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度	
	14,509件	22,044件	23,262件※2	18,705件	14,509件※3	11,043件	対前年度並またはそれ以上	未達成	
	年度ごとの目標	/	対前年度並またはそれ以上	対前年度並またはそれ以上	対前年度並またはそれ以上	対前年度並またはそれ以上	対前年度並またはそれ以上	/	
※1 アクセス件数はサーバに直接アクセスされた場合のログを月ごとに集計した数値であり、閲覧人数とは必ずしも一致しない。 ※2 平成23年1月よりログの取得方法の変更(内閣府等からのアクセスの排除)が行われたため、平成23年度以降のアクセス件数についてはそれ以前の年度の数値と単純に比較することはできない。 ※3 平成26年度のシステム更改によりアクセス解析ツールが変わったため、それ以前の年度の数値と単純に比較することはできない。平成25年度の世界経済の潮流について新しいアクセス解析ツールをベースとした件数では、14,417件である。									

評価結果	目標達成度合いの測定結果	<p>(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり</p> <p>測定指標1については、目標未達成となったが、目標に掲げた全国主要紙以外にも対象を広げると、25年度の記載掲載数のがのべ15紙であるのに対し、26年度のそれはのべ17紙であることを考慮し、全体としては国民への情報提供の度合いが進んでいると考える。</p> <p>測定指標2については、目標を達成することができた。</p> <p>(判断根拠)</p> <p>ホームページへのアクセス件数については、平成26年度のシステム更改によりアクセス解析ツールが変わったため、前年度の件数と単純に比較することができない。そのため、新しいアクセス解析ツールで平成25年度のアクセス件数を算出し平成26年度の件数と比較を行った。</p> <p>測定指標3については、平成25年度のアクセス件数は14,417件であり、目標未達成となったが、公表が例年より1か月程度遅れた影響があると考え。</p> <p>以上より、全体としては国民への情報提供の度合いが進んでいると考え、施策は「相当程度進展あり」と判断した。</p>
	施策の分析	<p>(有効性、効率性)</p> <p>日本経済と海外経済は密接に関連しており、例えば日本の輸出の好調ないし不振の原因を海外の経済状況に求めることもできる。また、国際関係においても経済は重要な意味を持つ。このため日本政府として海外の経済状況を分析し、判断することが求められており、「月例経済報告」の海外部分や「世界経済の潮流」はその役割を担っている。「月例経済報告」を閣議で配付し、「世界経済の潮流」を年2回公表することにより、政府内における情報の共有や、国民に対する一定程度の周知が図られた。各資料の作成には有識者からのヒアリングや各国が公表するデータの収集、分析が不可欠であり、これらのために支出された「海外の経済動向調査等に必要な経費」(達成手段)は有効かつ効率的に機能したと考える。</p> <p>(課題等)</p> <p>上記「目標達成度合いの測定結果」で述べたように、「世界経済の潮流」に関する記事掲載数は増加しており、これは国民への情報提供の進展として評価できる。増加の要因としては、我が国経済への影響も大きい新興国(特に中国)及びアメリカをテーマとして選定したためと考えられる。一方、ホームページのアクセス件数が減少している背景としては、2014年の世界経済が緩やかに回復し、特段の大きなリスクの顕在化がなかったことから、国民が他の分野により関心を持ったためと考えられる。今後も国民に身近なテーマを設定するとともに、メッセージ性のある分析結果を示すことで、記事掲載数の増加を通じてアクセス件数の増加につなげていく。</p>
	次期目標等への反映の方向性	<p>【施策】</p> <p>引き続き迅速かつ的確な情報の収集、経済財政運営に係る政策立案に資する質の高い分析を行い、広く情報提供していく。また、「世界経済の潮流」については、我が国経済情勢の把握に資するテーマを設定し、アクセス数の増加につながるような工夫を検討していく。</p> <p>【測定指標】</p> <p>報道の状況については、全国の国民への周知を計測する観点から、時事通信や共同通信を含めた全国主要7紙等を基準として導入する。</p>

(株)ニッセイ基礎研究所 樋浩一専務理事

1. 世界経済の潮流

海外経済の情報は、民間のシンクタンクや金融機関の調査部門の発行するレポートからも入手可能だが、金融機関や投資家の資産運用に資することを目的とした短期的な分析であることが多い。これに対して本資料は、それぞれの時点で重要とされているテーマを取り上げて、表面的な事象の紹介のみでなく背景にある構造的要因や各国制度など特殊事情などにも踏み込んで分析が行われており情報価値が高い。

2014年度は、米国の金融政策においてQE3(量的緩和第三弾)の縮小が実施されつつあり、これによる新興国経済への影響が懸念された。また中国経済に不動産価格の不安定化など不安要素が発生したなど、それまで世界経済をけん引していた新興国経済の拡大に懸念が高まった。世界経済の潮流2014年 I で新興国経済をテーマとしたことは、時宜を得たものとする。その後は、QE3の縮小にも関わらず米国経済が拡大を持続できるか、欧州経済が債務危機をどう乗り切るのかが注目され、II で成長の持続可能性を焦点としたことも適切であったと考える。

本資料がどのような読者を対象とすべきかには議論があろうが、インターネット上の情報や新聞記事、週刊誌などに一般的な読者を想定した断片的な情報は溢れている。しかし、こうした情報を適切に位置づけ総合的な分析を行っている資料は少なく、世界経済をやや深く検討した資料として貴重であるとする。

2. 月例経済報告

月例経済報告における海外経済の動向および国際金融情勢等の判断は、世界経済の状況を極めてコンパクトに表現したもので、ひとりの人間が広範囲な地域の経済を常時注視し続けることは困難なので、世界経済の情勢を概括する資料として利便性が高い。

定型的であることにより時系列的な比較が容易となっており、毎月の表現の違いによって経済情勢に対する微妙な判断の変化を見ることが可能となっている。専門家にとっても利用価値は高い。

海外経済に関するデータは各国政府統計部局や中央銀行のウェブサイトから誰でも無料で入手できるものも少なくないが、どこにどのようなデータがあるのかを専門でない人が知ることは容易ではない。月例経済報告の付帯資料として各国の経済データが提供されているのは一般の利用にとって便利である。

3. 一般国民の利用について

マンスリー・トピックスNo.033「中国経済—不動産市場の動向と今後の展望について」は、中国の不動産市場の変調に関心が高まったことに応えるものだった。No.040「原油価格下落の世界経済への影響について」では、原油価格急落の影響をどう考えるべきかという関心に応えるものだった。多くの国民が興味を持っているテーマについて、タイムリーな資料の提供が行われた。

海外経済への関心は、大きな事件が発生して日本経済への大きな影響が懸念されると高まり、海外経済が安定していると著しく低下する。民間シンクタンクでもマスコミなどへの登場件数は、分析やレポートの質や量よりも話題性に左右されることが多い。新聞記事数やウェブサイトのアクセス件数などは定量的な評価ができる点で優れているが、海外経済への社会の関心度に大きく左右される点に留意した評価が必要であるとする。

学識経験を有する者の知見の活用

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

内閣府「月例経済報告」<http://www5.cao.go.jp/keizai3/getsurei/getsurei-index.html>
内閣府「世界経済の潮流」<http://www5.cao.go.jp/keizai3/whitepaper.html#chouryuu>

担当部局名	政策統括官(経済 財政分析担当)	作成責任者名	参事官(海外担当) 横山 直	政策評価実施時期	平成27年8月
-------	---------------------	--------	-------------------	----------	---------

平成26年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府26-18(政策5-施策②))

政策名	地域活性化の推進					
施策名	中心市街地活性化基本計画の認定					
施策の概要	中心市街地の活性化を推進するため、中心市街地の活性化に関する法律に基づき市町村が作成する中心市街地の活性化に関する施策を総合的かつ一体的に推進するための基本計画の認定を行う。					
達成すべき目標	中心市街地の活性化が地域の社会、経済及び文化の発展に果たす役割の重要性に鑑み、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進することを目的とする。					
施策の予算額・執行額等	区分		24年度	25年度	26年度	27年度
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	12.1	10.8	12.3	11.0
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	12.1	10.8	12.3	-
執行額(百万円)		5.7	4.5	3.5	-	
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	○「日本再興戦略」(H25.6.14) 民間投資の喚起を軸とする中心市街地活性化 ○まち・ひと・しごと創生総合戦略(H26.12.27) 地方都市の拠点となる中心市街地等の活性化を強力に後押しする包括的政策パッケージの策定					

測定指標	期間終了後に行う最終フォローアップ調査結果において、実績数値が基準値(計画策定時)よりも改善された目標指標の割合	基準値	実績値					目標値	達成
		25年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度	未達成
		41%	-	-	-	41%	44%	60%	
年度ごとの目標		-	-	-	60%	60%	-	-	

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 進展が大きくない (判断根拠) 平成26年度末で基本計画が終了した市町村において、基本計画に定めた目標指標の実績数値が基準値(計画策定時)を上回った指標は、64指標のうち28指標の約4割であり、目標値である6割を達成できなかったが、昨年度の実績値からは改善がみられる。当該指標は、市町村が計画期間内において、中心市街地活性化のための各種事業を集中的に取り組んだ直接的な効果を測定するものであり、施策の目標に照らすと主要な指標であると考えられるため、施策は「進展が大きくない」と判断した。
	施策の分析	【測定指標の達成状況】 市町村が基本計画において、達成状況を適切に把握できるよう、歩行者通行量や年間小売販売額などの定量的な評価指標を用いて目標値を定めることとしており、期間終了後に行うフォローアップ調査において、実績数値が基準値(計画策定時)よりも改善された指標の割合を測定するものである。平成26年度の達成状況については、通行量や空き店舗等、施設入込数等に関する目標指標の改善率は全体平均よりも高かったが、居住人口や販売額等に関する目標指標は、全体平均よりも低い結果となった。現行制度の運用が開始されて約9年が経過し、一部の市町村では中心市街地の活性化に大きな進展が見られているが、評価指標の実績数値が伸び悩んでいる主な要因として、予想を上回る域内人口の減少や長期にわたる景気低迷から地域経済が脱しきれていないこと等が挙げられる。また、東日本大震災による資材高騰・人手不足等により、中心市街地における自立的な民間投資が停滞していることや、事業進捗の遅れ(地権者との合意形成に時間を要した等)により計画期間内に竣工しない等も実績数値の改善につながらない要因となっている。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 平成26年度の法改正等により、新たな支援措置の創設及び認定要件の緩和、地域再生計画との連携等の制度の改善・見直しを行っており、この新たな制度等の活用を促進し、認定数の更なる増加に努めることで、中心市街地活性化が地方都市全体の活力の向上を図るための施策として一層活用されるよう、現在の目標を維持し、引き続き推進していく。

学識経験を有する者の知見の活用	-
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	-
---------------------------	---

担当部局名	地方創生推進室	作成責任者名	参事官 高島 昌明 参事官 岸川 仁和	政策評価実施時期	平成27年8月
-------	---------	--------	------------------------	----------	---------

平成26年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府26-20(政策5-施策④))

政策名	地域活性化の推進					
施策名	地域再生計画の認定等					
施策の概要	地方公共団体が行う自主的かつ自立的な取組による地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するため、地域再生法に基づき地方公共団体が作成する地域再生計画の認定を行う。					
達成すべき目標	地域の創意工夫を凝らした自主的かつ自立的な取組を推進することで、持続可能な地域の形成を図る。					
施策の予算額・執行額等	区分	24年度	25年度	26年度	27年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	29	29	28	7,076
		補正予算(b)	△ 2	△ 0	5,000	
		繰越し等(c)	—	—	—	
		合計(a+b+c)	28	29	5,028	
執行額(百万円)	20	21	24			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	「経済財政運営と改革の基本方針」(閣議決定:平成26年6月24日) 第2章 3 (3)観光・交流等による都市・地域再生、地方分権、集約・活性化					

測定指標	地域再生計画の認定件数	基準値	実績値					目標値	達成
		20年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度	達成
		100件	134件	58件	50件	59件	204件	144件	
	年度ごとの目標値		150件	70件	100件	95件	144件		
	計画期間が終了した地方公共団体に対する調査で、「目標を上回っている」「目標どおり」とした計画の割合	基準値	実績値					目標値	達成
20年度		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度	—	
65.0%		—	66.0%	67.0%	74.6%	(集計中)	70.0%		
年度ごとの目標値			—	70.0%	70.0%	70.0%	70.0%		

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり(暫定) (判断根拠) 地域再生計画の認定件数については、目標値144件に対し、実績値204件と、目標を大きく上回る結果となった。地方公共団体に対する調査については、質問項目を更に充実させ、クロス集計等を用いながら多角的な分析を行うため、調査票の集計に取り組んでいるところであり、公表後に判断する(11月ごろ公表予定)。
	施策の分析	(有効性、効率性) H26年度までに実施したフォローアップ調査において、地域再生計画の期間が終了した自治体から概ね目標以上の成果があった旨報告されている。また、H26年度補正で新たに支援措置となった地域再生戦略交付金の活用要件により、新規認定の回数(第31回認定)が増加した。支援措置の拡充と認定機会の増加が相まって、想定以上の認定件数実績となったと思料される。地域再生基盤強化交付金の認定が集中したことも、認定件数の増加に寄与した。地域再生計画の実施にあたっては、地域再生基盤強化交付金や厚生労働省の実践型地域雇用創造事業など、様々な支援措置と連動しており、複数の連動施策を活用することで相乗効果が得られ、効果的に地域再生・地域活性化に貢献するという本事業の有効性に繋がっている。 (課題等) これまで実施してきたフォローアップ調査について、質問項目を更に充実させ、クロス集計等を用いながら多角的に分析し、計画目標の達成状況等を検証することで、施策の成果を検証していく。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 今後、地域再生計画を認定することにより活用できる連動施策について、既存の連動施策以外にも地域活性化に繋がる取組に対して支援できるような施策を幅広く検討するとともに、当制度について積極的に周知を行うことなどによって、計画認定件数を増やしていく。また、本制度が有効に活用され、地域における地域再生の推進に資するよう、引き続き利用促進に取り組んでいく。 【測定指標】 「測定指標1 地域再生計画の認定件数」については、例年の計画数の実績値及び、平成27年度で計画期間が満了する計画のうち、新たに認定を受ける計画の数を踏まえて目標値を設定する。測定指標2については、フォローアップ調査の結果が出てから記載する。

学識経験を有する者の知見の活用	今後、学識経験者からの意見聴取を行う予定。
-----------------	-----------------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	・認定件数 認定された地域再生計画について(第28回～第31回) http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/tiikisaisei/index.html ・今後、計画策定地方公共団体に対して「地域再生計画のフォローアップに関する調査」を実施予定
---------------------------	--

担当部局名	地方創生推進室	作成責任者名	参事官 岸川 仁和 参事官 須藤 明夫	政策評価実施時期	平成27年8月
-------	---------	--------	------------------------	----------	---------

平成26年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府26-21(政策5-施策⑤))

政策名	地域活性化の推進					
施策名	地域再生基盤強化交付金の配分計画の策定					
施策の概要	地域再生計画を基に、地方公共団体が行う自主的かつ自立的な取組みによる地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するため、地域の特性に応じた経済基盤の強化及び快適で魅力ある生活環境の整備を行う。					
達成すべき目標	地域の創意工夫や発想を起点にし、それを地方公共団体や国の的確に後押しできるような省庁横断的・施策横断的な観点の施策を内閣として推進し、地域活性化(地方再生)を促進する。					
施策の予算額・執行額等	区分	24年度	25年度	26年度	27年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	55,800	50,220	45,118	43,068
		補正予算(b)	13,500	12,500	-	
		繰越し等(c)	△ 9,898	△ 2,245	14,366	
		合計(a+b+c)	59,402	60,475	59,484	
執行額(百万円)	58,080	59,604	58,102			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	・「経済財政運営と改革の基本方針」(閣議決定:平成26年6月24日) 第2章 3 (3)観光・交流等による都市・地域再生、地方分権、集約・活性化 4 (2)国土強靱化(ナショナル・レジリエンス)、防災・減災等					

測定指標	事業が完了した地方公共団体に対する調査で、「交付金の持つメリットを効果的に活用できた」と回答した割合	基準値	実績値					目標値	達成
		23年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度	達成
	70%	-	87%	93%	87%	88%	80%		
	年度ごとの目標	-	70%	70%	70%	80%			
測定指標	事業が完了した地方公共団体への調査で、地域再生計画全体としての目標達成度について「目標を上回った」「目標どおり」と回答した割合	基準値	実績値					目標値	達成
		25年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度	達成
	70%	-	-	-	-	75%	70%		
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	70%			

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 目標達成 (判断根拠) 内閣府が実施した、平成26年度に完了し本交付金を活用した地域再生計画に係る調査において、地域再生計画に定めた成果目標について「目標を上回った」又は「目標どおり」と回答した地方公共団体は約75%であり、目標値(70%)を上回った。 また、交付金のメリットを「活用できた」又は「ある程度活用できた」と回答した地方公共団体は約88%であり、目標値(80%)を上回った。 以上により本施策の測定目標はいずれも目標を上回って達成したと認められるため「目標達成」と判断した。
	施策の分析	(有効性、効率性) 上記調査において、「事業や年度を超えた弾力的な執行を行い予算を有効活用できた」「事務の効率化が図られた」「事業実施の効率化が図られた」との回答が多く、本交付金のメリットである、①類似施設の一体的整備 ②効果発現時期の不一致解消 ③地方の裁量による予算配分の実施などが効果を発揮しているものと考えられる。また、それらのメリットが地域再生計画に定めた成果目標の達成にも寄与しているものと考えられる。 なお、今後もニーズに応じて交付金を活用したいと回答した地方公共団体が約89%となっており、本交付金制度は地方公共団体に評価されており、地域の活性化に資するものとして有効かつ効率的なものとなっている。 (課題) 地域再生計画に定めた目標について、「目標を下回った」と回答したものがあることから、今年度から実施することとなった中間評価結果によって計画の進捗状況を検証し、必要な助言等を行うことにより、計画の見直しや事業のより効果的な実施につなげ、目標の達成を図っていく必要がある。

<p>次期目標等への 反映の方向性</p>	<p>【施策】 地方公共団体が行う自主的かつ自律的な取り組みが効果を発揮し実をあげていくことが重要であるため、より一層本施策の効果を高めていくことを目指すこととする。このため、本施策の制度やメリットなどの周知を図るとともに、地域再生計画及び本施策の実施状況やその効果について適切にフォローアップを行うこととする。</p> <p>【測定指標】 計画目標達成に係る測定指標は、よりアウトカム指標に近い指標として今年度より追加したものであり、引き続き計画目標の達成状況を検証することで施策の成果を検証する。また、昨年秋レビューを踏まえ平成27年度より地域再生計画の中間評価を実施することとし、今後中間評価の結果を踏まえて必要な助言等を行うことで、より計画目標達成に寄与できるよう努めることとする。</p>
---------------------------	---

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>-</p>
------------------------	----------

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>地域再生基盤強化交付金に関するアンケート調査結果の概要(平成27年6月) https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/tiikisaisei/pdf/kouhu-kekka-h27.pdf</p>
----------------------------------	--

<p>担当部局名</p>	<p>地方創生推進室</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>須藤 明夫</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成27年8月</p>
--------------	----------------	---------------	--------------	-----------------	----------------

平成26年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府26-22(政策5-施策⑥))

政策名	地域活性化の推進					
施策名	地域再生支援利子補給金の支給					
施策の概要	認定された地域再生計画を基に、事業実施者が金融機関から当該事業を実施するうえで必要な資金を借り入れる場合に、国が当該金融機関を指定したうえで、予算の範囲内で利子補給金を支給する。 また、特定の政策課題の解決に資する地域再生計画に記載された事業を実施する場合は、金融機関が地域再生協議会の構成員であることを必要としない要件緩和を実施。					
達成すべき目標	地域再生支援利子補給金の支援対象となる融資が行われることによって、地域における雇用創出その他地域の再生に資することを目標とする。					
施策の予算額・執行額等	区分	24年度	25年度	26年度	27年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	171	223	250	268
		補正予算(b)	-	-	-	
		繰越し等(c)	-	-	-	
		合計(a+b+c)	171	223	250	
執行額(百万円)	153	200	203			
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	地域再生基本方針改正(地域再生本部・平成26年4月25日)					

測定指標	計画期間が終了した地方公共団体に対する調査で、「目標を上回っている」「目標どおり」とした計画の割合	基準値	実績値					目標値	達成
		-	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度	-
		-	-	-	-	-	(集計中)	70%	
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	70%			

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 測定せず(暫定)
	施策の分析	(判断根拠) 地方公共団体に対する調査については、質問項目を更に充実させ、クロス集計等を用いながら多角的な分析を行うため、調査票の集計に取り組んでいるところであり、公表後に判断する(11月ごろ公表予定)。 (有効性、効率性) 地域再生支援利子補給金対象事業を実施する事業者の事業資金の借入れに対して利子補給金を支給し、事業者の金利負担軽減を図った結果、平成26年度においては約108億円の融資が実行され、1,327名の雇用創出につながった。本施策は、小さい予算で地域再生に資する事業に対する民間投資を誘発(平成26年度は、2.5億円の予算により、約282億円の民間投資を創出。)し、雇用の創出にも寄与していることから、地域再生の推進に有効な施策である。 (課題等) 本施策を運用する中で疑義等が生じた場合に適宜対応するなど、更なる運用の改善を図っていく。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 本施策を活用した認定地域再生計画に基づく事業において一定の雇用創出効果が上がっていることなどから、今後も本施策の有効活用を図るため、制度の周知等に努めていく。 【測定指標】 地方公共団体に対する調査については、質問項目を更に充実させ、クロス集計等を用いながら多角的に分析する調査を集計中であり、11月ごろの公表を予定している。そのため、測定指標については集計結果を踏まえて記載する。

学識経験を有する者の知見の活用	-
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	-
---------------------------	---

担当部局名	地方創生推進室	作成責任者名	参事官 須藤 明夫	政策評価実施時期	平成27年8月
-------	---------	--------	-----------	----------	---------

平成26年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府26-23(政策5-施策⑦))

政策名	地域活性化の推進					
施策名	特定地域再生計画の推進					
施策の概要	少子高齢化対応、低未利用資源の有効活用等、全国の地域に共通する重要な政策課題を特定政策課題として設定し、その解決に資する地域の取組に対して重点的かつ総合的な支援を行うため、地域再生法に基づき、地方公共団体が作成する特定政策課題の解決に資する事業を記載した地域再生計画の認定を行う。					
達成すべき目標	特定政策課題の解決に資する先駆的な取組に対して重点的な支援を行い、地域における地域再生の戦略的な取組の強化を図るとともに、当該取組から全国に波及するモデル事業を構築することにより、我が国全体の成長につなげていく。					
施策の予算額・執行額等	区分	24年度	25年度	26年度	27年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	500	300	200	—
		補正予算(b)	—	—	—	—
		繰越し等(c)	△ 302	302	—	/
		合計(a+b+c)	198	602	200	
執行額(百万円)	4	522	152			

施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)
 ・「経済財政運営と改革の基本方針」(閣議決定:平成26年6月24日)
 第2章 3 (3)観光・交流等による都市・地域再生、地方分権、集約・活性化

測定指標	特定政策課題の解決に資する地域再生計画の計画期間が終了した地方公共団体に対する調査で、「目標を上回っている」「目標どおり」とした計画の割合	基準値	実績値				目標値	達成
		24年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度
	70%	—	—	72.9%	96%	(集計中)	70%	—
	年度ごとの目標値	—	—	70%	70%	70%	—	—

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 測定せず(暫定) (判断根拠) 地方公共団体に対する調査については、質問項目を更に充実させ、クロス集計等を用いながら多角的な分析を行うため、調査票の集計に取り組んでいるところであり、公表後に判断する(11月ごろ公表予定)。したがって、評価については公表後に判断する。尚、特定地域再生計画事業費補助金はH24年度から新たに実施している施策であるため、計画のほとんどがその期間を終えていない。そのため、代替指標として当補助金を活用して達成しようとしている目標に対する達成状況を指標として活用する。
	施策の分析	(有効性、効率性) 特定地域再生事業費補助金は、H26年度までで計13件の計画を認定し、相当程度の活用がなされていたが、同年、新規認定を終えた。 (課題等) 平成25年度に実施された行政事業レビューの公開プロセスにおいて、補助目的があいまいな上に、他省庁に類似している事業の存在もあり、内閣府がこの事業をそのまま進めていくことには大きな問題がある。(廃止すべきとする意見3名あった。)との議論に至った。(参考: http://www.cao.go.jp/yosan/koukaipurosesu_h25.html)
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 平成26年度限りの事業である。 【測定指標】 地方公共団体に対する調査については、質問項目を更に充実させ、クロス集計等を用いながら多角的に分析する調査を集計中であり、11月ごろの公表を予定している。そのため、測定指標については集計結果を踏まえて記載する。

学識経験を有する者の知見の活用
 今後、学識経験者からの意見聴取を行う予定。

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報
 補助金の選定を受けた地方公共団体に対して実施した「特定地域再生事業費補助金に関するアンケート調査」に基づく回答データ
 (平成26年度数値については、今後集計予定)

担当部局名	地方創生推進室	作成責任者名	参事官 須藤 明夫	政策評価実施時期	平成27年8月
-------	---------	--------	-----------	----------	---------

平成26年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府26-24(政策5-施策⑧))

政策名	地域活性化の推進					
施策名	総合特区の推進					
施策の概要	総合特別区域において、産業構造及び国際的な競争条件の変化、急速な少子高齢化の進展等の経済社会情勢の変化に対応して、産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施策を総合的かつ集中的に推進することにより、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図る。					
達成すべき目標	総合特別区域法の下、産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施策を総合的かつ集中的に推進することにより、国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。					
施策の予算額・執行額等	区分	24年度	25年度	26年度	27年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	14,028	12,715	9,972	5,613
		補正予算(b)	△64	0	0	
		繰越し等(c)	1,140	460	1,195	
		合計(a+b+c)	15,104	13,175	11,167	
執行額(百万円)	3,525	2,926	5,698			
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日		関係部分(抜粋)		
	「新成長戦略」について閣議決定	平成22年6月18日		これからの国の地域振興策は、NPO等の「新しい公共」との連携の下で、特区制度等の活用により、地域の「想像力」と「文化力」の芽を育てる施策に転換しなければならない。		
	日本再生の基本戦略閣議決定	平成23年12月24日		地域における社会経済の活性化のため、多岐の分野で総合特区制度を活用しつつ、地域の創意工夫を活かした自律的な取組みを進めていく。		
	日本再生戦略閣議決定	平成24年7月31日		各政策分野の政策展開においては、貢献が期待される研究機関等の重視など、総合特区が十分な成果を発揮できるよう取組みながら施策目標の達成に努めるものとする。		
	日本経済再生に向けた緊急経済対策閣議決定	平成25年1月11日		国際戦略総合特区制度を通じた国際競争力強化策の推進や、総合特区制度、構造改革特区制度を通じた地域活性化施策の推進		
	日本再興戦略閣議決定	平成25年6月14日		なお、従来の特区制度やこれと相互に連携している環境未来都市などの施策については、今後とも継続して着実に進めていく。		

測定指標	認定国際戦略総合特別区域計画について、指定地方公共団体等に対する調査もしくは当該団体による自己評価で、最終計画年度の目標値に対する達成度の平均	基準値	実績値					目標値	達成
		23年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	28年度	未達成
		-	-	-	16%	32%	49%	90%	
	年度ごとの目標値	-	-	10%	30%	50%	-	-	
	(注)○特区ごとの達成度を平均したものであり、平成28年度までに90%に到達することを目標としている。 なお、達成度は専門家が①各特区の評価項目の進捗、②支援措置の活用と地域独自の取組の状況、③総合評価について評価した結果に基づき算出している。 ※評価結果については、今後の評価・調査検討会において確定することとしている。								
	認定地域活性化総合特別区域計画について、指定地方公共団体等に対する調査もしくは当該団体による自己評価で、最終計画年度の目標値に対する達成度の平均	基準値	実績値					目標値	達成
23年度		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	28年度	未達成	
-		-	-	16%	31%	45%	90%		
年度ごとの目標値	-	-	10%	30%	50%	-	-		
(注)○特区ごとの達成度を平均したものであり、平成28年度までに90%に到達することを目標としている。 なお、達成度は専門家が①各特区の評価項目の進捗、②支援措置の活用と地域独自の取組の状況、③総合評価について評価した結果に基づき算出している。 ※評価結果については、今後の評価・調査検討会において確定することとしている。									

目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり(暫定)
	(判断根拠) 平成26年度の測定結果については、指定地方公共団体等からの自己評価を専門家が評価した結果を踏まえ集計した。目標値は達成していないものの、国際戦略総合特区、地域活性化総合特区ともに、実績値が目標値の9割以上を達成していることから、相当程度進展ありと判断している。

評価結果	<p>施策の分析</p> <p>(未達成となった原因等) 総合特区制度の開始から約3年が経過し、取組の進捗自体は堅調に推移しているものの、特区によっては必要な規制の特例措置が実現できなかったり、財政支援、金融支援等の活用が想定よりも進まずに進捗が遅れが見られる特区も存在している。</p> <p>(有効性、効率性) 国際戦略総合特区(7地域)、地域活性化総合特区(41地域)ともに概ね目標を達成していることから、特区に指定されたことによる地域独自の取組の推進と相俟って、一定の効果が出ているものと考えられる。特に規制の特例措置については、H26における「国と地方の協議」において、特区側から42件の規制の特例に関する提案がなされ、関係府省との協議を行った結果、うち18件について特区の取組を実現するために法令等の改正を行う(一部条件を詰めたうえで改正を行う)ことで合意に至ったり、現行制度の下で対応が可能との見解を得ることができた。 なお、税制、財政、金融支援措置の活用状況については、総合特区事後評価の結果として公表を予定しているところである。</p> <p>(課題等) 提案された規制の特例措置等について、「国と地方の協議」において円滑に協議するとともに、また、各支援措置の適切な活用を推進することが課題である。</p>
	<p>次期目標等への反映の方向性</p> <p>【施策】 評価結果については、関係府省の施策に適切に反映するほか、関係する総合特区において実施する事業及び総合特区計画に適切に反映する。また、規制の特例措置及び構造改革特区の規制の特例措置については、評価結果を踏まえ、内閣官房及び関係府省において、特区の提案の実現に向けて協議を行うなど、適切な対応を行うものとする。また、税制上の支援措置については年度ごとの税制改正を、財政・金融上の支援措置については、年度ごとの予算編成をそれぞれ経て、政策に反映されることを留意した対応を行う。</p> <p>【測定指標】 次年度(平成27年度)からは、総合特区事後評価(有識者による評価・5点満点)の結果における全特区の平均値を測定指標とし、その目標値は、最終計画年度(平成28年度)に全ての特区でA評価(4.5点以上)に達することを目標とする。具体的な平成27年度の目標値としては、国際4.4点以上、地域4.3点以上とする。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	今後、学識経験者からの意見聴取を行う予定。
-----------------	-----------------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	総合特区の目標の達成状況の検証にあたっては、指定地方公共団体等から評価書の提出を受けた。(6月) 評価書については外部有識者委員による評価を行っているところであり、その評価結果については公表を予定している。
---------------------------	---

担当部局名	地方創生推進室	作成責任者名	参事官 森宏之 参事官 佐藤透	政策評価実施時期	平成27年8月
-------	---------	--------	--------------------	----------	---------

平成26年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府26-25(政策5-施策⑨))

政策名	地域活性化の推進					
施策名	「環境未来都市」構想の推進					
施策の概要	厳選された戦略的都市・地域(「環境未来都市」)において、様々な取組を集中的に実施すること等を通じて、未来に向けた技術、社会経済システム、サービス、ビジネスモデル、まちづくりで世界に類のない成功事例を創出し、これを国内外に普及展開することにより、新たな経済的需要や雇用を創出する。また、人口減少社会、超高齢化社会、地球温暖化への対応といった世界共通の課題を解決するためには、社会経済システムのイノベーションが必要であることから、本構想では、その実践の場を作り出すことで、我が国の課題の解決力の強化を図るとともに、都市・地域の活性化、我が国全体の経済社会の発展の実現に貢献する。					
達成すべき目標	選定した環境未来都市において、環境や超高齢化等の面で、未来に向けた技術、仕組み、サービス、まちづくりで世界トップクラスの成功事例を創出するとともに、それらの国内外への普及展開を図ることで、需要拡大、雇用創出等を実現し、都市・地域の活性化及び我が国全体の持続可能な経済社会の発展の実現に貢献する。					
施策の予算額・執行額等	区分	24年度	25年度	26年度	27年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	1,086	200	80	77
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	8	505	-	-
		合計(a+b+c)	1,094	705	80	-
執行額(百万円)	808	655	53	-		
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	「新成長戦略」について閣議決定(平成22年6月18日) 日本再生の基本戦略(平成23年12月24日)					

測定指標	①各環境未来都市において選定した計画の最終目標年度の目標値に対する達成割合(被災地以外の5都市)	基準値	実績値					目標値	達成
		24年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	28年度	達成
		33%	-	-	33%	53%	74%	90%	
	年度ごとの目標値	-	-	10%	30%	50%	-	-	
	②各環境未来都市において策定した計画の最終目標年度の目標値に対する達成割合(被災地の6都市)	基準値	実績値					目標値	達成
		24年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	28年度	達成
19%		-	-	19%	32%	47%	90%		
年度ごとの目標値	-	-	5%	20%	40%	-	-		

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 目標達成 (判断根拠) 各環境未来都市において作成された環境未来都市計画に基づき、H25年度に推進した各取組の進捗状況について各環境未来都市が評価を行い作成した評価調査シートを基に、測定指標①、②の達成度を算定。両方とも達成度の平均値が目標値を超えたため、目標達成と判断した。
	施策の分析	(有効性、効率性) 各都市がH24年に策定した環境未来都市計画においては、施策の評価指標を、環境的価値(二酸化炭素排出量の削減率、太陽光発電の新規導入量等)、社会的価値(高齢者の生きがい・社会参加の推進、スクールヘルパー延活動人数等)、経済的価値(観光消費額、林産業生産額等)の三つのファクターで設定しており、各都市毎に具体的な指標が異なるので、進捗率の基準はまちまちとなる。 例えば、施策を着実に実施し奏功しているにもかかわらず、二酸化炭素排出量の削減率を指標としても、観光客数の増加等の経済的要因で、結果として二酸化炭素排出量の削減は目標に達していないと見えることがある。 被災地以外の環境未来都市5都市、被災地の6都市ともに24年度から3年連続で着実に目標を達成していることから、地域独自の取組と相俟って、有識者委員による現地支援やフォローアップの取組、および各取組などの普及啓発により、一定の効果が出ているものと考えられる。 (課題等) 「環境未来都市」は未来に向けた技術、社会経済システム、サービス、ビジネスモデル、まちづくりで成功事例を創出し、これを環境未来都市以外の国内、および同様の課題を抱える海外の都市に普及展開することで、新たな経済的需要や雇用を創出することを目的としていることから、今後どのように各都市の特色ある取組を成功事例として、普及展開していくかが課題である。 (外部要因等により実績に与えた影響) 特になし

<p>次期目標等への 反映の方向性</p>	<p>【施策】 各環境未来都市から提出された評価調査シートを基に有識者による取組状況の評価、検証を行い、各環境未来都市の今後の取組や計画推進に関するアドバイスをいただく。これを基に各都市において、計画や取組の見直しを行って、今後の環境未来都市計画の推進を図る。また、各都市の事業のより一層の進展を図るべく、現地における会議の開催・取組状況の視察などを行い、進捗の遅れている都市については重点的に指導を行う。 また、各都市で設定した評価指標による評価のため、施策を着実に実施しているにもかかわらず、進捗率として数値化されないものが見られるため、実際の取り組みを正しく評価できるよう、評価指標の見直しも検討する。 各都市取組の成功事例については、環境未来都市構想推進国際フォーラム（H26年度は宮城県東松島市（6か国・約250名）・マレーシアジョホールバル市（10か国・約300名）で実施）、環境未来都市HPのリニューアル等を通じて普及展開を推進していく。</p> <p>【測定指標】 測定指標①、②とも、策定している環境未来都市計画（平成24年度から5年間）について、最終計画年度の各都市、各取組の目標値に対する達成度の平均が90%に達することで、制度の目標達成に向け順調に環境未来都市が形成されていることとなり、引き続き測定指標として設定し、目標の達成を目指す。②については、11の環境未来都市のうち、東日本大震災の被災地域である6都市があるが、被災地域では復興計画等と並行して復興に向けて実態に合うよう、柔軟に修正しながら進めているため、被災地域以外とは分けて評価することで、目標を達成していく。</p>
---------------------------	---

<p>学識経験を有する者の知 見の活用</p>	<p>今後、学識経験者から意見聴取を行う予定。</p>
-----------------------------	-----------------------------

<p>政策評価を行う過程にお いて使用した資料その他 の情報</p>	<p>各環境未来都市より提出される評価調査シート</p>
--	------------------------------

<p>担当部局名</p>	<p>地方創生推進室</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>参事官 高島 昌明</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成27年8月</p>
--------------	----------------	---------------	----------------------	-----------------	----------------

平成26年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府26-26(政策5-施策⑩))

政策名	地域活性化の推進					
施策名	都市再生安全確保計画の策定の促進					
施策の概要	都市再生特別措置法に基づく都市再生緊急整備地域において、官民からなる都市再生緊急整備協議会が都市再生安全確保計画を作成することを促進し、都市の安全性の速やかな向上を図ることをもって、円滑な都市再生の推進を図るための経費である。					
達成すべき目標	都市再生緊急整備地域において、首都直下地震等の大規模災害が発生した場合における滞在者等の安全の確保を図る。					
施策の予算額・執行額等	区分	24年度	25年度	26年度	27年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	150	100	91	45
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	150	100	91	-
執行額(百万円)	63	37	8	-		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	東日本大震災からの復興の基本方針(平成23年7月29日 東日本大震災復興対策本部決定) 都市再生基本方針の一部変更(平成24年8月10日 閣議決定)					

測定指標	①都市再生安全確保計画を作成する又は作成しようとするエリア数	基準値	実績値					目標値	達成
		-	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度	未達成
		-	-	-	10	6	3	12	
	年度ごとの目標値	-	-	10	8	12	-	-	
	②都市再生安全確保計画の作成エリア数(累積)	基準値	実績値					目標値	達成
		25年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度	達成
7		-	-	-	7	11	10		
年度ごとの目標	-	-	-	-	-	10	-		

評価結果	目標達成度合いの測定結果	<p>(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり</p> <p>都市再生の推進を図る上で、測定指標②を重要な達成目標と考えている。</p> <p>その支援プロセスである測定指標①については、年度ごとの目標値(本施策に基づく内閣府の補助事業の対象エリア数のみをカウント)に対し、低調(実績の割合3/12)であったものの、計画を作成しようとするエリアの地方公共団体等に対する補助事業以外の支援(計画策定主体となる法定協議会の設置支援等)をあわせて講じた結果、測定指標②の「計画を作成する(作成を終える)エリア数」の目標を上回る実績を達成したものの。</p>
	施策の分析	<p>(未達成となった原因等)</p> <p>計画の作成を開始するための合意形成(計画策定主体に係る関係者協議等)に時間を要している(例えば、当事者の選定や対象範囲の設定を慎重に行っている)エリアが複数あり、26年度に新たに支援プロセスに乗ったエリア数は目標に達しなかった。</p> <p>なお、計画を作成しようとする(過年度の補助事業の対象を含む)エリアには十分な作成進捗がみられ、おおむね「計画を作成する(作成を終える)」段階に到達できている。</p> <p>(課題、改善点)</p> <p>主たる達成手段としている支援メニュー(本施策に基づく補助事業)に対しては、計画の策定に向けて広範な調査や合意形成に取り組む場合、補助対象(基礎データの収集・分析等に限定)や補助率(1/2)が不十分との課題が、計画を作成しようとするエリアの地方公共団体や有識者等から指摘されている。</p> <p>(達成手段の有効性、効率性)</p> <p>当該の支援メニュー(補助事業)に加えて、補助要望調査や計画に関する相談対応等により、計画の策定に向けた取り組みの全体数と個別エリアの進捗状況を把握し、また、計画策定主体となる法定協議会の構成員として合意形成を支援するなど、国が実質的に広く促進の手段を講じているところ。</p> <p>したがって、本施策の効果として、支援メニュー(補助事業)の対象となったエリア数の実績値を一定程度確保しつつ、26年度の目標値「計画を作成する(作成を終える)エリア数累積計10」を上回る成果をすでに得ていることから、施策全体としては有効に実施されてきたものと判断している。</p>

<p>次期目標等への 反映の方向性</p>	<p>【施策】 有識者WGの開催や「計画作成の手引き」改定及び事例周知のための説明会の開催等により、計画を作成できるエリア(都市再生緊急整備地域)の地方公共団体や民間事業者等に対し、国として一層の相互連携を働き掛け、大規模な地震が発生した場合における都市再生緊急整備地域内の滞在者等の安全の確保が図られるよう、計画作成を促してきている。 補助事業については、補助対象や補助率の拡充は行っていないが、基礎的な調査に実務的な助言や情報提供を加えるなど、国による関与によって効果増進を図る。 以上のような促進施策により、「計画を作成する(作成を終える)エリア数」又は「計画を作成しようとするエリア数」の新たな掘り起しと、補助事業の活用や個々のエリアで計画の作成を終えるまでの期間短縮を実務的に支援していく等により、引き続き、「作成エリア数」の実績計上につなげていく。</p> <p>【測定指標】 指標①については、計画策定に向けた調査段階において、施策の課題等に対応しつつ、各エリアの取り組み状況を、補助事業執行を中心に的確にフォローアップ(例えば、着手の早期化につながる情報提供や関係者ヒアリング、現地踏査の実施)していく。 また、指標②については、計画の作成に取り組んでいる地方公共団体等に対する上記の促進施策により、計画案とりまとめや、計画策定主体となる官民の合意形成を引き続き支援することとし、新たに平成27年度以降の目標値を設定した。</p>
---------------------------	--

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>制度を活用できる箇所が限られてくる理由として、計画策定のために法定協議会の設置を前提とし、補助事業者(基礎自治体や民間団体)が調査費予算の1/2を自己資金で準備しなければならないことが挙げられるが、国の支援としてはよい取り組みである(放送大学(順天堂大学客員)田城教授)→指摘を受け、補助事業者のニーズの把握に努めているところ</p>
------------------------	--

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>【測定指標】 測定指標②「計画を作成するエリア(実績)」については、官邸(内閣府地方創生推進室)ホームページにおいて確認できる。 (http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/toshisaisei/yuushikisya/anzenkakuho/sakuseitiiki.pdf) なお、「計画を作成しようとするエリア数」には、計画の作成に取り組んでいるが、作成を終わっていない段階のエリアの数を含む。</p>
----------------------------------	--

<p>担当部局名</p>	<p>地方創生推進室</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>鹿野 正人</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成27年8月</p>
--------------	----------------	---------------	--------------	-----------------	----------------

平成26年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府26-28(政策5-施策⑫))

政策名	地域活性化の推進					
施策名	地域活性化・効果実感臨時交付金の配分計画の策定					
施策の概要	がんばる地域交付金(地域活性化・効果実感臨時交付金)制度要綱に基づき、配分計画を策定する。					
達成すべき目標	平成25年度補正予算における経済対策による公共事業等の追加に伴う地方負担の軽減を図り、景気回復が波及していない財政力の弱い市町村が事業を円滑に実施することができるよう支援し、これをもって景気回復の効果を波及させていくこと。					
施策の予算額・執行額等	区分	24年度	25年度	26年度	27年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	-	-	-	-
		補正予算(b)	-	87,000	-	-
		繰越し等(c)	-	△ 87,000	86,771	/
		合計(a+b+c)	-	0	86,771	
執行額(百万円)	-	-	86,550			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)						
好循環実現のための経済対策(平成25年12月5日閣議決定)						

測定指標	地域活性化・効果実感臨時交付金の創設により、公共事業等の実施の後押しとなったと回答した市町村の割合 (※母数は、交付対象となった市町村の総数)	基準値	実績値					目標値	達成
		-	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度	未達成
		-	-	-	-	-	94.3%	100%	
	年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	100%	/	

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり (判断根拠) がんばる地域交付金について「地域の活性化に有効だった」と回答した地方公共団体の割合は94.3%であり、おおむね目標は達成できた。	
	施策の分析	<p>がんばる地域交付金について地域の活性化に「非常に有効であった」又は「有効であった」との回答は94.3%となり、達成目標に近い成果があった。「非常に有効であった」又は「有効であった」とする主な回答は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方債の発行抑制ができたから ・地方公共団体の自主性・自立性が十分に尊重された交付金であったから ・緊急で必要となった事業に活用でき、負担軽減を図ることができたから ・通常の補助金等と比べ、地方公共団体の事務に係る負担の軽減が図られていたから ・住民要望への対応や地元業者への発注等、地域活性化に資することができたから <p>本交付金の目標とする公共事業等の公共投資の迅速かつ円滑な実施による全国への景気回復効果の波及については、執行率がほぼ100%ということもあり、概ね達成されたものとする。一方、指標については、平成27年度行政事業レビューの公開プロセスにおいて「地方公共団体で優先順位の高い、経済効果の高い事業に活用されるためにも、効果測定のための適切な指標を考えるべき」との指摘があったことから、今後同種の地域活性化交付金による事業を実施する際には検討が必要である。</p> <p>地方創生を目的とする地域活性化・地域住民生活等緊急支援のための交付金は、ソフト事業を中心として ①地方公共団体による地域における消費喚起策やこれに直接効果を有する生活支援策の実施(地域消費喚起・生活支援型) ②地方版総合戦略の円滑かつ有効な策定と、これに関する施策の実施(地方創生先行型)に対し支援するものである。</p> <p>一方、がんばる地域交付金については、アベノミクスによる景気回復の効果の全国への波及を目的とし、国や地方公共団体が行う公共事業の実施に対する地方公共団体への支援であり、制度の目的や内容が異なる。</p>	
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 【測定指標】	25年度1次補正予算限りの制度である。

学識経験を有する者の知見の活用	-
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	-
---------------------------	---

担当部局名	地方創生推進室	作成責任者名	参事官 岸川 仁和	政策評価実施時期	平成27年8月
-------	---------	--------	-----------	----------	---------

平成26年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府26-29(政策6-施策①))

政策名	地方分権改革の推進					
施策名	地方分権改革に関する施策の推進					
施策の概要	地方分権改革に関する施策を推進する					
達成すべき目標	地方分権改革を推進するための基本的な政策に関する施策の実施及び普及啓発を推進する					
施策の予算額・執行額等	区分	24年度	25年度	26年度	27年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	—	—	39	40
		補正予算(b)	—	—	—	—
		繰越し等(c)	—	—	—	—
		合計(a+b+c)	—	—	39	—
執行額(百万円)	—	—	39	—		
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<p>第186回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説(関係部分)「自主性と自立性を高めることで、個性豊かな地方が生まれます。一次内閣で始めた第二次地方分権改革の集大成として、地方に対する権限移譲や規制緩和を進めます。」</p> <p>第189回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説(関係部分)「地方分権でも、霞が関が主導する従来のスタイルを根本から改め、地方の発意による、地方のための改革を進めてまいります。地方からの積極的な提案を採用し、農地転用などの権限を移譲します。」</p>					

測定指標	地方分権改革推進室HPへのアクセス件数	基準値	実績値					目標値	達成
		25年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度	達成
		251,911	—	—	—	251,911	368,558	前年度以上	
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	前年度以上	—	
	地方分権改革推進室Facebookページの「いいね!」の数(増加数)	基準値	実績値					目標値	達成
		25年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度	達成
		268	—	—	—	268	868	前年度以上	
	年度ごとの目標	—	—	—	—	—	前年度以上	—	
	地方分権改革推進室Twitterのフォロワー数(増加数)	基準値	実績値					目標値	達成
		25年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度	達成
		1,514	—	—	—	1,514	4,772	前年度以上	
	年度ごとの目標	—	—	—	—	—	前年度以上	—	
	法律等の内容の全都道府県及び指定都市への通知の発出及び説明会の開催	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		—	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	—	達成
		—	—	—	実施	実施	実施	実施	
年度ごとの目標	—	—	—	実施	実施	実施	—		

目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 目標達成
	<p>・『地方分権改革推進室HPへのアクセス件数』については、368,558件を記録し、前年度と比較して約10万件以上上回る結果になった。</p> <p>・『地方分権改革推進室Facebookページの「いいね!」の数』及び『地方分権改革推進室Twitterのフォロワー数』については、それぞれ868件、4,772件増加し、前年度と比較してそれぞれ約4倍となった。</p> <p>・『法律等の内容の全都道府県及び指定都市への通知の発出及び説明会の開催』については、都道府県・指定都市等の分権担当者を対象とした説明会を開催し、必要な情報提供・説明を行い、加えて、管内市町村への周知を依頼した。</p> <p>具体的には、第4次一括法などについて、『地方自治法の一部を改正する法律』及び「第4次一括法」に関する説明会(平成26年6月10日 東京グリーンパレス)を、平成26年度の地方からの提案等に関する対応方針等について、「都道府県・指定都市地方分権改革担当課長会議」(平成27年2月12日 中央合同庁舎4号館)をそれぞれ開催した。</p> <p>したがって、施策は「目標達成」と判断した。</p>

評価結果	施策の分析	<p>・26年8月に当室HPのリニューアルを行った。トップページの見直しを含めた閲覧者に使いやすいサイト構成への改善、地方分権改革データのアーカイブ化、「分権クローズアップ」「地方分権改革の旗手」コーナーなどのコンテンツの充実、キーワード設定などによる検索エンジンの検索上位化、地方分権リンク集の開設による地方公共団体HPとの相互リンク化を行ったことなどから、HPのアクセス数増加につながったと考えられる。</p> <p>・地方分権改革推進室Facebook及びTwitterについては、当室からそれぞれ119件の投稿、236件のツイートを行い、情報発信に努めた。また、他の地方創生担当部局や地方公共団体のソーシャルメディアと相互にフォローし合い、互いに地方分権情報を発信したことが、「いいね!」及びフォロワー数の増加につながったと考えられる。</p> <p>・平成26年より地方からの改革提案を求める提案募集方式を導入したこともあり、地方との情報交換、意思疎通がこれまで以上に重要性を増している。このため説明会において、十分な時間を確保し、きめ細やかな説明に努めたところ。 なお、平成26年の提案募集においては、495件について実現・対応するなど、着実な成果を挙げた。</p> <p>・また、6月には安倍総理臨席の下、初めて「地方分権改革シンポジウム～個性を活かし自立した地方をつくる～」を開催した。参加者のアンケートをみると、プログラムの全てで、8割近い参加者が「大変良かった・よかった」と回答しており、地方分権改革の推進に有効であったと考えられる。</p> <p>・以上のように、地方分権改革の成果に関する情報発信等を充実することにより、地方分権改革に関心を持つ国民は確実に増加しているものとする。</p>
	次期目標等への反映の方向性	<p>【施策】 地方分権改革の成果を効果的に情報発信することが重要であることから、ソーシャルメディアなど情報の受け手に直接働きかける媒体を活用しながら、地方の現場の優れた取組を当室HPにおいて発信し、地方分権改革をより一層前進させる。 提案募集に係る取組については地方公共団体の参画が重要であることから、きめ細かな情報提供に努める。</p> <p>【測定指標】 引き続き、関係地方自治体に対し、適宜・適切に情報発信等を行うこと及び近年情報発信の主要なツールとなっているHPのアクセス件数、Twitterのフォロワー数及びFacebookページの「いいね!」の数を次期目標の測定指標とする。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	-
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>・「個性を活かし自立した地方をつくる ～地方分権改革の総括と展望～」(平成26年6月24日地方分権改革有識者会議決定)</p> <p>・地方分権改革推進室HP http://www.cao.go.jp/bunken-suishin/</p> <p>・地方分権改革推進室Facebookページ https://ja-jp.facebook.com/cao.bunken</p> <p>・地方分権改革推進室Twitter https://twitter.com/cao_bunken</p>
---------------------------	--

担当部局名	地方分権改革推進室	作成責任者名	参事官 小宮 大一郎	政策評価実施時期	平成27年8月
-------	-----------	--------	---------------	----------	---------

平成26年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府26-30(政策7-施策①))

政策名	地域経済活性化事業等支援政策の推進					
施策名	「地域経済活性化支援機構法」に基づく地域活性化事業等の推進					
施策の概要	企業再生支援機構を「地域経済活性化支援機構」へ抜本的改組・機能拡充を図ることにより、事業の選択と集中、事業の再編も視野に入れた事業再生支援や、新事業・事業転換及び地域活性化事業に対する支援を推進する。					
達成すべき目標	事業の選択と集中、事業の再編も視野に入れた事業再生支援や、新事業・事業転換及び地域活性化事業に対する支援により、健全な企業群の形成、雇用の確保・創出を通じた地域経済の活性化を図る。					
施策の予算額・執行額等	区分	24年度	25年度	26年度	27年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	-	-	-	7,000
		補正予算(b)	3,000	-	3,000	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	3,000	-	3,000	-
執行額(百万円)	3,000	-	3,000	-		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<p>○企業再生支援機構を抜本的に改組し、事業再生ファンド・地域活性化ファンド等に対する専門家の派遣や出資等による地域の再生現場の強化や地域活性化に資する支援を行うための機能拡充を図り、「地域経済活性化支援機構」(仮称)とする。(「日本経済再生に向けた緊急経済対策」(25年1月11日閣議決定))</p> <p>○株式会社地域経済活性化支援機構において事業再生や地域活性化の支援が一層効果的に進められるよう、同機構の出資機能の強化を含め、必要な機能の拡充を行う。(25年12月5日閣議決定)</p>					

	I. 直接の再生支援を通じた地域への貢献 (1)具体的な検討を行った案件に対する関与度合い 具体的な検討を行った案件の全てについて、①再生支援決定に基づく支援、②経営改善や機構以外の事業再生の進め方等に係る助言による支援を確実に行ったか	基準値	実績値					目標値	達成
		-	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度	達成
		-	-	-	-	-	59%	50%以上	
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	50%以上	-	
	I.(2)先導的な事業再生・地域活性化モデルの創造等 ①民間資金(スポンサー、取引金融機関等の出融資)を活用したか、②知見・ノウハウの移転(ハンズオン支援等)を行ったか、③その他先導的なモデルを創造・活用できたか	基準値	実績値					目標値	達成
		25年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度	達成
		90%	-	-	-	90%	80%	75%以上	
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	75%以上	-	
	I.(3)ハンズオン支援等による収益改善 ハンズオン支援等を行うことで、収益改善を図ることができたか	基準値	実績値					目標値	達成
		25年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度	達成
		95%	-	-	-	95%	98%	75%以上	
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	75%以上	-	
	I.(4)地域経済への貢献 事業者の再生支援を通じて雇用の確保及び関連取引先の維持等に対して貢献できたか	基準値	実績値					目標値	達成
	25年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度	達成	
	70%	-	-	-	70%	91%	75%以上		
年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	75%以上	-		

測定指標	I.(5)金融機関等との連携 個別企業の事業再生を通じて金融機関等と連携ができたか(例えば、金融機関調整や知見・ノウハウの移転、民間資金の呼び水としての効果が発揮できたか等)	基準値	実績値					目標値	達成
		25年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度	未達成
		90%	-	-	-	90%	89%	90%以上	
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	90%以上	
	II.地域への知見・ノウハウの移転等を通じた事業再生・地域活性化支援 (1)地域経済への貢献 事業者等の再生・活性化支援を通じて雇用の創出・確保及び関連取引先の維持等に対して貢献できたか	基準値	実績値					目標値	達成
		25年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度	未達成
		63%	-	-	-	63%	70%	75%以上	
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	75%以上	
	II.(2)金融機関等との連携 ファンド組成、特定専門家派遣等を通じて金融機関等と連携ができたか(例えば、金融機関等への知見・ノウハウの移転、民間資金の呼び水としての効果、自治体との連携等、再生・活性化の機能が発揮できたか)	基準値	実績値					目標値	達成
		25年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度	達成
		96%	-	-	-	96%	92%	90%以上	
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	90%以上	
	III.中小企業等への重点支援の明確化 中小規模の事業者の割合を9割以上(病院・学校等を含む)	基準値	実績値					目標値	達成
		25年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	毎年度	未達成
		90%	-	-	-	90%	82%	90%以上	
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	90%以上		
	II.(3)各都道府県での支援実績の積上げ ①再生支援決定、②特定専門家派遣、③ファンド組成(マザーファンド活用を含む)、④研修・説明会実施のいずれかの支援実績を、各都道府県において広範に積み上げられたか		施策の進捗状況(実績)					目標	達成
			・26年度実績値:71%					34年度	-
								75%以上	
	II.(4)地域への知見・ノウハウの移転 地域金融機関等への特定専門家派遣や地域金融機関等からの人材の受入れを平成35年3月末までに累計で200件以上行う		施策の進捗状況(実績)					目標	達成
・26年度実績値:33%					34年度	-			
					100%				
IV.機構全体の収益性確保 出資金を全額回収できる収益を確保(倍数1.0倍超)		施策の進捗状況(実績)					目標	達成	
		・26年度実績値:1.4倍 ・現時点において、目標値を達成済み。					機構解散時	-	
							1.0倍超		

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり (判断根拠) 目標年度が26年度である測定指標は8つ。うち5つの指標について目標達成しており、未達成となっている3つの指標についても、目標値に近い実績であり、今後目標達成が可能と考えられることから相当程度進展しているものと評価。
	施策の分析	中小企業等に対する支援を一層効果的に進めるために必要な機能拡充を行う「株式会社地域経済活性化支援機構法の一部を改正する法律(平成26年法律第37号)」を26年5月16日に公布し、同法政府令・告示の改正と併せて26年10月14日に施行した。当該機能の拡充等を踏まえ、機構が出資者として関与するファンドの組成等が進展し、地域経済活性化事業に対する支援の推進が一層図られていることに鑑みれば、達成手段に掲げる、「地域経済活性化支援機構法」の一部改正による機能拡充は有効かつ効果的に寄与したものと認められる。 【業務実績】 再生支援決定件数28件、ファンド設立件数22件、特定専門家派遣決定件数63件、特定支援決定件数3件 【課題】 改正機構法により付与された新たな機能等を最大限に活用し、地域における事業再生支援や、地域経済の活性化に資する事業活動支援を強力に推進し、支援実績を積み上げる。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 引き続き、事業の選択と集中、事業の再編も視野に入れた事業再生支援や、新事業・事業転換及び地域活性化事業に対する支援により、健全な企業群の形成、雇用の確保・創出を通じた地域経済の活性化を図る。なお、地域経済活性化支援機構担当室は、機構において適切な業務運営が図られるよう、適時・適切な監督を行う。 【測定指標】 機構による業務がどの程度目標達成に寄与しているかを把握・検証できるようにするため、測定指標については、官民ファンドの活用推進に関する関係閣僚会議幹事会に報告しているKPIを設定している。 機構のKPIについては、「地域における中小企業等に対する事業再生支援態勢を強化するとともに、事業転換や新事業及び地域活性化事業に対する支援も推進し、もって地域経済の活性化に貢献する」といった政策目的の達成に向けて、①直接の再生支援を通じた地域への貢献、②地域への知見・ノウハウの移転等を通じた事業再生・地域経済活性化支援、③中小企業者等への重点支援の明確化、④機構全体の収益性確保の状況を示す指標を設定している。 なお、達成手段に掲げている「地域経済活性化支援機構法」の一部改正による機能拡充を踏まえ、新たな測定指標(KPI)の設定を検討する。

学識経験を有する者の知見の活用	-
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>・「官民ファンドの運営に係るガイドライン」(平成25年9月27日 官民ファンドの活用推進に関する関係閣僚会議決定) http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/fund_kkk/pdf/guideline.pdf</p> <p>・「官民ファンドの運営に係るガイドラインによる検証報告(第3回)」(平成27年7月16日) http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kanmin_fund/dai4/siryou1.pdf</p> <p>※測定指標の詳細については、別添を参照。</p>
---------------------------	---

担当部局名	地域経済活性化支援機構担当室	作成責任者名	参事官 堀本善雄	政策評価実施時期	平成27年8月
-------	----------------	--------	----------	----------	---------

(株)地域経済活性化支援機構(REVIC)のファンド全体のKPI(詳細)

1. 直接の再生支援を通じた地域への貢献 ※(2)～(5)については、再生支援決定した案件について評価	2点	1点	0点	測定期間	目標	現状達成率 (2015/3月)
(1)具体的な検討を行った案件に対する関与度合い 具体的な検討を行った案件の全てについて、①再生支援決定に基づく支援、②経営改善や機構以外の事業再生の進め方等に係る助言による支援を確実に行ったか	①再生支援決定を実施	②事業再生に関する助言等実施	左記に該当しない	平成26年4月以降測定時点まで	50%以上	59%
(2)先導的な事業再生・地域活性化モデルの創造等 ①民間資金(スポンサー、取引金融機関等の出融資)を活用したか、②知見・ノウハウの移転(ハンズオン支援等)を行ったか、③その他先導的なモデルを創造・活用できたか	左記のうち2つ以上に該当	左記のうち1つに該当	左記に該当しない	平成25年3月以降測定時点まで	75%以上	80%
(3)ハンズオン支援等による収益改善 ハンズオン支援等を行っていくことで、収益改善を図ることができたか	改善できた	一定程度改善できた又は今後改善が見込まれる	現時点で改善は期待できない	同上	75%以上	98%
(4)地域経済への貢献 事業者の再生支援を通じて雇用者の確保及び関連取引先の維持等に対して貢献できたか	貢献できた	一定程度貢献できた又は今後貢献が見込まれる	現時点で地域への貢献は期待できない	同上	75%以上	91%
(5)金融機関等との連携 個別企業の事業再生を通じて金融機関等と連携ができたか(例えば、金融機関調整や知見・ノウハウの移転、民間資金の呼び水としての効果が発揮できたか等)	連携できた	一定程度連携できた又は今後連携が見込まれる	現時点で連携は期待できない	同上	90%以上	89%
2. 地域への知見・ノウハウの移転等を通じた 事業再生・地域活性化支援	2点	1点	0点	測定期間	目標	現状達成率 (2015/3月)
(1)各都道府県での支援実績の積上げ ①再生支援決定、②特定専門家派遣、③ファンド組成(マザーファンド活用を含む)、④研修・説明会実施(1件0.2点)のいずれかの支援実績を、各都道府県において広範に積み上げられたか	左記のうち2つ以上に該当	左記のうち1つに該当	左記に該当しない	平成25年3月以降平成35年3月末まで	75%以上 (測定時点目標:15%)	71%
(2)地域への知見・ノウハウの移転 地域金融機関等への特定専門家派遣や地域金融機関等からの人材の受入れを平成35年3月末までに累計で200件以上行う	$\frac{\text{特定専門家派遣・人材受入の累計}}{200\text{件}} \times 100\%$			同上	100% (測定時点目標:20%)	33%
(3)地域経済への貢献 事業者等の再生・活性化支援を通じて雇用者の創出・確保及び関連取引先の維持等に対して貢献できたか	貢献できた	一定程度貢献できた又は今後貢献が見込まれる	現時点で地域への貢献は期待できない	平成25年3月以降測定時点まで	75%以上	70%
(4)金融機関等との連携 ファンド組成、特定専門家派遣等を通じて金融機関等と連携ができたか(例えば、金融機関等への知見・ノウハウの移転、民間資金の呼び水としての効果、自治体との連携等、再生・活性化の機能が発揮できたか)	連携できた	一定程度連携できた又は今後連携が見込まれる	現時点で連携は期待できない	同上	90%以上	92%
3. ファンドを通じた地域への資金供給(呼び水効果、民業補完の確保)	$\frac{\text{民間からの出資総額}}{\text{機構がLP出資したファンドのファンド出資総額}} \times 100\%$			同上	60%以上	59%
機構が行うLP出資に係る呼び水効果(民業補完の確保)として、ファンド出資額に占める民間からの出資額の割合 :60%以上						
4. 中小企業等への重点支援の明確化	$\frac{\text{中小規模の事業者数(病院・学校等を含む)}}{\text{支援決定件数}} \times 100\%$			平成25年3月以降平成35年3月末まで	90%以上	82%
中小規模の事業者の割合を9割以上(病院・学校等を含む)						
5. 機構全体の収益性確保	$\frac{\text{機構に対する出資者が出資金を回収できる以上の収益(1.0倍超)を確保}}{\text{出資金を全額回収できる収益を確保(倍数1.0倍超)}}$			平成25年3月以降解散時まで	1.0倍超	1.4倍 (平成27年3月期決算 利益剰余金増加倍率)
出資金を全額回収できる収益を確保(倍数1.0倍超)						

ファンド全体のKPI

(株)地域経済活性化支援機構

KPI	進捗状況(平成27年3月末時点)	成果目標	KPI区分
1 直接の再生支援を通じた地域への貢献			
<p>(1)具体的な検討を行った案件に対する関与度合い 具体的な検討を行った案件の全てについて、①再生支援決定に基づく支援、②経営改善や機構以外の事業再生の進め方等に係る助言による支援を確実に行ったか</p> <p>※以下の(2)～(5)については、再生支援決定した案件について評価</p>	<p>達成率59%(平成27年3月末)</p> <p>◆ 具体的な検討を行った案件99件(累計)について、事業者や関係金融機関等に対して助言等の実施先81件、再生支援決定18件を実施</p>	<p>・達成率目標＝50%以上</p>	A
<p>(2)先導的な事業再生・地域活性化モデルの創造等 ①民間資金(スポンサー、取引金融機関等の出融資)を活用したか、②知見・ノウハウの移転(ハンズオン支援等)を行ったか、③その他先導的なモデルを創造・活用できたか</p>	<p>達成率80%(平成27年3月末)</p> <p>◆ 民間資金の活用や知見、ノウハウの移転(ハンズオン支援)、先導的なモデルの創造・活用により、個別案件を通じた新たな再生・活性化モデルの創造や普及を図る</p>	<p>・達成率目標＝75%以上</p>	A
<p>(3)ハンズオン支援等による収益改善 ハンズオン支援等を行っていくことで、収益改善を図ることができたか</p>	<p>達成率98%(平成27年3月末)</p> <p>◆ ハンズオン支援やスポンサーとの協働参画による事業再生計画を推進</p>	<p>・達成率目標＝75%以上</p>	A
<p>(4)地域経済への貢献 事業者の再生支援を通じて雇用者の確保及び関連取引先の維持等に対して貢献できたか</p>	<p>達成率91%(平成27年3月末)</p> <p>◆ ①雇用継続、②関連取引先の維持、③地域ファンド活用、④その他(例えば、病床維持等)により、事業再生を通じて地域経済へ貢献</p>	<p>・達成率目標＝75%以上</p>	A
<p>(5)金融機関等との連携 個別企業の事業再生を通じて金融機関等と連携ができたか(例えば、金融機関調整や知見・ノウハウの移転、民間資金の呼び水としての効果が発揮できたか等)</p>	<p>達成率89%(平成27年3月末)</p> <p>◆ 金融機関間の調整や知見・ノウハウの移転、民間資金の呼び水としての役割を發揮</p>	<p>・達成率目標＝90%以上</p>	B

ファンド全体のKPI

(株)地域経済活性化支援機構

KPI	進捗状況(平成27年3月末時点)	成果目標	KPI区分
2 地域への知見・ノウハウの移転等を通じた事業再生・地域活性化支援			
<p>(1)各都道府県での支援実績の積上げ</p> <p>①再生支援決定、②特定専門家派遣、③ファンド組成(マザーファンド活用を含む)、④研修・説明会実施(1件0.2点)のいずれかの支援実績を、各都道府県において広範に積み上げられたか</p>	<p>達成率71%(平成27年3月末)</p> <p>◆ 1点:27都道府県 ◆ 2点:13 // 今回の目標ライン(15%)</p> <p>26年9月末 48% 評価ベース:71% (全都道府県カバー率:85%)</p>	<p>・達成率目標＝平成34年度末までに75%以上</p> <p>※測定時点目標:15%</p>	A
<p>(2)地域への知見・ノウハウの移転</p> <p>地域金融機関等への特定専門家派遣や地域金融機関等からの人材の受入れを平成35年3月末までに累計で200件以上行う</p>	<p>達成率33%(平成27年3月末)</p> <p>◆ 特定専門家派遣(44件)+人材受入(21件)=65件</p> <p>◆ 今回の目標ライン(20%)</p> <p>26年9月末 26%</p>	<p>・達成率目標＝平成34年度末までに100%</p> <p>※測定時点目標:20%</p>	A
<p>(3)地域経済への貢献</p> <p>事業者等の再生・活性化支援を通じて雇用者の創出・確保及び関連取引先の維持等に対して貢献できたか</p>	<p>達成率70%(平成27年3月末)</p> <p>◆ 事業再生・地域活性化ファンドの組成及びファンドを通じた投資の実行により、地域経済への貢献を図る</p> <p>26年9月末 83%</p>	<p>・達成率目標＝75%以上</p>	B
<p>(4)金融機関等との連携</p> <p>ファンド組成、特定専門家派遣等を通じて金融機関等と連携ができたか(例えば、金融機関等への知見・ノウハウの移転、民間資金の呼び水としての効果、自治体との連携等、再生・活性化の機能が発揮できたか)</p>	<p>達成率92%(平成27年3月末)</p> <p>◆ ファンドの組成、地域金融機関やファンドに対する特定専門家の派遣、金融機関等からの人材受入により、地域金融機関との連携を図り、地域経済の活性化に資する活動への動機付け・後押しを図る</p> <p>26年9月末 98%</p>	<p>・達成率目標＝90%以上</p>	A
3. ファンドを通じた地域への資金供給(呼び水効果、民業補完の確保)			
<p>機構が行うLP出資に係る呼び水効果(民業補完の確保)として、ファンド出資額に占める民間からの出資額の割合</p>	<p>達成率59%(平成27年3月末)</p> <p>◆ ファンド出資額に占める民間からの出資額の割合:60%以上</p> <p>目標ライン(60%) 達成率59%</p>	<p>・達成率目標＝60%以上</p>	B

※平成26年度下期新設

ファンド全体のKPI

(株)地域経済活性化支援機構

KPI	進捗状況(平成27年3月末時点)	成果目標	KPI区分
4 中小企業等への重点支援の明確化 ・中小規模の事業者の割合を9割以上 (病院・学校等を含む)	達成率82%(平成27年3月末) ◆ 支援決定案件28件、うち中小規模事業者(病院・学校等を含む)23件 	・達成率目標＝90%以上	B
5 機構全体の収益性確保 ・出資金を全額回収できる収益を確保	達成倍率1.4倍(平成27年3月期決算 利益剰余金増加倍率) 	・達成率目標＝倍数1.0倍超	A

平成26年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府26-31(政策8-施策①))

政策名	科学技術・イノベーション政策の推進					
施策名	原子力研究開発利用に係る政策の検討・情報発信等					
施策の概要	原子力の研究、開発及び利用に関する取組に対する提言等の検討や、原子力に関する活動の国内及び国際社会への情報発信等を実施。					
達成すべき目標	原子力の研究、開発及び利用に関する政策等について企画、審議し、決定するために、原子力委員会を定期的に開催し、国民や国際社会の理解の増進を図れるよう、原子力に関する活動の国内及び国際社会への情報発信等を着実に実施することで、各府省における原子力利用に関する政策、取組の理解の増進を図り、もって原子力の研究、開発及び利用に関する行政の民主的な運営を図る。					
施策の予算額・執行額等	区分		24年度	25年度	26年度	27年度
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	87	84	83	82
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
	合計(a+b+c)		87	84	83	
執行額(百万円)		70	68	69		
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	-					

測定指標	原子力委員会の議事録の作成・公表	基準値	実績値					目標値	達成
		25年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度	達成
		100%	-	-	-	100%	100%	100%	達成
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	100%		
原子力委員会の在り方見直し		施策の進捗状況(実績)					目標	達成	
		内閣官房に設置された「原子力委員会の在り方見直しのための有識者会議」の報告書を踏まえ、所掌事務の見直しや委員の定数の削減等の措置を講じた「原子力委員会設置法の一部を改正する法律」が平成26年12月16日に施行された。					26年度 原子力委員会の在り方見直しを行う	達成	

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 目標達成 (判断根拠) 原子力委員会の議事録の作成・公表については、公開しないことが適切と判断した会議であっても、事後に議事録は公表しており、目標である作成・公表率100%を達成できている。 また、原子力委員会の在り方見直しについては、「原子力委員会設置法の一部を改正する法律」の施行が当該施策の目標である「行政の民主的な運営」に寄与すると考えられ、「目標達成」と見なせる。 上記を踏まえ、「目標達成」と判断することとした。
	施策の分析	原子力委員会は、我が国の原子力の研究開発及び利用に関する行政の民主的な運営を図るため内閣府に設置されており、原則週1回開催する委員会において原子力の研究開発利用に関し幅広くヒアリング等を継続して実施(平成26年度は、48回開催)し、関係省庁等の原子力の研究開発利用に関し意見を述べる等の活動を行っている他、FNCA(アジア原子力協力フォーラム)やIAEA(国際原子力機関)総会などの国際会議について開催又は出席することで、情報の収集及び発信等を行っており、これらの取組について原子力委員会Webサイトにおいて積極的に情報を公表している。 また、平成26年度は、有識者会議により示された原子力委員会の見直しの方向性(原子力利用に関する政策の重点事項に重点化すること、形骸化している業務を廃止すること等)を踏まえ、原子力委員会設置法の改正を行い、平成26年12月に原子力委員会設置法の一部を改正する法律が施行された。 これらを踏まえ、当該施策の達成すべき目標に対して、平成26年度の取組が有効かつ効率的に寄与していると判断した。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 原子力委員会の見直しの方向性を踏まえ、引き続き原子力委員会の活動について、積極的な情報公開等を行い、もって原子力の研究、開発及び利用に関する行政の民主的な運営を図ることとする。 【測定指標】 平成26年度の測定指標「原子力委員会の議事録の作成・公表」については、我が国の原子力の研究開発及び利用に関する行政の民主的な運営を図ることの測定指標として適切であると考えられるため、引き続き次期測定指標として使用することとする。 また、平成26年度の測定指標「原子力委員会の在り方見直し」については、原子力委員会設置法の一部を改正する法律が施行されたことをもって目標達成とみなせるため、次期測定指標からは削除することとする。

学識経験を有する者の知見の活用	-
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	原子力委員会ホームページ 会議情報: http://www.aec.go.jp/jicst/NC/kaigi.htm 原子力委員会設置法の一部を改正する法律: http://www.cao.go.jp/houan/186/index.html
---------------------------	--

担当部局名	原子力政策担当室	作成責任者名	室谷 展寛	政策評価実施時期	平成27年8月
-------	----------	--------	-------	----------	---------

平成26年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府26-33(政策9-施策①))

政策名	宇宙開発利用に関する施策の推進					
施策名	宇宙開発利用の推進					
施策の概要	宇宙利用拡大を図るための施策の策定を重点的に行うため、民間事業者の能力を活用して、諸外国における宇宙政策の動向、防災対策に関するニーズ、国内での衛星データ利用拡大方策等の調査・分析を行う。					
達成すべき目標	宇宙利用の拡大					
施策の予算額・執行額等	区分	24年度	25年度	26年度	27年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	-	-	93	302
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	-	-	93	-
執行額(百万円)	-	-	88	-		
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	第百八十九回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説:二 改革断行(改革推進のための行政改革) 「…ITやロボット、海洋や宇宙、バイオなど、経済社会を一変させる挑戦的な研究を大胆に支援してまいります。」					

	基準値	施策の進捗状況(実績)					目標	達成	
		25年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度		26年度
宇宙利用方策開拓調査(我が国におけるリモートセンシング衛星等の新たな利用分野開拓のための研究会、セミナーの実施)	衛星データの利用等、我が国全体の宇宙開発の実利用に資する新たな活用方法などを調査	-	-	-	-	実施済 77名	実施済 131名	我が国におけるリモートセンシング衛星等の新たな利用分野開拓のための研究会、セミナーの実施。具体的な利用開拓に係るロードマップの策定。 ・参加者数対前年度以上	達成
年度ごとの目標値		-	-	-	-	衛星データの利用等、我が国全体の宇宙開発の実利用に資する新たな活用方法などを調査	我が国におけるリモートセンシング衛星等の新たな利用分野開拓のための研究会、セミナーの実施。具体的な利用開拓に係るロードマップの策定。 ・参加者数対前年度以上		

測定指標	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		26年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度
		宇宙インフラを活用した防災システムの海外展開を支援するための戦略策定調査	新興国の国情やニーズ等を調査	-	-	-	-	実施済
年度ごとの目標		-	-	-	-	新興国の国情やニーズ等を調査		
測定指標	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		26年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度
		スペースデブリ等宇宙状況監視に関する調査	政府全体としての宇宙状況監視体制、PFI導入可能性の検討	-	-	-	実施済	実施済
年度ごとの目標		-			宇宙状況監視システム体制整備に資する各種情報の把握	政府全体としての宇宙状況監視体制、PFI導入可能性の検討		
測定指標	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		26年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度
		宇宙政策動向及び宇宙政策の評価手法等に関する調査	欧米等の宇宙利用先進国における宇宙政策の動向・評価手法等に関する調査・分析	-	-	-	-	実施済
年度ごとの目標		-	-	-	-	欧米等の宇宙利用先進国における宇宙政策の動向・評価手法等に関する調査・分析		

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 目標達成 (判断根拠) 各測定指標について、すべての実績が設定目標を達成したため。
	施策の分析	<ul style="list-style-type: none"> ・宇宙利用方策開拓調査については、関連学会や民間事業者などへのヒアリング等を通じて、我が国の宇宙開発利用に資する新たな活用事例及び宇宙に関連した技術や製品・サービスなどの動向を調査した。また、宇宙利用への関心を高める啓発活動としてセミナーを計5回(東京2回、札幌、仙台、名古屋)実施し、世間ではあまり知られていない宇宙技術等を紹介した。セミナー参加者数は前年度の77人から131人となり、所定の年度目標を達成した。 ・宇宙インフラを活用した防災システムの海外展開を支援するための戦略策定調査については、ASEAN、中東、南米等の新興国の国情や防災分野における宇宙利用ニーズについて調査を行い、宇宙インフラを利用した海外防災システムの導入に向けた総合的なパッケージプログラム案を策定し、所定の年度目標を達成した。 ・スペースデブリ等宇宙状況監視に関する調査については、宇宙状況監視の業務内容の定義、業務フロー、運用所要人数、部外委託範囲や、PFI導入可能性など、我が国の宇宙状況把握に必要となるSSA関連施設及び運用体制の構築検討に必要な項目について、網羅的に調査・分析し、所定の年度目標を達成した。 ・宇宙政策動向及び宇宙政策の評価手法等に関する調査については、欧米等の宇宙ベンチャー企業の業界動向や宇宙ベンチャー企業の振興を後押しした欧米政府等の制度と成果について調査を実施するとともに、欧米のロケットの開発管理手法などの情報を収集し、所定の年度目標を達成した。
	次期目標等への反映の方向性	<p>【施策】 「宇宙基本計画」(平成27年1月9日宇宙開発戦略本部決定)に基づき、衛星データの活用可能性等の検討や調査分析・戦略立案機能の強化など、宇宙開発利用の推進に資する施策に取り組む。</p> <p>【測定指標】 宇宙基本計画(平成27年1月9日宇宙開発戦略本部決定)の本文・工程表及び宇宙政策委員会中間取りまとめ(平成27年7月3日宇宙開発戦略本部報告)の策定・推進に活用するとともに、宇宙基本計画の進捗状況等を踏まえて、宇宙開発利用の更なる推進のために適切な測定指標及び目標を設定する。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	—
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	・宇宙戦略室: http://www8.cao.go.jp/space/
---------------------------	---

担当部局名	宇宙戦略室	作成責任者名	頓宮参事官	政策評価実施時期	平成27年8月
-------	-------	--------	-------	----------	---------

平成26年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府26-34(政策9-施策②))

政策名	宇宙開発利用に関する施策の推進					
施策名	実用準天頂衛星システムの開発・整備・運用の推進					
施策の概要	測位衛星の補完機能(測位可能時間の拡大)や、測位の精度や信頼性を向上させる補強機能等を有する実用準天頂衛星システムを開発・整備・運用することにより、産業の国際競争力強化、産業・生活・行政の高度化・効率化、アジア太平洋地域への貢献と我が国プレゼンスの向上、日米協力の強化及び災害対応能力の向上等広義の安全保障に資する。					
達成すべき目標	2010年代後半を目途にまずは4機体制を整備する。将来的には、持続測位が可能となる7機体制を目指すこととする。					
施策の予算額・執行額等	区分	24年度	25年度	26年度	27年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	10,597	10,552	12,499	14,622
		補正予算(b)	-	14,820	6,880	-
		繰越し等(c)	△ 10,268	△ 14,820	△ 15,996	/
		合計(a+b+c)	329	10,552	3,383	
執行額(百万円)	174	10,493	28,431			
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	第百八十六回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説:七 イノベーションによって新たな可能性を創り出す 「…海洋や宇宙、加速器技術への挑戦は、未来を切り拓きます。」					

測定指標	準天頂衛星システム事業の推進	基準	施策の進捗状況(実績)				目標	達成
		24年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	30年度
		事業着手	-	-	事業着手済	総合システム設計中	基本・詳細設計中	運用開始
年度ごとの目標	/	-	-	事業着手	総合システム設計完了	基本・詳細設計完了	/	

目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり
	(判断根拠) 26年度の目標値は、総合システム設計結果に基づき、衛星システム及び地上システムの基本設計/詳細設計の完了であった。衛星システムの基本設計は計画通り完了し、詳細設計については準天頂軌道衛星に対する詳細設計が完了した。残りの静止軌道衛星に対してもサブシステムの設計はほぼ完了し、一部のペイロードについても設計完了の見通しを得た。一方、地上システムについては、一部の設備を除き基本設計が完了し、詳細設計を進めている。詳細設計の完了時期の計画も立っている状況であり、今後の作業を効率的に進めることですべての設備の設計完了が達成されることが可能と考えている。したがって、施策は「相当程度進展あり」と判断した。

評価結果	<p>準天頂衛星システムは、産業の国際競争力強化、産業・生活・行政の高度化・効率化、アジア太平洋地域への貢献と我が国プレゼンスの向上、日米協力の強化及び災害対応能力の向上等広義の安全保障に資するものである。</p> <p>具体的には、実用準天頂システムの運用が推進されると以下の利点がある。まず準天頂衛星が日本の天頂付近に配置されることで、山間部やビル陰でも受信できる可能性が高く、従来のGPSのみと比較して測位可能な時間、場所が拡大する。またGPSによる単独測位精度は10m程度だが、準天頂衛星システムから送信される独自の補強信号を利用することで、サブメートル級、センチメートル級の測位精度を可能にすると同時に、信頼性を向上させる。さらに簡単なメッセージを送信する機能があり、災害時に活躍する。</p> <p>(課題等)</p> <p>当該施策は主に「達成手段(1)地上システムの整備・運用」と「達成手段(2)衛星システムの開発」の2事業からなる。地上システムはPFIによる民間活力を利用した整備とし、衛星システムは国による委託事業での開発・整備としている。この2つの事業は、受託企業が異なり、両者の持つノウハウ等を活用し、効果的に連携して進めることにより、全体としてより良い総合システム設計が行われるという利点がある反面で、両者の調整に時間を要する傾向があるという問題点も挙げられる。</p> <p>(有効性、効率性)</p> <p>達成手段(1)、(2)とも連携しつつ衛星システム及び地上システムの基本／詳細設計を進めており、平成26年度に基本／詳細設計の完了を見込んでいたところ、一部を除き完了している。本衛星システム及び地上システムの基本／詳細設計は、施策の目標である「4機体制の整備」を達成するための、重要なプロセスであり、2つの事業を効果的に連携して進めることにより、より良い総合システム設計が行われており、当該2つの達成手段が、目標へ有効かつ効率的に寄与していると評価できる。</p> <p>(外部要因等事前に想定できなかったことにより実績に与えた影響)</p> <p>達成手段(1)、(2)については、前年度までに実施した総合システム設計の完了において技術検討に時間を要したことによる遅延に伴い、衛星システム及び地上システムへの機能・性能要求事項の整理が遅れたことが要因として考えられる。</p> <p>しかし、総合システム設計と並行して衛星システム及び地上システムの設計については、着手可能な設備から着手することで全体的なスケジュールインパクトが最少となるような取り組みを図った。平成27年度以降は、これらの要因による作業の遅れの影響が少なくなることが見込まれる。</p>
	<p>次期目標等への反映の方向性</p> <p>【施策】 「宇宙基本計画」(平成27年1月9日宇宙開発戦略本部決定)に基づき、平成29年度の4機体制確立、平成30年度からのサービス開始に向けて開発・整備・運用を推進する。また平成32年度に寿命が到来する初号機(みちびき)後継機について、平成27年度に概念検討に関する調査を行う。さらに持続的測位を可能にする7機体制確立のため追加3機について平成29年度をめどに開発に着手し、平成35年度をめどに運用を開始する。</p> <p>【測定指標】 平成27年1月9日宇宙開発戦略本部会合において宇宙基本計画が決定された。ここで宇宙政策を巡る環境変化を踏まえ、「国家安全保障戦略」に示された新たな安全保障政策を十分に反映し、また産業界の投資の「予見可能性」を高め産業基盤を維持・強化するため、今後20年程度を見据えた10年間の長期的・具体的整備計画として新たな「宇宙基本計画」を策定するとされた。そのため、宇宙基本計画における10年間の長期的・具体的整備計画を次期目標へ反映していく。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	事業の進捗を把握し、効率性な観点からも業務内容を精査し、実績を確定することとしている。また、事業の執行に当たっては、外部有識者による事業推進委員会を設置し、所見も得つつ、事業を進めることとした。
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> ・宇宙戦略室: http://www8.cao.go.jp/space/index.html ・宇宙開発戦略本部会合(平成27年1月9日): http://www.kantei.go.jp/jp/singi/utyuu/kaisai.html
---------------------------	--

担当部局名	宇宙戦略室	作成責任者名	参事官 守山 宏道	政策評価実施時期	平成27年8月
-------	-------	--------	--------------	----------	---------

平成26年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府26-35(政策9-施策③))

政策名	宇宙開発利用に関する施策の推進					
施策名	広域災害監視衛星ネットワーク関係調査事業					
施策の概要	防災等のためのリモートセンシング衛星の複数機の一体的な整備・運用に関し、関係行政機関や民間事業者等のユーザーニーズの抽出及びそれを満たす衛星システムの具体的仕様を検討するための調査等を実施する。					
達成すべき目標	防災等のためのリモートセンシング衛星の複数機の一体的な整備・運用の立案に寄与する。					
施策の予算額・執行額等	区分	24年度	25年度	26年度	27年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	—	—	250	—
		補正予算(b)	—	—	—	—
		繰越し等(c)	—	—	—	—
	合計(a+b+c)	—	—	250	—	
執行額(百万円)	—	—	242	—		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	第百八十六回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説:七 イノベーションによって新たな可能性を創り出す「……海洋や宇宙、加速器技術への挑戦は、未来を切り拓きます。」					

		基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		26年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度	
測定指標	ユーザーニーズの抽出	-	-	-	-	-	実施済	ユーザーニーズの明確化及びこれを満たし得る衛星システム案(複数)の抽出	達成
	年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	ユーザーニーズの明確化及びこれを満たし得る衛星システム案(複数)の抽出。	/	/
	衛星システム構成の検討	-	-	-	-	-	実施済	上記複数案のうち、有効性・技術的実現可能性に関する検討を踏まえた最適な衛星システムの検討	達成
	年度ごとの目標	/	-	-	-	-	関係行政機関や民間事業者等のユーザーニーズを満たす衛星システムの複数案のうち、有効性・技術的実現可能性に関する検討を踏まえた最適な衛星システムの検討	/	/

評価結果	目標達成度合いの測定結果	<p>(各行政機関共通区分) 目標達成</p> <p>1. リモートセンシング衛星に関するユーザーニーズ調査 防災等のため、関係行政機関や民間事業者等に多目的に利用できるリモートセンシング衛星の複数機の一体的な整備に関し、衛星画像のユーザーニーズ調査を実施。</p> <p>2. 衛星分野に係る技術動向の調査 我が国が強みを有する技術、ユーザーニーズに对应している技術、産業部門へのスピノフの可能性などを明らかにすることを目的に、衛星分野に係る研究開発部門が保有する技術の調査・分析を実施。また、今後の我が国衛星産業の方向性としてどのような戦略及び強化策が必要となるかを明らかにすることを目的に、国内・海外の衛星製造産業における産業構造・特性及び衛星に関する技術力の調査・分析を実施。</p> <p>3. 海外動向調査 我が国が将来保有すべき技術の特定に役立てるために、欧米諸国等(国と地域10か所程度、組織及び機関合計35か所程度)について以下の事項について調査を実施。 ・ 各国・地域における現在のリモートセンシング衛星 ・ 将来性衛星計画の把握と、想定している利用分野、サービス、提供形態 ・ 政府製造の衛星のみならず、米国、カナダ、欧州(英、仏、独、伊)の研究開発機関、民間衛星製造事業者の動向調査を実施。</p> <p>4. 関係行政機関や民間事業者のユーザーニーズ等を満たす衛星システムの具体的仕様の検討 1. において調査したユーザーニーズは多岐に及んでいたため、複数の仮定の衛星システムを設定し、これらの衛星システムとユーザーニーズとの適合度を指標として評価して、共通的にニーズを満たす衛星システムの組合せを選択する方法により実施。</p>
	施策の分析	<p>(有効性、効率性) 今回の各調査でリモートセンシング衛星に関するユーザーニーズやユーザーニーズに合致した複数の衛星システムモデル(案)などの有用な調査結果を得ることができた。また、リモートセンシング衛星について、内閣府、文部科学省、経済産業省3省合同により、リモートセンシング衛星政策に係る基礎資料の調査を実施し、宇宙政策を省庁横断的に実施する礎を築けたという点、点在していた情報が広域災害監視衛星ネットワーク関係調査事業 報告書(2015年3月31日)にて集約できた点で成果は大きい。一方、リモートセンシング衛星は、各省の具体的な政策ニーズに基づいて計画されているものであり、今回の調査のような演繹的な手法により、政府衛星アセットの在り方の検討を行うことが困難であるということが、関係府省間にて共有できた。</p> <p>(課題等) 調査内容に対し調査期間が短かったことから、調査の項目によってはもう少し深堀できたのではないかとあった。</p>
	次期目標等への反映の方向性	<p>【施策】 本施策は単年度の調査事業であるため、平成26年度の結果は宇宙開発利用の推進の今後の調査の方向性を決めるために活かし、更なる利用拡大を図る施策の資とする。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	—
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	—
---------------------------	---

担当部局名	宇宙戦略室	作成責任者名	末富参事官	政策評価実施時期	平成27年8月
-------	-------	--------	-------	----------	---------

平成26年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府26-36(政策10-施策①))

政策名	防災政策の推進					
施策名	防災に関する普及・啓発					
施策の概要	国民の実践的な防災行動定着のため、知識だけでなく態度の「教育」、防災に関する「情報」の整理統合、「モチベーション(動機)」の向上のため取組等を実施する。 国、地方を通じ、防災についての経験ある職員の増加や、災害時における相互補完を目指し、「自然災害に迅速・的確に対応できる人材」、「国、地方のネットワークを形成する人材」の育成を図る。					
達成すべき目標	災害から国民が自ら生命、財産及び生活を守ることができるよう、各種普及・啓発活動等を通じて、減災対策を着実に推進し、社会全体の防災力の向上を目指す。					
施策の予算額・執行額等	区分	24年度	25年度	26年度	27年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	409	558	562	580
		補正予算(b)	255	239	-	-
		繰越し等(c)	▲224	-	▲23	
		合計(a+b+c)	440	796	539	
執行額(百万円)	383	540	497			
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	-					

測定指標	① 研修に参加した地方公共団体の数	基準値	実績値					目標値	達成
			22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	34年度	未達成
			-	-	-	148	371	1400	
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	450		
	② 研修終了後に行われる学習到達度テストで80%以上の点数を得た人割合	基準値	実績値					目標値	達成
			22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度	未達成
		-	-	-	-	49%	100%		
年度ごとの目標		-	-	-	-	100%			

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり (判断根拠) 指標①の研修参加団体数は、目標に届かなかったものの前年度から大幅に増加している。②は、運用初年度であり、研修や到達度テストの内容について現在見直しを行っており、今後改善していけると考えている。以上から、相当程度進展があったと判断した。
	施策の分析	(有効性、効率性) ・国・地方公共団体等の職員に対し、「自然災害に迅速・的確に対処できる人材」や「国と地方のネットワークを形成する人材」の育成を図るため、「有明の丘基幹的広域防災拠点における研修」や地方で行う「地域別総合防災研修」を行うものである。 <過去の研修実績> 研修開催回数：H25年度8回・H26年度29回、累計参加団体数371団体、累計参加者数1558人 ・上記測定指標にはないが、平成26年度末から防災に関する総合ポータルサイト『TEAM防災ジャパン』を新たに立ち上げた。本サイトは、ほぼ毎日更新され提供される防災関連ニュースや先駆的な事例紹介、防災リーダーによるリレー寄稿、防災教育コンテンツなど地域の防災関係者にとっては有効なコンテンツに手軽にアクセスでき、有識者の参画により、情報の信頼性も担保されており、極めてユーザーフレンドリーな内容となっている。 (課題等) ・研修内容の見直しを行い、受講者の研修内容の理解度が高まるように研修内容の充実を図るとともに、地方公共団体に研修参加を促す取組を行い、一層の研修効果の向上を図ることが必要。 ・地方公共団体に対する周知等が十分でなかったことが参加数が目標値に達しなかった要因の一つと考えられることから、研修開催の早期案内や各種会議の場を利用した周知を行う等参加数の増加に努める。また、到達度テストにおいても、回答方法にばらつき(記述式、択一式)があったことから回答方法を統一することに改善を図る。 ・『TEAM防災ジャパン』は現在は立ち上げたばかりでまだネームバリューが低く、PV数が少ない。サイトのターゲット見直しやさらなるコンテンツの充実、他の媒体や各種イベントとの連携などが必要。

<p>次期目標等への反映の方向性</p>	<p>【施策】 ・平成26年度は、「有明の丘基幹的広域防災拠点における研修」の研修内容の見直しを図るとともに、地方の地方公共団体の受講者数の拡大を図るため全国9ヶ所で「地域別総合防災研修」を実施するなど研修内容の向上を図っているところである。さらに「有明の丘基幹的広域防災拠点における研修」や地方で行う「地域別総合防災研修」の受講者や地方公共団体へのアンケート等の活用により研修内容の見直しを行うなど、一層の研修効果の向上を図る。 ・現在防災の普及啓発に係る国民運動の展開を施策の重点テーマとして取り組んでおり、前述の『TEAM防災ジャパン』はその柱として、方向性を見直し(より一般国民への訴求)、他媒体(SNS等)や内閣府主催の各種リアルなイベントとの連携、そして何より国民運動を展開するにあたっての情報発信や防災リーダーや一般市民との双方向なメディアとして有効活用する。</p> <p>【測定指標】 ・研修の理解度を高めるための研修内容の見直しを踏まえ、より適切な指標を検討する。 ・次年度からは新たにホームページの閲覧数を測定指標として追加する予定である。</p>
----------------------	---

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>—</p>
------------------------	----------

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>・TEAM防災ジャパン: https://bosajapan.jp/</p>
----------------------------------	---

<p>担当部局名</p>	<p>政策統括官(防災担当)</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>参事官(地方・訓練担当)柳橋 則夫 参事官(普及啓発・連携担当)齊藤 馨</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成27年8月</p>
--------------	--------------------	---------------	--	-----------------	----------------

平成26年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府26-37(政策10-施策②))

政策名	防災政策の推進					
施策名	国際防災協力の推進					
施策の概要	2005年1月に兵庫県神戸市で開催された第2回国連防災世界会議で採択された、「兵庫行動枠組(HFA)」を推進する国連防災戦略活動を総合的・効果的に実施するため、国連など国際機関を通じた防災協力、アジア防災センターを通じたアジア地域における多国間防災協力及び日中韓などの地域内防災協力によって国際防災協力を推進する。さらに、HFAの後継枠組の策定を行う第3回国連防災世界会議を2015年3月に仙台市で開催するとともに、その機会に、被災地の復興の現状を世界に発信し、防災に関する日本の経験と知見を国際社会と共有する。					
達成すべき目標	国際防災協力を推進し、国際社会における災害による人的・物的被害の軽減を図る。					
施策の予算額・執行額等	区分	24年度	25年度	26年度	27年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	236	177	698	232
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	317	
		合計(a+b+c)	236	177	1,015	
執行額(百万円)	160	149	1,250			
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・第189回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説「戦後70年の「積極的平和主義」(平成27年2月12日) ・第3回国連防災世界会議における安倍内閣総理大臣ステートメント(平成27年3月14日) 					

測定指標	基準値	実績値					目標値	達成
		24年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
① アジア各国の防災行政実務担当者に対する短期研修者の研修の達成度(アンケートで満足度、理解度等を5段階で図り、回答の平均)	69%	-	-	69%	84%	85%	前年度実績以上	達成
	年度ごとの目標値	-	-	-	70%	前年度実績以上		
	基準値	実績値					目標値	
② アジア防災センターホームページアクセス数	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度	達成
	57,906回	-	58,805回	57,353回	60,486回	68,210回	64,000回	
	年度ごとの目標値	-	61,000回	61,000回	64,000回	64,000回		
③ 第3回国連防災世界会議への首脳含む閣僚級の出席者数	基準値	実績値					目標値	達成
	16年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度	達成
	44人	-	-	-	-	100人以上	44人	
年度ごとの目標値	-	-	-	-	44人			
④ 第3回国連防災世界会議の本体会議への出席者数	基準値	実績値					目標値	達成
	16年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度	達成
	5,000人	-	-	-	-	6,500人以上	5,000人	
年度ごとの目標値	-	-	-	-	5,000人			
⑤ 関連事業含む第3回国連防災世界会議への参加者数	基準値	実績値					目標値	達成
	16年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度	達成
	延べ40,000人	-	-	-	-	延べ150,000人	延べ40,000人	
年度ごとの目標値	-	-	-	-	延べ40,000人			

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 目標達成 (判断根拠) 測定指標である、アジア各国の防災行政実務担当者に対する短期研修者の研修への達成度、アジア防災センターホームページアクセス数及び第3回国連防災世界会議への出席者数及び参加者数がいずれも平成26年度の目標値を上回ったため、目標達成と判断した。
	施策の分析	(有効性、効率性) ・26年度においては、アジア各国の防災行政実務担当者に対する研修プログラム、配布テキスト等に第3回国連防災世界会議に係る最新の情報を盛り込む等、研修内容の充実を図り、研修受講者に対するアンケートにおいて、85%の達成度が得られたところである。 ・また、アジア防災センターホームページについては、平成26年度においては大規模災害がなかったことから、「災害情報」に係るページへのアクセスは減っているものの、第3回国連防災世界会議に関連する情報提供を行い、当該ページへのアクセスを契機に、アジア防災センターの活動概要や出版物・ニュースレターのページへのアクセスも増加しており、全体で前年度を上回るアクセス数となり、我が国の知見や技術が広く発信されたところ。 ・平成27年3月14日～18日に開催された第3回国連防災世界会議には、187か国の国連加盟国の代表、国際機関代表、認証NGO等、約6,500人以上(25人の首脳級含む100人以上の閣僚、国連事務総長、UNDP総裁)が参加し、周辺会場で行われた関連事業も含めると、延べ15万人以上が参加し、我が国で開催された国連関係の国際会議として最大級のものとなった。また、本世界会議においては、「兵庫行動枠組2005-2015」の後継枠組となる「仙台防災枠組2015-2030」が策定され、本枠組には、我が国が本枠組策定の交渉段階から主張してきた「より良い復興」等の重要性が十分に反映されており、また、同枠組の推進を決意した「仙台宣言」が採択され、今後の国際社会における「防災の主流化」の推進にあたり、大きな成果が得られた会議となった。さらに、我が国にとって本会議は、世界各国に対し、東日本大震災をはじめとする幾多の災害を通じて得た教訓や技術等を共有し、また、同震災の被災地の復興の現状や取組を発信するとともに、被災地の復興に寄与する重要な機会となった。 (課題等) ・第3回国連防災世界会議で採択された「仙台防災枠組」の推進のため、国連、アジア防災センター、国際復興支援プラットフォーム(IRP)、政府間協力等を通じ、引き続き我が国の知見や技術の発信等を進めていく必要があると考えられる。 ・アジア防災センターホームページについて、国連防災会議開催終了後である平成27年度はアクセスの減少が予想されるため、その対策が課題である。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 ・国際防災協力については、国連など国際機関を通じた多国間防災協力、アジア防災センターを通じた地域防災協力、中国、韓国等との二か国間防災協力を3つの柱として推進しているところ。 ・我が国は、幾多の自然災害から得られた知見や防災技術、防災体制の仕組み、「仙台防災枠組」に基づく我が国の取組等を共有し、仙台防災枠組に基づいた各国の取組、特に「より良い復興」に関する取組を推進し、国際社会における防災の主流化を図るため、アジア防災センターやIRPの防災実務担当者に対する短期研修やホームページの情報をより活用してもらうよう推進していく。 ・今後、アジア防災センターのホームページについては、「仙台防災枠組」に基づく優良事例や津波防災に関する取組等を発信し、アジア地域における本枠組推進に資する情報発信強化を図る。 【測定指標】 ・研修の達成度の向上やHP等の充実により、各国に対して我が国の知識・技術の発信等を行い、アジアでの災害対策の向上や「より良い復興」の推進を図るため、「アジア各国の防災行政実務担当者に対する短期研修者の研修への達成度」や「国際復興プラットフォーム(IRP)ホームページアクセス数」等の測定指標を設定し、国際防災協力を推進していく。

学識経験を有する者の知見の活用	—
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	・平成26年度アジア地域における多国間防災協力推進に関する調査(平成27年3月) ・国連ISDRのHP: http://www.wcdrr.org/
---------------------------	---

担当部局名	政策統括官(防災担当)	作成責任者名	参事官(普及啓発・連携担当) 齊藤 馨	政策評価実施時期	平成27年8月
-------	-------------	--------	------------------------	----------	---------

平成26年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府26-38(政策10-施策③))

政策名	防災政策の推進					
施策名	災害復旧・復興に関する施策の推進					
施策の概要	被災者生活再建支援制度の適用な運用を図るための支援法適用地方公共団体や支援金支給世帯に対する調査、被災者台帳の整備・推進を図るための地方公共団体等に対する調査、被災者の資力やニーズを踏まえた効率的・効果的な住まいの確保策に関する調査、指定避難所の開設・運営等の実態の把握と課題の整理を行い、被災者の立場に立ったきめ細やかな被災者支援が講じられるよう、必要な検討を行う。また、災害からの復興を円滑かつ迅速に進めるための施策の検討及び関係機関との共有等を図る。					
達成すべき目標	災害からの復旧・復興施策や被災者支援に関する地方公共団体等の対応力の向上					
施策の予算額・執行額等	区分	24年度	25年度	26年度	27年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	43	65	77	78
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	43	65	77	-
執行額(百万円)	20	57	53	-		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	-					

測定指標	① 災害復旧・復興に関する対策や取組の事例の収集等	施策の進捗状況(実績)	目標値	達成
		東日本大震災の際の災害復旧事業及び復旧・復興に係る職員派遣等の調査を実施し、事例の収集を行った。	26年度 実施	達成
	② 被災者支援に関するマニュアル等の作成及び地方公共団体への周知	施策の進捗状況(実績)	目標値	達成
		被災者台帳の作成に必要な事項の例示、標準的な手順等を取りまとめた実務指針を作成し、地方公共団体に活用するよう周知した。	26年度 被災者台帳の作成に関する実務指針の作成	達成

目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 目標達成 (判断根拠)	今後の大規模災害に備え、東日本大震災の教訓や課題等を整理・分析し、地方公共団体等の対策や取組に資するため、『災害復興対策事例集』の改訂を作成。『被災者台帳の作成に関する実務指針』等を作成したため、目標達成と判断した。
	今後の大規模災害に備え、東日本大震災の教訓や課題等を整理・分析し、地方公共団体等の対策や取組に資するため、『災害復興対策事例集』に職員派遣や復旧事業の代行制度の事例について追加し、内容について平成27年3月時点で改訂を行い、全都道府県等に周知を図った。	
施策の分析	<p>(有効性、効率性)</p> <ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体等の大規模災害からの復旧・復興の対策や取組に資するために、地方公共団体等との災害復旧・復興施策に関する認識の共有、知識の習得することを図った。 平成26年度においては、東日本大震災の際の災害復旧事業の代行及び復旧・復興に係る職員派遣について、調査等を実施し、今後の大規模災害からの復旧・復興の対策や取組に資するための事例集を改訂し、周知することができた。 地方公共団体等が、被災者に対する支援を円滑に実施するためには、平常時から被災者台帳に記載すべきデータ項目の内容、作成と運用に係る手順やルールをあらかじめ示し、決めておくことが重要である。このため、実務指針において被災者台帳作成に向けた手順として、「被災者台帳作成チェックリスト」を作成し活用するよう周知した。 被災者台帳作成チェックリストにおいては、市町村における被災者台帳作成に当たっての留意事項として、被災者台帳に記載すべきデータ項目(災害対策基本法等で規定する項目)の具体的内容を定めること、台帳の作成に当たり関係部署と連携を行うこと及び台帳の情報共有及び活用に関するルール作りを定めること等を示すとともに、具体的な検討に当たってのポイントについて提示した。 平成25年の法改正により新たに制定された「避難所」の指定の推進が促進されるよう、避難所や福祉避難所の確保等についての先進的事例の収集やヒアリングを実施し、課題の整理等参考知見の収集を行うことができた。 	
評価結		

<p>果</p>	<p>(課題等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成24年度から東日本大震災の教訓や課題等を整理・分析し、『災害復興対策事例集』の改訂を実施してきたところであるが、東日本大震災の教訓や課題についてはまだ土地収用手続きの迅速化など必要な事例があることから『災害復興対策事例集』の改訂をするとともに、今後の大規模災害に備えた具体的な取組についても調査・情報収集等を行い、『復旧・復興ハンドブック』についても見直す必要があると考える。 ・被災者台帳情報について、当該地方公共団体以外の者に提供する際には、被災者本人からの同意の取り方や情報提供までの流れ等、情報共有の在り方の実務的な検討が必要である。 <p>・避難所や福祉避難所の確保や生活環境の整備は、簡易ベッドや洋式トイレなどの備蓄のほか、マニュアルの作成、福祉人材の確保など地方公共団体ごとに取り組みに差があるため、具体的な対策の検討が必要である。</p>	
	<p>次期目標等への反映の方向性</p>	<p>【施策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後の大規模災害に備え、引き続き、東日本大震災の教訓や課題等を整理・分析し、『災害復興対策事例集』について改訂し、全都道府県等に周知を図る。 ・東日本大震災の教訓や課題の事例だけでなく、今後の大規模災害に備えた具体的な取組について調査・情報収集を図り、地方公共団体等の対策や取組に資する内容となるよう『復旧・復興ハンドブック』の見直しを図る。 ・被災者台帳について、平成26年度は制度施行初年度のため、標準的な作成手順等についての検討を行ったが、外部公的機関への提供の在り方や、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)への実務における対応が課題である。 ・避難所や福祉避難所の確保や生活環境の整備に関する課題の抽出・分析を行うことができたことから、検討会等を設置し、具体的な対策等を検討する。 <p>【測定指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、災害復旧・復興に関する対策や取組の事例の収集等について測定指標とする。 ・引き続き、被災者支援に関するマニュアル等の作成及び地方公共団体等への周知を測定指標とする。 ・現在の測定指標に加え、「避難所や福祉避難所の確保や生活環境の整備に関する課題等を検討会においてまとめ、地方公共団体へ周知する」を測定指標とする。

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>—</p>
------------------------	----------

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・災害復興対策事例集(平成26年3月): http://www.bousai.go.jp/kaigirep/houkokusho/hukkousesaku/saigaitaiou/output_html_1/images/dept/cao_fukkou/jireishuu.pdf ・復旧・復興ハンドブック(平成22年12月): http://www.bousai.go.jp/kaigirep/houkokusho/hukkousesaku/saigaitaiou/output_html_1/images/dept/cao_fukkou/handbook.pdf ・内閣府 防災情報のページ 被災者台帳:http://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisiyagousei/daichou.html
----------------------------------	--

<p>担当部局名</p>	<p>政策統括官(防災担当)</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>参事官 (事業推進担当) 四日市 正俊 参事官 (被災者行政担当) 尾崎 俊雄</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成27年8月</p>
--------------	--------------------	---------------	--	-----------------	----------------

平成26年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府26-39(政策10-施策④))

政策名	防災政策の推進					
施策名	防災行政の総合的推進(防災基本計画)					
施策の概要	災害対策基本法に基づく防災分野の最上位計画である防災基本計画に法令の改正等を踏まえた防災上の重要課題を的確に反映させるとともに、行政機関・企業の業務継続体制の確立を図る。					
達成すべき目標	災害から国土並びに国民の生命、身体及び財産を守るため、防災行政を総合的に推進する。また、首都直下地震を始めとする大規模地震災害発生時における行政機関・企業の業務継続体制を確立する。					
施策の予算額・執行額等	区分	24年度	25年度	26年度	27年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	847	1,429	1,490	1,516
		補正予算(b)	—	1,189	561	—
		繰越し等(c)	184,308	1,203	231	
		合計(a+b+c)	185,155	3,821	2,282	
執行額(百万円)	44,941	1,963	1,491			
※ 予算額・執行額については、(小事項)防災計画の推進経費の内数を記載している。						
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	-					

測定指標	① 企業における事業継続の取組に関する実態調査(大企業:BCP策定済率)	基準値	実績値					目標値	達成
		23年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	32年度	-
		46%	-	46%	-	54%	-	ほぼ全て	
年度ごとの目標値		/	-	46%	-	55%	-	/	
測定指標	② 企業における事業継続の取組に関する実態調査(中堅企業:BCP策定済率)	基準値	実績値					目標値	達成
		23年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	32年度	-
		21%	-	21%	-	25%	-	50%	
年度ごとの目標値		/	-	-	-	25%	-	/	
測定指標	③ 各府省庁の業務継続計画の改訂及び評価の状況	基準値	実績値					目標値	達成
		25年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	達成
		0%	-	-	-	-	50%	100%	
年度ごとの目標値		/	-	-	-	-	50%	/	
測定指標	④ 地方公共団体における業務継続計画の策定の支援(策定を直接支援する自治体数)	基準値	実績値					目標値	達成
		25年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度	達成
		0	-	-	-	-	87	50	
年度ごとの目標値		/	-	-	-	-	50	/	
測定指標	⑤ 被災者生活再建支援金補助金の適切な執行	基準値	実績値					目標値	達成
		25年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度	達成
		100%	-	-	-	100%	100%	100%	
年度ごとの目標値		/	-	-	-	100%	100%	/	
測定指標	⑥ 災害救助費等負担金の適切な執行	基準値	実績値					目標値	達成
		25年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度	達成
		100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	
年度ごとの目標値		/	100%	100%	100%	100%	100%	/	

測定指標	⑦ 民間船舶を活用した医療機能の実証訓練の実施	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		-	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度	
		-	-	-	-	-	民間船舶を活用した医療機能の実証訓練の実施	民間船舶を活用した医療機能の実証訓練の実施	達成
	年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	民間船舶を活用した医療機能の実証訓練の実施	/	
測定指標	⑧ 防災上の重要課題の防災計画への反映状況	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		-	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度	
		-	-	-	重要課題が的確に反映された計画の確保	防災に関する学術的研究の成果、発声した災害の状況に関する検討、会議等における検討、法令の改正等により防災上の重要課題を踏まえた防災計画への的確な反映	防災計画の実効性の向上に資する検討を行うとともに、会議等における検討、法令の改正等により防災上の重要課題を踏まえた防災計画への的確な反映	防災計画の実効性の向上に資する検討の実施	達成
	年度ごとの目標値	/	-	-	重要課題が的確に反映された計画の確保	防災に関する学術的研究の成果、発声した災害の状況に関する検討、会議等における検討、法令の改正等により防災上の重要課題を踏まえた防災計画への的確な反映	防災計画の実効性の向上に資する検討の実施	/	

目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 目標達成
	(判断根拠) 防災基本計画について、実効性の向上に資する検討を実施するとともに、平成26年11月に災害対策基本法の改正等を踏まえた修正、平成27年3月に原子力防災体制の充実・強化に係る修正を行ったことなどから、目標達成と判断した。
施策の分析	<p>(有効性、効率性)</p> <ul style="list-style-type: none"> 企業における事業継続の取組に関しては、最新の情報に基づき、平成25年8月30日に事業継続ガイドラインを改訂し、さらに、企業の経営層に対してBCMの理解を深める事を目的として、平成26年7月4日に事業継続ガイドライン第三版解説書を公表し、実効性を高めている。 防災基本計画については、実効性の確保・指針性の向上に資する検討を実施するとともに、平成26年11月に災害対策基本法の改正等を踏まえた修正、平成27年3月に原子力防災体制の充実・強化に係る修正を行うなど、近年の災害の教訓やこれを踏まえて行われた法改正の内容等最新の動向を取り入れて内容の充実を図っており、我が国の防災行政の総合的推進に資している。 地方公共団体における業務継続計画の策定の支援については、当初より計画していた研修会に加え、その他の業務継続に係る研修やセミナーにおいて計画策定のポイント・具体作業等を指導することにより、目標を上回る87団体に支援を行った。なお、平成25年8月現在、地方公共団体の業務継続計画の策定率は、都道府県で約60%、市町村で約13%である。 災害救助費等負担金の適切な執行については、13件総額343,190,070円を執行した。 被災者生活再建支援金については、360世帯に対し、総額498,125千円が支給された。 民間船舶を活用した医療機能の実証訓練については、大規模・広域災害が発生した場合の災害医療における海からのアプローチについて、その有効性や運用に当たっての課題を明らかにするため、医療資機材を搭載した民間船舶を用いた実証訓練を平成26年11月25日に実施した。 <p>(課題等)</p> <ul style="list-style-type: none"> 企業の事業継続及び防災の取組に関する実態調査では、BCP策定済み・策定中の企業は増加しているが、他方策定予定無し企業も増加しており、二極化の傾向がみられるため、策定予定無し企業への普及啓発が必要。 防災基本計画については、引き続き、内容の充実を図るとともに、これまでの検討を踏まえた防災基本計画の見直しを行うことで、同計画の実効性を高め、同計画に基づく防災対策の効率的な推進を図る必要がある。
評価結果	

<p>次期目標等への反映の方向性</p>	<p>【施策】 ・社会全体の事業継続体制の強化という観点から、大企業及び中堅企業における事業継続の取り組みに関する実態調査を行う。行政機関の業務継続の取り組みについては、平成26年度に各府省庁の業務継続計画が政府業務継続計画に基づき見直されたことを踏まえ、平成27年度には各府省庁の業務継続計画の実効性について評価を行うとともに、地方公共団体の業務継続計画の策定支援については、「市町村のための業務継続計画作成ガイド」を策定し普及することで支援の効率性を高める。これらの取り組みにより、行政機関における業務継続体制の確保や企業の事業継続体制の強化の取り組みを促進する。（測定指標③の「各府省庁の業務継続計画の改訂及び評価の状況」のうち、平成26年度は、政府業務継続計画（平成26年3月閣議決定）に基づく各府省庁の業務継続計画の改訂が全府省庁において行われたことから、達成率は50%となる。また、同年度は、省庁業務継続計画の評価項目・手法の策定を行ったところであり、平成27年度は、各府省庁の業務継続計画の評価を行うことで、達成率100%となる。） ・海からのアプローチによる医療機能の提供について、引き続き、既存船舶を活用した実証訓練を行い、その結果を踏まえて、災害医療全体における役割、必要な医療資機材の在り方とその平時活用方策等の課題の検討、取りまとめを行う。 ・防災基本計画について、引き続き、内容の充実を図るとともに、これまでの検討を踏まえた防災基本計画の見直しを行うことで、同計画の実効性を高め、同計画に基づく防災対策の効率的な推進を図る。</p> <p>【測定指標】 ・企業における事業継続の取組に関しては、引き続きBCP策定済率で測定を続けていく。 ・地方公共団体における業務継続体制の確立を図るため、より効率的に多くの地方公共団体の支援を行う必要があることから、平成27年度の測定指標においては、「市町村のための業務継続計画作成ガイドの策定及び普及」を新たに設定する。</p>
----------------------	---

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>—</p>
------------------------	----------

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・内閣府 防災情報のページ 事業継続：http://www.bousai.go.jp/kyoiku/kigyou/keizoku/index.html ・内閣府 防災情報のページ 国の業務継続計画：http://www.bousai.go.jp/taisaku/chuogyoumukeizoku/index.html ・内閣府 防災情報のページ 地方公共団体の業務継続：http://www.bousai.go.jp/taisaku/chihogyoumukeizoku/index.html ・内閣府 防災情報のページ 防災基本計画：http://www.bousai.go.jp/taisaku/keikaku/kihon.html
----------------------------------	---

<p>担当部局名</p>	<p>政策統括官(防災担当)</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>参事官(総括担当) 青柳 一郎 参事官(防災計画担当)宮坂 祐介 参事官(普及啓発・連携担当)齊藤 馨 参事官(被災者行政担当)尾崎 俊雄 参事官(事業推進担当)四日市 正俊</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成27年8月</p>
--------------	--------------------	---------------	--	-----------------	----------------

平成26年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府26-40(政策10-施策⑤))

政策名	防災政策の推進					
施策名	地震対策等の推進					
施策の概要	大規模地震対策、津波災害対策、火山災害対策、大規模水害対策等について、中央防災会議等の議論を踏まえ、被害想定や具体的な対策の検討を行う。本事業の成果を活用し、国、自治体、事業者等が一体となって取り組むための指針を示した地震対策大綱、各種ガイドライン等の策定を行い、災害発生時の被害の軽減や拡大防止を図る。 より被災地の現地に近い都道府県の情報が迅速に収集・共有されるよう、国と都道府県との情報連携の迅速化等、国による情報収集・伝達機能の強化を推進する。					
達成すべき目標	近い将来発生する可能性のある大規模災害に備え、被害を最小限に食い止めるため、地震対策等を検討するための大前提となる、地震・津波の想定を行う。 国の防災情報の収集機能を強化し、政府の災害対策能力の向上を図るため、総合防災情報システムの整備を行う。					
施策の予算額・執行額等	区分	24年度	25年度	26年度	27年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	798	930	729	727
		補正予算(b)	-	-	37	-
		繰越し等(c)	164	83	▲ 58	
		合計(a+b+c)	962	1,013	708	
執行額(百万円)	867	702	464			
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	-					

測定指標	① 総合防災情報システムの整備(システムへの情報登録の自動化が図られた分野の数)	基準値	実績値				目標値	達成	
		23年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	-	達成
		7	7	7	8	9	10	15	
	年度ごとの目標		7	8	8	9	10		
② 大規模地震・津波対策の推進	基準	施策の進捗状況(実績)				目標	達成		
	23年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度	未達成	
	中央防災会議「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会」の議論の取りまとめ	-	中央防災会議「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会」の議論の取りまとめ	南海トラフの巨大地震に関する被害想定公表	大規模地震防災・減災対策大綱の策定	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震、中部圏・近畿圏直下地震の想定地震・津波の検討 首都直下地震対策に関する減災目標等の設定	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震、中部圏・近畿圏直下地震の想定地震・津波の設定 首都直下地震防災戦略の策定		
年度ごとの目標		-	中央防災会議「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会」の議論の取りまとめ	南海トラフの巨大地震に関する被害想定公表	南海トラフ巨大地震対策大綱等の策定及び首都直下地震対策大綱等の改正	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震、中部圏・近畿圏直下地震の想定地震・津波の設定 首都直下地震防災戦略の策定			

目標達成度合いの測定結果	<p>(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり</p> <p>(判断根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合防災情報システムの整備に関しては、自治体分野(内閣府及び自治体の災害情報システム情報の相互閲覧)の自動化完了をもって計10分野の自動化完了の目標を達成した。 ・「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震、中部圏・近畿圏直下地震の想定地震・津波の設定」の目標については、達成には至らなかったが、有識者会議等による検討を進めており、平成27年度内での達成が見込まれる。 ・「首都直下地震防災戦略の策定」の目標については、平成27年3月に変更を行った首都直下地震緊急対策推進基本計画において、期限を定めた定量的な減災目標等を設定したことをもって達成された。(地震防災戦略は、今後達成すべき定量的な減災目標、当該目標を達成するための施策等を明示したものであるが、今回はその内容を既定の基本計画において定めることとしたので、当初の目的は達成された。) <p>以上を踏まえ、相当程度進展ありと判断した。</p>
--------------	--

評価結果	施策の分析	<p>(有効性、効率性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模災害時における総合防災情報システムへの登録が自動化される分野が拡充されることにより、より迅速で的確な初動対応が可能となる点で有効である。 ・今後発生するおそれのある大規模地震への防災・減災対策として、個別の具体的な施策や今後の課題として検討すべき施策を網羅的に取りまとめた「大規模地震防災・減災対策大綱」を基本に、個別の大規模地震ごとに、国や地方公共団体等が対策を進めることによって、本施策の目標である大規模地震・津波に対する被害の最小化が図られるという点で有効である。 ・大規模水害対策については、首都圏における大規模水害対策のマスタープランである「首都圏大規模水害対策大綱」を基本に、国や地方公共団体等が対策を進めることによって、首都圏大規模水害に対する被害の最小化が図られるという点で有効である。 ・火山対策については、火山防災エキスパート(地方公共団体等で火山防災対応の主導的な役割を担った経験のある実務者等)の派遣、指針・手引き等を用いた研修の開催等を行い、各火山地域が火山防災体制を構築することによって、火山災害に対する被害の最小化が図られるという点で有効である。 <p>(課題等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成26年度には自治体分野の自動化を達成した。完了していない5分野(水道分野、電話分野、道路分野、鉄道分野、被害情報分野)については、技術的事情や関連行政機関の防災業務のシステム化状況等により、自動化にある程度の時間を要しているところである。また、ICTの技術革新により民間企業が応急対応に活用しうる情報を提供するようになりつつある等の状況の変化を鑑み、当該システムで自動化を進める必要がある分野自体を整理し、見直しを図る必要がある。 ・中央防災会議「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会」において、「今後、地震・津波の想定を行うにあたっては、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの巨大な地震・津波を検討していくべきである。」と提言された。 ・上記提言を受け、平成25年度までは、主に南海トラフ地震及び首都直下地震を対象に、被害想定や対策の基本方針等について検討を行った。 ・また、平成26年度以降は、様々な大規模地震に備えるという観点から、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震及び中部圏・近畿圏直下地震の被害想定等の検討を進めている(南海トラフ地震及び首都直下地震についても、引き続き、防災対策の詳細な検討を進めている)。 ・平成26年6月に実施された「内閣官房・内閣府本府等行政事業レビュー(公開プロセス)」において、本施策に関連して「地震対策以外の事業進捗が不明」との指摘を受けたことを踏まえ、この改善を図ることが課題である。
	次期目標等への反映の方向性	<p>【施策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合防災情報システムの安定した運用、他省庁の保有システムとの連携強化を図る。 ・本施策の目標の1つである大規模地震・津波に対する被害の最小化を図るため、引き続き、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震及び中部圏・近畿圏直下地震を対象に、想定される地震・津波の設定に向けた検討を行う。また、首都直下地震対策及び南海トラフ地震対策に関する減災目標等について、それぞれ適切なフォローアップ方法の検討を行い、適宜フォローアップを実施する(なお、南海トラフ地震対策に関する減災目標等は平成26年3月に設定済み)。 ・また、首都圏大規模水害に対する被害の最小化を図るため、首都圏において広域的な浸水を伴う河川氾濫を想定し、都県をまたぐことも考慮した広域避難の検討を行う。 ・さらに、火山災害に対する被害の最小化を図るため、モデル火山地域における具体的な避難計画の策定支援を行う。 <p>【測定指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模自然災害発生時に総合防災情報システムへの登録が想定される主な防災情報分野(15分野)のうち、自動化が行われている分野数を指標とする。 ・大規模地震・津波対策に関しては、平成26年度目標の「首都直下地震防災戦略の策定」の部分について目標を達成したため、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震、中部圏・近畿圏直下地震の想定地震・津波の設定及び被害想定」の検討を目標とする。 ・首都圏大規模水害対策、火山災害対策に関する指標を設定する。

学識経験を有する者の知見の活用	-
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>【首都直下地震対策に関する減災目標等の設定】</p> <p>首都直下地震緊急対策推進基本計画の変更(概要)(平成27年3月): http://www.bousai.go.jp/jishin/syuto/pdf/syuto_keikaku_henkou1.pdf</p> <p>首都直下地震緊急対策推進基本計画(本文)(平成27年3月): http://www.bousai.go.jp/jishin/syuto/pdf/syuto_keikaku_20150331.pdf</p>
---------------------------	--

担当部局名	政策統括官(防災担当)	作成責任者名	参事官(災害緊急事態対応担当)萩澤 滋 参事官(調査・企画担当)名波 義昭	政策評価実施時期	平成27年8月
-------	-------------	--------	--	----------	---------

平成26年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府26-41(政策11-施策①))

政策名	原子力災害対策の充実・強化					
施策名	原子力災害対策の充実・強化					
施策の概要	原子力については、万一の事故にも機能する防災体制を日頃から整備しておくことが重要であり、特に原子力施設周辺地域における取組を支援することにより、これらの災害対策の充実・強化を図る。					
達成すべき目標	原子力災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、原子力施設周辺地域において防災活動上必要となる資機材、設備、施設等を着実に整備するなどして、原子力災害対策の充実・強化を図る。					
施策の予算額・執行額等	区分	24年度	25年度	26年度	27年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	8,970	13,763	14,091	12,210
		補正予算(b)	12,872	20,000	9,000	—
		繰越し等(c)	—	15,668	34,813	
		合計(a+b+c)	21,842	49,432	57,904	
執行額(百万円)	—	11,054	32,660			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	「地域防災計画の充実に向けた今後の対応」(平成25年9月3日原子力防災会議決定) 「地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策」(平成26年12月27日閣議決定) 「総理施政方針演説」(平成27年2月12日) (該当部分)「国が支援して、しっかりとした避難計画の整備を進めます」					

測定指標	①原子力緊急時連絡網、原子力防災資機材等の整備、住民防護対策の強化を実施した都道府県数	基準値	実績値					目標値	達成
		24年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度	達成
		24道府県	—	—	24道府県	24道府県	24道府県	24道府県	
	年度ごとの目標値		—	—	24道府県	24道府県	24道府県		
	②地域防災計画等を策定する都道府県への支援を実施した都道府県数	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		24年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度	達成
24道府県		—	—	24道府県	24道府県	24道府県	24道府県		
年度ごとの目標		—	—	24道府県	24道府県	24道府県			

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 目標達成 (判断根拠) 測定指標①、②については原子力施設周辺地域における原子力災害対策の充実・強化を行う上での主要な取組であり、関係する24道府県すべてに対し実施した。 したがって、施策は「目標達成」と判断した。
	施策の分析	(有効性・効率性) 測定指標①について、達成手段「原子力発電施設等緊急時安全対策交付金」により、原子力災害対策重点区域に含まれる道府県(24道府県)における連絡網整備、資機材整備が行われた。 また、達成手段「原子力災害対策事業費補助金」(平成26年度補正予算)により、緊急時に即時避難が困難な要援護者及び住民等の屋内退避施設(36施設)並びに現地の緊急時対策拠点施設(2施設)に関して、合計38施設の放射線防護対策工事(放射性物質除去フィルターの設置等)への補助金の交付決定を行い、原子力発電所周辺の住民防護対策の強化を図った。これにより、累計で185施設に対し同決定を行った。また、平成24年度及び25年度で事業を実施した、発電所から概ね10km圏内の放射線防護対策施設134施設について、屋内退避の実施に必要な資機材・物資(安定ヨウ素剤や個人総線量計、食料等)の備蓄に対する補助金の交付決定を行った。 なお、当該補助金については、平成26年度行政事業レビューにおける「選定基準を明確にすべき」等の指摘を踏まえ、緊急時に即時避難が求められるPAZ(予防的防護措置を準備する区域)を含む原子力発電所から概ね10km圏内の施設を対象とすると共に、施設の耐震基準が満たされていること及び耐津波性が十分考慮されていること等を対象要件とした。 測定指標②について、災害対策基本法第40条、42条に基づき、都道府県及び市町村は、地域防災計画を策定することとなっている。しかし、地域防災計画については、訓練等を通じたPDCAを機能させることにより、継続的にその具体化・充実化に努める必要がある。そのためPDCAの結果を踏まえ、優先順位をつけ24道府県に支援を行うことで、地域防災計画の充実化を図っている。具体的には、原子力発電所が所在する13地域についてワーキングチームを設置し、自治体による計画の策定・充実化の取組を支援した。鹿児島県川内地域については、平成26年9月、関係省庁、鹿児島県及び関係市町が出席したワーキングチームの会合において避難計画を含む緊急時の対応を確認し、その確認結果は、原子力防災会議に報告され了承された。なお、地域防災計画に関しては、原子力発電所等の所在及び周辺都道府県にあたる計24道府県においてすでに策定を完了しており、平成26年度は計11府県で改定を完了した。市町村に関しては、福島地域を除く対象の122市町村のうち平成26年度は4市町村で策定を完了し、計121市町村が策定を完了している。また、避難計画については、同122市町村のうち平成26年度は15市町村で策定を完了し、計83市町村が策定を完了している(平成27年3月末現在)。 (課題等) 平成26年9月の原子力防災会議において、議長である安倍総理から、「(川内地域について)現地の皆様の理解を得られるよう、関係省庁、関係機関は、丁寧な説明に努めるとともに、今後も実効性の向上、一層の改善、充実に取り組んでいただきたいと思います。その他の地域についても同様の取組を進めるべく、政府をあげて自治体を全面的に支援してまいります。」とのご発言があった。 これを踏まえ、平成27年3月に、「ワーキングチーム」の名称を「地域原子力防災協議会」(関係省庁、関係自治体等で構成)と変更し、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に基づく国の防災基本計画を修正し、同協議会の取組を同計画に明確に位置付けた。更に、同協議会の役割として、これまでの地域防災計画策定の支援等(Plan)に加え、効果的な防災訓練の実施(Do)、訓練結果からの反省点の抽出(Check)、更なる計画等の改善(Action)を追加した。今後は、このPDCAサイクルにより、各地域の原子力防災対策の継続的な充実強化を図っていくこととなるため、次期目標・測定指標への反映が必要である。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 原子力災害対策重点区域の原子力防災体制の整備・充実・強化は重要であり、地域原子力防災協議会の活動を核とし、必要な資機材・設備・施設等の整備や、継続的な防災訓練の実施等を引き続き行う。 【測定指標】 地域原子力防災協議会を核としたPDCAの取り組みに依拠して、以下を次期の指標とする。 ①道府県・市町村の地域防災計画の策定状況、市町村の避難計画の策定状況 ②地域原子力防災協議会、原子力防災会議における「地域の緊急事対応の確認」の状況 ※国、地方公共団体等は、各地域の地域原子力防災協議会において、避難計画を含むその地域の緊急時における対応が、原子力災害対策指針等に照らし、具体的かつ合理的なものであることを確認するものとする。内閣府は、原子力防災会議の了承を求め、同協議会における確認結果を原子力防災会議に報告するものとする。 ③地域原子力防災協議会が関わる総合的な原子力防災訓練の実施状況。

学識経験を有する者の知見の活用	-
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	・原子力防災会議 資料・議事録 http://www.kantei.go.jp/jp/singi/genshiryoku_bousai/
---------------------------	---

担当部局名	政策統括官(原子力防災担当)	作成責任者名	参事官 森下 泰	政策評価実施時期	平成27年8月
-------	----------------	--------	----------	----------	---------

平成26年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府26-44(政策12-施策③))

政策名	沖縄政策の推進					
施策名	沖縄における社会資本等の整備					
施策の概要	産業の発展を支える道路や空港の整備、県民生活を支える学校施設及び災害に強い県土づくりなど、社会資本等を整備。					
達成すべき目標	沖縄の置かれた特殊な諸事情にかんがみ、沖縄の自立的発展に資するとともに、沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与する。					
施策の予算額・執行額等	区分	24年度	25年度	26年度	27年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	44,897	44,594	103,511	101,673
		補正予算(b)	14,182	1,330	138	-
		繰越し等(c)	△680	2,094	13,339	
		合計(a+b+c)	58,399	48,018	116,988	
執行額(百万円)	55,797	52,170	86,114			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	-					

測定指標	基幹管路の耐震化率 (上水道)	基準値	実績値					目標値	達成
		22年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	33年度	-
		18.3%	18.3%	19.9%	21.0%	22.4%	集計中	46.0%	
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		
	汚水処理人口普及率	基準値	実績値					目標値	達成
		22年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	33年度	-
		80.8%	80.8%	82.0%	81.5%	85.4%	集計中	90.3%	
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		
	都市計画区域における一人当たりの都市公園面積	基準値	実績値					目標値	達成
		22年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	33年度	-
		10.6㎡/人	10.6㎡/人	10.6㎡/人	10.7㎡/人	10.7㎡/人	集計中	15.0㎡/人	
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		
	公営住宅管理戸数	基準値	実績値					目標値	達成
		23年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	33年度	-
		29,834戸	-	29,834戸	29,322戸	29,760戸	29,376戸	31,494戸	
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		
	防護面積(高潮対策等)	基準値	実績値					目標値	達成
		23年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	28年度	-
		58.9ha	49.7ha	58.9ha	68.7ha	72.6ha	78.3ha	76.9a	
年度ごとの目標値		-	-	-	-	-			
防風・防潮林整備面積	基準値	実績値					目標値	達成	
	23年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	33年度	-	
	533ha	-	533ha	538ha	550ha	集計中	593ha		
年度ごとの目標値		-	-	-	-	-			
農地にかんがい施設が整備された面積の割合	基準値	実績値					目標値	達成	
	22年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	33年度	-	
	42.1%	42.1%	44.1%	44.8%	46.2%	集計中	55.0%		
年度ごとの目標値		-	-	-	-	-			
造林面積	基準値	実績値					目標値	達成	
	22年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	33年度	-	
	4,906ha	4,906ha	4,948ha	4,982ha	5,040ha	集計中	5,346ha		
年度ごとの目標値		-	-	-	-	-			

漁船が台風時に安全に避難できる岸壁整備率	基準値	実績値						目標値	達成
	22年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	33年度	-	
	61%	61%	62%	68%	69%	集計中	75%		
年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-	/		
公立学校施設の耐震化率	基準値	実績値						目標値	達成
	14年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	-	
	48.4%	73.9%	76.8%	78.0%	80.5%	84.1%	100%		
年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-	/		
一般廃棄物の再生利用率	基準値	実績値						目標値	達成
	22年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	33年度	-	
	12.7%	12.7%	15.4%	14.4%	15.3%	集計中	22.0%		
年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-	/		
産業廃棄物管理型最終処分場の残余年数【残余容量】	基準値	実績値						目標値	達成
	22年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	33年度	-	
	3.3年 【37,744m ³ 】	3.3年 【37,744m ³ 】	4.6年 【35,109m ³ 】	3.4年 【27,179m ³ 】	3.6年 【27,059m ³ 】	集計中	10.3年 【101,000m ³ 】		
年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-	/		
医療施設従事医師数（人口10万対）	基準値	実績値						目標値	達成
	22年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	33年度	-	
	227.6人	227.6人	-	233.1人	-	集計中	227.6人		
年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-	/		

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 測定せず (判断根拠) (注) 沖縄振興計画(沖縄21世紀ビジョン)の期限である平成33年度に測定することとしている。
	施策の分析	(有効性、効率性) 沖縄の社会資本等の整備については、各整備分野における指標は目標値に向けて概ね順調に伸びており、沖縄の自立的発展と豊かな住民生活の実現に着実に寄与している。 なお、事業は実施省庁へ予算を移替えて行い、計画に従った整備がなされている。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 沖縄における社会資本等の整備について、引き続き推進していく。 【測定指標】 社会資本整備の目標値については、沖縄振興特別措置法に基づき平成33年度末までを期限とする沖縄振興計画(沖縄21世紀ビジョン)を踏まえて定めているものであり、引き続き、同様の目標とする。なお、沖縄振興計画が見直し・改定され、目標等に変更があった場合には、それに伴い変更することを想定している。

学識経験を有する者の知見の活用	-
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	沖縄21世紀ビジョン: http://www.pref.okinawa.jp/site/kense/shisaku/21vision/index.html
---------------------------	---

担当部局名	沖縄振興局	作成責任者名	総務課長 岡本 登	政策評価実施時期	平成27年8月
-------	-------	--------	--------------	----------	---------

平成26年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府26-45(政策12-施策④))

政策名	沖縄政策の推進					
施策名	沖縄の特殊事情に伴う特別対策					
施策の概要	沖縄の置かれた自然的・歴史的な特殊事情に鑑み、その諸課題を解決するために必要な対策を実施。					
達成すべき目標	沖縄の特殊事情に鑑み、沖縄の自立的発展及び潤いのある豊かな生活環境の創造を図る。					
施策の予算額・執行額等	区分	24年度	25年度	26年度	27年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	14,463	16,379	23,462	20,702
		補正予算(b)	5,342	-	696	-
		繰越し等(c)	△7,548	2,859	312	
		合計(a+b+c)	12,257	19,238	23,461	
執行額(百万円)	13,268	18,117	23,455			
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	-					

測定指標	跡地関係市町村に対するアドバイザー派遣実施率	基準値	実績値					目標値	達成
		11年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度	達成
		100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	
	年度ごとの目標値		100%	100%	100%	100%	100%		
	沖縄振興開発金融公庫の融資・支援体制に関するアンケート調査で、「非常に良い」と回答した割合(低金利による資金供給)	基準値	実績値					目標値	達成
		25年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度	達成
		75.8%	-	-	73.5%	75.8%	78.9%	対前年比増	
	年度ごとの目標値		-	-	-	対前年比増	対前年比増		
	沖縄振興開発金融公庫の融資・支援体制に関するアンケート調査で、「非常に良い」と回答した割合(景気動向や一時的業況の変動に影響されない安定的な資金供給)	基準値	実績値					目標値	達成
		25年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度	達成
		60.2%	-	-	54.0%	60.2%	60.8%	対前年比増	
	年度ごとの目標値		-	-	-	対前年比増	対前年比増		
	沖縄振興開発金融公庫の融資・支援体制に関するアンケート調査で、「非常に良い」と回答した割合(固定金利による長期資金の供給)	基準値	実績値					目標値	達成
		25年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度	達成
		58.7%	-	-	52.3%	58.7%	60.2%	対前年比増	
	年度ごとの目標値		-	-	-	対前年比増	対前年比増		
	ベンチャー出資先の売上高	基準値	実績値					目標値	達成
		25年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度	未達成
		売上高1社あたり 218.7百万円	-	-	-	売上高1社あたり 218.7百万円	売上高1社あたり 216.8百万円	対前年比増	
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	対前年比増		
ベンチャー出資先の雇用数	基準値	実績値					目標値	達成	
	25年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度	達成	
	従業員数1社あたり 25.7人	-	-	-	従業員数1社あたり 25.7人	従業員数1社あたり 26.0人	対前年比増		
年度ごとの目標値		-	-	-	-	対前年比増			
沖縄科学技術大学院大学論文発表数	基準値	実績値					目標値	達成	
	23年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	-	-	
	145	-	145	134	176	292	-		
年度ごとの目標値		-	-	-	-	-			
沖縄科学技術大学院大学国際ワークショップ、セミナー開催数	基準値	実績値					目標値	達成	
	23年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	-	-	
	109	-	109	201	250	301	-		
年度ごとの目標値		-	-	-	-	-			
沖縄科学技術大学院大学の県内企業との連携事業数	基準値	実績値					目標値	達成	
	23年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	-	-	
	3	-	3	7	8	9	-		
年度ごとの目標値		-	-	-	-	-			

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり (判断根拠) ベンチャー出資先の売上高の増加については、目標が達成されなかったが、その他の指標については、目標が達成されたため。
	施策の分析	(有効性、効率性) ・専門家(アドバイザー、プロジェクト・マネージャー、コンサルタント)を派遣し、関係市町村(那覇市、宜野湾市、浦添市、北中城村)に対し、アドバイス等を行うことで、跡地利用計画策定のための調査が実施される等、跡地利用の推進に有効なものとなっている。(宜野湾市は、キャンプ瑞慶覧(西普天間住宅地区)土地利用計画(案)を策定。) ・沖縄振興開発金融公庫については、沖縄公庫が実施した融資支援体制についてのアンケート調査において「非常に良い」の回答が60%以上であり(「良い」の回答も合すると80%以上)、対前年度との比較においても増加している。ベンチャー出資については、出資先企業1社あたりの売上高については、年度ごとの比較では僅かに減少したが、出資時点と比較すると1社あたり76.7百万円増加しており、1社あたり従業員数についても増加していることから、達成手段は、政策目標の実現に有効的であったと考えられる。なお、沖縄公庫のベンチャー出資は26年度末現在、43社に対し14億4,139万円の出資残高を有している。 ・沖縄科学技術大学院大学については、いずれの測定指標(論文の発表件数、国際ワークショップ・セミナー開催件数、県内企業連携数)で前年の実績値を上回っており、沖縄の自立的発展・世界の科学技術の発展に着実に寄与している。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 ・沖縄の特殊事情に伴う特別対策について、引き続き推進していく。 【測定指標】 ・アドバイザー派遣は、要望のあった市町村すべてへの派遣を目標としており、今後も派遣実績率を測定指標とする。 ・沖縄振興開発金融公庫に係る次期(27年度)測定指標の「ベンチャー出資先の売上高・雇用の増加」については、出資時点との比較が指標としてより適切であるため、出資時点と現在を比較する目標値の設定を行う。 ・沖縄科学技術大学院大学は、沖縄において世界最高水準の教育研究を行うことにより、沖縄の振興と自立的発展、世界の科学技術の発展に資することを目的としており、今後とも国際的に卓越した科学技術に関する教育研究を推進することにより、本大学院大学がイノベーションの国際的拠点に成長するよう、緊密に連携していく。

学識経験を有する者の知見の活用	-
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	平成26年度政策金融評価報告書(沖縄振興開発金融公庫作成) 参考URL http://www.okinawakouko.go.jp/userfiles/files/26seisakukinyu.pdf 「沖縄科学技術大学院大学学園の今後の諸課題に関する検討会」
---------------------------	---

担当部局名	沖縄振興局	作成責任者名	参事官(政策調整担当)池田 正 参事官(調査金融担当)倉林 健二 総務課事業振興室長 橋本 敬史	政策評価実施時期	平成27年8月
-------	-------	--------	--	----------	---------

平成26年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府26-46(政策12-施策⑤))

政策名	沖縄政策の推進					
施策名	沖縄の戦後処理対策					
施策の概要	先の大戦において、国内最大の地上戦が行われた沖縄の歴史的背景等を踏まえ、不発弾等処理対策や所有者不明土地問題対策等の事業の推進を図る。					
達成すべき目標	沖縄の置かれた特殊な諸事情にかんがみ、沖縄の自立的発展に資するとともに、沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与する。					
施策の予算額・執行額等	区分	24年度	25年度	26年度	27年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	2,480	2,615	2,693	2,883
		補正予算(b)	△4	-	-	-
		繰越し等(c)	50	△56	24	
		合計(a+b+c)	2,526	2,559	2,716	
執行額(百万円)	1,999	2,199	2,049			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	第185回国会の(参)沖縄及び北方問題に関する特別委員会における内閣府特命担当大臣(沖縄及び北方対策)所信表明で『沖縄における不発弾対策につきましても、着実に取り組みを進めてまいります。』と発言。					

測定指標	沖縄不発弾等対策事業の実施状況(不発弾等処理事業の実施件数)	基準値	実績値					目標値	達成
		19年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度	-
		2箇所	2箇所	1箇所	0箇所	0箇所	1箇所	2箇所	
	年度ごとの目標値		5箇所	5箇所	5箇所	4箇所	2箇所		
	沖縄不発弾等対策事業の実施状況(広域探査発掘事業の実施地区数)	基準値	実績値					目標値	達成
		19年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度	達成
		5地区	3地区	2地区	2地区	2地区	2地区	2地区	
	年度ごとの目標値		2地区	2地区	2地区	2地区	2地区		
	沖縄不発弾等対策事業の実施状況(市町村支援事業の実施件数)	基準値	実績値					目標値	達成
		19年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度	達成
		11箇所	29箇所	35箇所	38箇所	32箇所	24箇所	24箇所	
	年度ごとの目標値		7箇所	9箇所	14箇所	7箇所	24箇所		
	沖縄不発弾等対策事業の実施状況(特定処理事業における事故発生件数)	基準値	実績値					目標値	達成
		23年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度	達成
		0件	-	0件	0件	0件	0件	0件	
	年度ごとの目標値		-	0件	0件	0件	0件		
	対馬丸遭難学童遺族給付事業に係る支給の実施状況(当該年度の9月又は当該年度の末月までに誤りなく支給を完了した件数の割合)	基準値	実績値					目標値	達成
		23年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度	達成
		100%	-	100%	100%	100%	100%	100%	
	年度ごとの目標値		-	100%	100%	100%	100%		
対馬丸平和祈念事業の語り部の講演回数	基準値	実績値					目標値	達成	
	23年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度	達成	
	116回	-	116回	122回	102回	164回	113回以上		
年度ごとの目標値		-	100回	100回	100回	113回以上			
沖縄戦関係資料閲覧室の利用状況(ホームページ利用件数)	基準値	実績値					目標値	達成	
	19年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度	達成	
	79,970件	71,085件	55,892件	68,563件	87,785件	104,903件	80,000件		
年度ごとの目標値		90,000件	90,000件	80,000件	80,000件	80,000件			
沖縄戦関係資料閲覧室の利用状況(来室者数)	基準値	実績値					目標値	達成	
	19年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度	達成	
	323人	245人	237人	265人	373人	528人	320人		
年度ごとの目標値		320人	320人	320人	320人	320人			
位置境界明確化事業の実施状況(認証面積率)	基準値	実績値					目標値	達成	
	19年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度	達成	
	99.6901%	99.6938%	99.6938%	99.6938%	99.7015%	99.7039%	前年度比増		
年度ごとの目標値		認証面積率の上昇(対前年度比)			前年度比増				

所有者不明土地実態調査の実施状況(測量調査の実施筆数)	基準値	実績値					目標値	達成
	24年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度	達成
	120筆	-	-	120筆	510筆	540筆	540筆	
年度ごとの目標値		-	-	120筆	510筆	540筆		
所有者不明土地実態調査の実施状況(真の所有者探索調査の実施筆数)	基準値	実績値					目標値	達成
	24年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度	達成
	120筆	-	-	120筆	140筆	180筆	180筆	
年度ごとの目標値		-	-	120筆	140筆	180筆		

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 目標達成 (判断根拠) 全ての測定指標において目標を達成しているため、目標達成と判断した。 ・沖縄戦により所有者が不明な土地の所有者明確化及び位置境界の明確化が進むことにより県民の財産である土地の有効活用が図られ、不発弾等対策の太宗を占める磁気探査(広域探査発掘事業、市町村支援事業、住宅等開発支援事業)及び特定処理事業を着実に実施することにより、県民の生命・財産を守るとともに安全・安心が確保されることで、経済活動が促進されることから、戦後処理対策を着実に進めることは沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与するものである。 ・所有者不明土地実態調査については、目標に掲げた測量等調査の540筆、真の所有者探索の180筆全てにおいて調査及び探索を実施した。
	施策の分析	(有効性、効率性) ・広域探査発掘加速化事業では年3回磁気探査の要望を受け畑等の磁気探査を実施し、また、市町村支援事業では市町村単独の公共事業に先立つ磁気探査を着実に実施したほか、特定処理事業では予算を増額し強固な防護壁の設置等により円滑に現地での不発弾処理を実施しており、不発弾の爆発による市民生活への影響を防止することに寄与した。 なお、不発弾等処理事業は大戦時の目撃情報等をもとに不発弾の探査を行うものであるが、近年は大戦経験者の高齢化等により新たな情報が集まりにくくなっているため、事業計画通りに実施できるとは限らず、達成度合いを評価することはなじまないので事業の達成欄については「-」の記載をしている。目標値は予算積算上の最低箇所数(2箇所)を設定している。探査業務により発見された不発弾についてはすべて適切に処理している。 ・沖縄戦関係資料閲覧室事業では、学校や図書館等の公共施設を対象とした広報を実施し、来室者やホームページ利用者の増進を図り目標を達成した。 ・位置境界明確化事業は既に99%が解決済みであり、登記簿上の面積や占有界に固執する等、関係地権者間の合意形成が困難な事案が残っているが、1ブロックの認証を行うとともに、地権者の異動があったブロックを中心に合意形成に向けて慎重に事業を進めている。 ・所有者不明土地問題の解決に向けた検討を進めるため、測量等調査(540筆)及び真の所有者探索(180筆)を実施した。測量等調査については、所有者不明土地の現況確認、面積測量、写真撮影を行うなどして対象地の位置及び現況を把握するとともに、当該地に所有者不明土地であることを周知するための看板を設置した。また、真の所有者探索については、戦後70年が経過し人証・物証が少なくなるなか、隣接地主や地域の古老・地元精通者から可能な限り情報収集を行い、対象地の一部で真の所有者の可能性のある者に関する有力な情報を得ることができた。 ・以上から、達成手段は、「沖縄の置かれた特殊な諸事情にかんがみ、沖縄の自立的発展に資するとともに、沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与する」という目標の達成に有効的であった。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 沖縄の戦後処理対策について、引き続き推進していく。 【測定指標】 ・対馬丸平和祈念事業では、測定指標を「語り部の講演回数」としている。語り部は要望を受けて講演しており、現在、ほぼ講演可能数の上限に達していることから、過去5年間の平均をとり、目標(講演回数)を平均値以上としている。しかしながら平成26年度は講演回数が大幅な増となっているがこれは特別な要因の影響も考えられる数値である可能性もあり、次期目標の算出時には平成26年度の数値を除外して計算を行うなどの検討を行う。 ・所有者不明土地問題の解決に向けた検討を進めるため、目標値である調査対象筆数を増加させ一層の現況把握等に努める。

学識経験を有する者の知見の活用	-
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	ホームページ利用件数:ウェブアクセスログ数を集計するツールにより測定。
---------------------------	-------------------------------------

担当部局名	沖縄振興局	作成責任者名	調査金融担当参事官 倉林健二 特定事業担当参事官 佐藤健也	政策評価実施時期	平成27年8月
-------	-------	--------	----------------------------------	----------	---------

平成26年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府26-48(政策13-施策②))

政策名	共生社会実現のための施策の推進					
施策名	青少年インターネット環境整備の総合的推進(青少年インターネット環境整備基本計画)					
施策の概要	平成21年4月に施行された「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」(平成20年法律第79号。いわゆる「青少年インターネット環境整備法」)に基づき策定された「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画」(平成21年6月30日インターネット青少年有害情報対策・環境整備推進会議決定)においては、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするため、国が取り組むべき施策を定めている。基本計画に基づき、国、地方公共団体、民間団体等が連携して青少年のインターネット利用環境整備のための施策を総合的かつ効果的に推進する。					
達成すべき目標	青少年が適切なインターネット活用能力を身につけるとともに、青少年がインターネットを利用して青少年有害情報を閲覧する機会が最小化され、もって青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境を着実に整備する。					
施策の予算額・執行額等	区分	24年度	25年度	26年度	27年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	—	—	—	—
		補正予算(b)	—	—	—	—
		繰越し等(c)	—	—	—	—
		合計(a+b+c)	—	—	—	—
執行額(百万円)	—	—	—	—		
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	-					

測定指標		基準値	実績値				目標値	達成
		24年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度
インターネット環境整備法に基づく基本計画のフォローアップ項目の改善		—	—	—	—	青少年インターネット環境の整備等に関する検討会を開催し、施策の進捗状況の検証を実施	基本計画の進捗状況を検証し、全てのフォローアップ項目(5項目)の改善	達成
	年度ごとの目標値		—	—	—	—	基本計画の進捗状況を検証し、全てのフォローアップ項目(5項目)の改善	

	目標達成度合いの測定結果	<p>(各行政機関共通区分) 目標達成</p> <p>(判断根拠)</p> <p>平成26年度における施策の進捗状況について、平成27年4月に開催された「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会」第28回会合において、関係省庁から施策の進捗状況が報告され、その進捗状況の結果を取りまとめ、基本計画に基づき施策を着実に推進と判断。</p> <p>平成26年度「青少年のインターネットの利用環境実態調査」を平成26年11月に実施し、平成27年2月に開催された第27回検討会に速報版として報告。以上から、目標達成と判断した。</p>
評価結果	施策の分析	<p>【有効性、効率性】 基本計画に基づく施策事業に係る取組については、フォローアップを実施し「基本計画(第2次)に基づき施策を着実に推進」と評価されるなど、教育及び啓発活動の推進、フィルタリングの性能の向上及び利用の普及等、民間団体等の支援等の全5項目にわたり着実に進展と評価されている。青少年のインターネットの利用環境実態調査により携帯電話のフィルタリング等の利用率等の基礎的データを継続的に把握して有識者による検討会に報告するとともに関係会議、各種月間や進級進学時期の一斉行動期間等利用して他省庁、地方公共団体、民間団体等の取組を促進していることなどから、有効的である。昨年に引き続き26年度においては、全国6か所で、国・地方公共団体・民間企業が連携して「青少年インターネット利用環境づくりフォーラム」の開催を行った他、関係省庁と連名で、保護者向け普及啓発リーフレットを作成・公表した。</p> <p>【課題、改善点等】 近年、スマートフォンを始めとする多様なインターネット接続端末等の新たな機器・サービスが青少年に急激に浸透しており、さらに技術発展に伴う新しいサービスが多様な業種の事業者により展開されつつある。青少年のインターネット利用環境整備については、事業者の多様化等を踏まえ、より青少年とその保護者の視点に立って、環境整備の在り方について検討すべきものと認識。</p> <p>有識者による青少年のインターネット環境の整備に関する検討会(平成20年9月12日内閣府特命大臣決定)において、基本計画等の見直しに向けた検討を進めているところ、平成26年度には、計6回開催。第22回(H26.4.24)、第23回(H25.5.22)、第24回(H26.6.26)、第25回(H26.10.2)、第26回(H26.12.16)、第27回(H27.2.18)。</p> <p>検討会の議論において今後、取り組むべき課題として</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機器・接続環境等を問わず、フィルタリング等青少年保護に係る取組の充実強化 ・保護者・家庭への支援の充実強化と、青少年のリテラシー向上、節度ある生活習慣の定着化 ・先進的な取組等の情報共有・集約化と、PDCAサイクルを意識した推進体制の構築が挙げられたところ、これらの点を踏まえ、関係省庁や地方公共団体等に対して、 ・青少年のインターネットの適切な利用に関する教育及び啓発活動の推進 ・青少年有害情報フィルタリングの性能の向上及び利用の普及等 ・青少年のインターネットの適切な利用に関する活動を行う民間団体等の支援 ・その他の施策・推進体制等 <p>の取組についての提言を行い、報告書として取りまとめた。</p>
	次期目標等への反映の方向性	<p>【施策】 上記の検討会の指摘を踏まえ、他省庁、地方公共団体、民間団体等に対して関係会議、各種月間や進級進学時期の一斉行動期間等利用して取組を促進していくとともに、内閣府としても青少年が安全、安心にインターネットを利用できる環境を整備するという目標に向けて、「普及啓発資料の作成・公表」「青少年インターネット利用環境実態調査」及び「地方連携フォーラムの開催」等の施策を行い関係する省庁と連携を図りながら対策を推進する。</p> <p>【測定指標】 青少年インターネット環境整備のためには、政府が実施すべき施策の指針として決定された青少年インターネット環境整備基本計画に盛り込まれた施策を着実に推進していくことが必要である。このため新たに策定される青少年インターネット環境整備基本計画(第3次:平成27年7月30日決定)に盛り込まれた施策の進捗状況を測定指標とすることとした。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	有識者による検討会(青少年のインターネット環境整備等に関する検討会)において達成状況を年1回報告、また進捗状況等についても適宜報告を実施。
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>平成26年度青少年のインターネット利用環境実態調査報告書</p> <p>http://www8.cao.go.jp/youth/youth-harm/chousa/h26/net-jittai/pdf/kekka_g1.pdf</p> <p>内閣府青少年のインターネット環境整備等に関する検討会提出資料</p> <p>http://www8.cao.go.jp/youth/youth-harm/kentokai/index.html#jokyo</p>
---------------------------	---

担当部局名	政策統括官(共生社会政策担当)	作成責任者名	参事官 (青少年環境整備担当) 村田達哉	政策評価実施時期	平成27年8月
-------	-----------------	--------	----------------------------	----------	---------

平成26年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府26-49(政策13-施策③))

政策名	共生社会実現のための施策の推進					
施策名	少子化社会対策の総合的推進(少子化社会対策大綱)					
施策の概要	我が国は、平成17年、総人口が減少に転じる人口減少社会を迎えた。急速な少子化の進行と人口減少は、国や社会の存立基盤に関わる重大な問題であり、制度・政策・意識改革など少子化対策の効果的な再構築・実現を図ることが求められている。 このために少子化社会対策基本法(平成15年法律第133号)第7条に基づく大綱(平成22年1月29日閣議決定)等に基づき、これまで少子化社会対策を総合的に推進してきたところである。					
達成すべき目標	大綱においては、平成26年度までの5年間を目途とした施策の数値目標を盛り込んでおり、今後のこの数値目標達成を目指して施策を推進していく。					
施策の予算額・執行額等	区分	24年度	25年度	26年度	27年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	—	—	—	/
		補正予算(b)	—	—	—	
		繰越し等(c)	—	—	—	
		合計(a+b+c)	—	—	—	
執行額(百万円)	—	—	—	—		
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	—					

測定指標	大綱に盛り込まれた施策の進捗状況の検証	基準値	実績値					目標値	達成
		20年度もしくは直近のデータ	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度もしくは直近のデータ	未達成
	施策の進捗状況の検証	—	—	—	—	—	33項目について、大綱策定時よりも改善	施策の進捗状況の検証35項目中すべての項目において改善	
	年度ごとの目標値	/	—	—	—	—	施策の進捗状況の検証35項目中すべての項目において改善	/	

目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり
	(判断根拠) 大綱(平成22年1月29日閣議決定)で、「新生児集中治療管理室(NICU)病床数」、「不妊専門相談センター」、「平日昼間の保育サービス」などの各項目の施策に関する数値目標が定められており、これらの35項目のうち、33項目について、大綱策定時点よりも改善が見られており、相当程度進展ありと判断した。(※大綱の実施状況等については、別添参照。)

評価結果	施策の分析	<p>(有効性、効率性) 少子化社会対策基本法に基づいた「少子化の状況及び少子化の対処施策の概況(白書)のとりまとめ」は、少子化の状況及び少子化に対処するために講じた施策の概況について報告を行っており、少子化社会対策基本法第7条に基づく大綱に盛り込まれた施策の進捗状況を確認・施策を促進することができた。大綱には、5年間で進めていく少子化社会対策が個別・具体的に定められており、大綱に基づき施策を推進していくことは、総合的かつ長期的な観点から取組を進めていく上で、有効かつ効率的であると言える。</p> <p>(課題等) 「少子化社会対策の大綱に関するインターネット調査」において、「男性の家事・育児参加の意義と必要性」について、教育や情報提供が十分なされているかをみると、独身、既婚(子供なし)、既婚(末子が7歳未満)のいずれも『十分』が『不十分』を下回っており、『十分』は1割前後で、『不十分』が半数前後であった。また、独身者のうち結婚を希望する者を対象に、結婚の希望がかないやすくなると思う支援・環境について尋ねたもののうち、「自分もしくはパートナーの雇用機会や収入が安定すること」についてみたところ、『結婚の希望がかないやすくなると思う』が66.6%と2/3を占めており、『結婚の希望がかないやすくなると思わない』の7.3%よりも高くなっている。また、子供を持つことへの不安を感じている者を対象に、安心して希望どおり子供を持てるようになると思う支援・環境について尋ねたもののうち、「ご自身もしくはパートナーの勤務先の長時間勤務の削減など働き方が見直される」についてみると、『安心して希望どおり子供を持てるようになると思う』が、独身、既婚(子供なし)、既婚(末子が7歳未満)のいずれも6割前後であった。また、子育てへの不安感を感じている者を対象に、安心した子育てができるようになると思う支援・環境について尋ねたもののうち、「パートナーの協力・理解が得られる」についてみると、『安心した子育てができるようになると思う』は77.8%であった。以上のことから、男性の家事・育児参加に向けた取組が必要であること、結婚希望がかなうためには雇用機会や収入が安定すること、安心して子供を持てるようになるには勤務先の長時間労働削減など働き方が見直されること、安心した子育てのためにはパートナーの協力・理解が得られること、といったことが課題である。</p> <p>大綱で定められた各項目の施策に関する数値目標で、35項目のうち33項目については、大綱策定時より改善したところであるが、中でも、「新生児集中治療管理室(NICU)病床数」、「社会的養護の充実についての小規模グループケア」、「商店街の空き店舗の活用による子育て支援」などの項目については、大綱策定時からの改善はもとより、設定された数値目標を達成したところである。なお、「延長保育等」と「休日保育」の項目については、大綱策定時よりも現状が下回ったところであるが、待機児童の解消を目指すものとして、関係省庁においても重要であるとされており、引き続き連携して取組を進める必要がある。</p>
	次期目標等への反映の方向性	<p>【施策】 少子化社会対策を推進するに当たっては、大綱に盛り込まれた施策を着実に推進していくことが必要である。中でも重点課題となっている「子育て支援施策を一層充実」ため、子ども・子育て支援新制度の円滑な実施を行うこと、「若い年齢での結婚・出産の希望の実現」のため、経済的基盤の安定を図り、結婚に対する取組支援を行うこと、「多子世帯への一層の配慮」のため、子育て、保育、教育、住居など様々な面での負担軽減に取り組むこと、「男女の働き方改革」のため、男性の意識・行動改革に取り組むこと、「地域の実情に即した取組強化」のため、地域の強みを活かした取組支援を行うこと、などを推進していく。 ・大綱に盛り込まれた施策の進捗状況について、引き続き確認し、施策の取組を強化していく。</p> <p>(総合評価への移行) 子ども・子育て支援の総合的推進に関する前述の目標は、内閣府を始めとする関係府省の政策が総合的に推進されることにより達成されるものであることから、子ども・子育て支援に係る各種施策が総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から評価を行うため、平成26年度内閣府本府政策評価実施計画(平成26年度4月21日内閣総理大臣決定)に基づき、総合評価方式を取ることとする。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	平成26年度に実施した「少子化社会対策の大綱に関するインターネット調査」については、有識者からのヒアリングを行い、調査結果の分析等について、適宜有識者の知見を活用しながら行った。
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	少子化の状況及び少子化への対処施策の概況(白書)、「少子化社会対策の大綱に関するインターネット調査」
---------------------------	--

担当部局名	子ども・子育て本部	作成責任者名	参事官(少子化対策担当)岡 朋史	政策評価実施時期	平成27年8月
-------	-----------	--------	------------------	----------	---------

少子化社会対策大綱（平成22年1月閣議決定）の実施状況等

平成27年1月15日時点

項目	子ども・子育てビジョン 策定時点 (平成20年度) ※もしくは当時の直近のデータ	現 状 (平成25年度) ※もしくは直近のデータ	目 標 (平成26年度)
新生児集中治療管理室（NICU）病床数 (出生1万人当たり)	21.2床	26.3床 (H23年)	25~30床
不妊専門相談センター	55都道府県市	62都道府県市 (H26年度)	全都道府県・指定都市・中核市
平日昼間の保育サービス (注1)			
認可保育所等	215万人 (H21年度見込み)	234万人(実績) (H26.4.1(認可保育所定員数))	241万人(注2)
(3歳未満児)	(75万人)	(86万人)(実績) (H26.4.1 (認可保育所利用児童数))	(102万人)
家庭的保育(内数)	0.3万人 (H21年度見込み)	0.7万人 (H24年度交付決定ベース)	1.9万人(注2)
延長等の保育サービス (注1)			
延長保育等	79万人 (H21年度見込み)	75万人 (H24年度)	96万人
夜間保育(内数)	77か所	85か所 (H26.4.1)	280か所
トワイライトステイ(内数)	304か所	364か所 (H25年度末)	410か所
その他の保育サービス (注1)			
休日保育	7万人 (H21年度見込み)	3.3万人 (H25年度交付決定ベース)	12万人
病児・病後児保育	延べ31万人	延べ52万人 (H25年度交付決定ベース)	延べ200万人 ※体調不良児対応型は、すべての保育所において取組を推進
認定こども園	358か所 (H21.4)	1,359箇所 (H26.4.1)	2,000か所以上 (H24年度) (注3)
放課後子どもプラン			「放課後子どもプラン」などの取組が、全国の 小学校区で実施されるよう促す (H24年度)
放課後児童クラブ(注1)	81万人 (H21.5)	93.6万人 (H26.5現在)	111万人(注4)
放課後子ども教室	8,719か所 (H21.4)	11,991箇所 (H26.12)	「放課後子どもプラン」などの取組が、全国の 小学校区で実施されるよう促す (H24年度)

(注1) 市町村のニーズ調査の集計結果を基に設定しており、新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の構築を視野に入れた数値目標である。

(注2) 平成29年度に44%に達する3歳未満児に関する潜在的な保育需要を満たすため、女性の就業率の上昇を勘案し、平成26年度までに35%の保育サービス提供割合(3歳未満)を目指し、潜在需要も含めた待機児童解消を図るものである。

(注3) 新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の構築を視野に入れる必要がある。

(注4) 平成29年度に40%(小学1~3年サービス提供割合)に達する潜在需要に対し、平成26年度までに32%のサービス提供割合を目指すものである。

少子化社会対策大綱（平成22年1月閣議決定）の実施状況等

平成27年1月15日時点

項目	子ども・子育てビジョン 策定時点 (平成20年度) ※もしくは当時の直近)のデータ	現 状 (平成25年度) ※もしくは直近のデータ	目 標 (平成26年度)
常時診療体制が確保されている 小児救急医療圏数	342 (※全国の小児救急医療圏364 (H20.9.1現在))	352 (H25.4.1)	全小児救急医療圏 (※全国の小児救急医療圏358 (H25.4.1現在))
ひとり親家庭への支援			
自立支援教育訓練給付金事業	88.7%	93.3% (H25年度)	全都道府県・市・福祉事務所 設置町村
高等技能訓練促進費等事業 ※H26年度から「高等職業訓練促進給付金等事業」	74.3%	92.8% (H25年度)	全都道府県・市・福祉事務所 設置町村
社会的養護の充実			
里親の拡充			
里親等委託率	10.4%	15.6% (H25年度末)	16%
専門里親登録者数	495世帯	652世帯 (H25年度末)	800世帯
養育里親登録者数 (専門里親登録者数を除く)	5,805世帯 (H21.10)	7,489世帯 (H25年度末)	8,000世帯
小規模住居型児童養育事業（ファミリー ホーム）	—	223か所 (H25年度末)	140か所
児童養護施設	567か所	596か所 (H25年度末)	610か所
小規模グループケア	446か所	943か所 (H25.10)	800か所
地域小規模児童養護施設	171か所	269か所 (H25.10)	300か所
児童自立生活援助事業（自立援助ホー ム）	54か所	113か所 (H25.10)	160か所
ショートステイ事業	613か所	678か所 (H25年度末)	870か所
児童家庭支援センター	71か所	98か所 (H25.10)	120か所
情緒障害児短期治療施設	32か所	38か所 (H25年度末)	47か所
子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童 対策地域協議会）の調整機関に専門職員を 配置している市町村の割合	58.3% (H21.4)	69.2% (H24.4.1)	80%（市はすべて配置）
個別対応できる児童相談所一時保護所の 環境改善	35か所 (H21.4)	53か所 (H26.4.1)	全都道府県・指定都市・児童相談所設置市

少子化社会対策大綱（平成22年1月閣議決定）の実施状況等

平成27年1月15日時点

項 目	子ども・子育てビジョン 策定時点 (平成20年度) ※もしくは当時の直近)のデータ	現 状 (平成25年度) ※もしくは直近のデータ	目 標 (平成26年度)
乳児家庭全戸訪問事業	1,512市町村 (H21.7)	1,639市町村 (H24.7.1)	全市町村
養育支援訪問事業	996市町村 (H21.7)	1,172市町村 (H24.7.1)	全市町村での実施を目指す
地域子育て支援拠点	7,100か所 (H21年度見込み) (市町村単独分含む)	8,201か所 H25年度実施状況 (市町村単独分含む) (市町村単独分はH24年度実績)	10,000か所
ファミリー・サポート・センター事業	570市町村	738市町村 (H25年度交付決定ベース)	950市町村
一時預かり事業(注1)	延べ348万日	延べ406万日 (H25年度交付決定ベース)	延べ3,952万日
商店街の空き店舗の活用による子育て支援	49か所	110か所 (H27.1.15)	100か所
小学校就学の始期までの勤務時間短縮等 措置の普及率	25.3%	33.9% (H25年度)	33.3%
次世代認定マーク(くるみん)取得企業数	652企業	2,031企業 (H26.12末現在)	2,000企業
ポジティブ・アクション取組企業の割合	20.7% (H18年度)	20.8% (H25年度)	40%超
学校教育関係			
大学等奨学金事業の充実			
基準適格申請者に対する採用率	92.4%	100% (H25.3末現在)	基準を満たす希望者全員への貸与に向け努力

(注1) 市町村のニーズ調査の集計結果を基に設定しており、新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の構築を視野に入れた数値目標である。

□現状には、補助金等の交付決定ベース等の「市町村」や「か所数」等を含むため、今後、変動があり得る。

平成26年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府26-50(政策13-施策④))

政策名	共生社会実現のための施策の推進					
施策名	少子化社会対策、子ども・若者育成支援に関する広報啓発、調査研究等					
施策の概要	<p>少子化社会対策に関する施策について、必要な調査研究を実施し、情報の収集、分析を行い、その結果をホームページ等での提供を行う。また、啓発活動や研修を実施することにより、人材の養成及び資質の向上を図ること等により国民の理解促進を図る。また、結婚・妊娠・出産・育児の一貫した「切れ目ない支援」を行うことを目的に、地域の実情に応じたニーズに対応する地域独自の先駆的な取組を行う地方公共団体を支援する。</p> <p>なお、子ども・若者育成支援に関する部分については、平成26年度から総合評価方式により実施することとしているため、本実績評価の対象外となるものである。</p>					
達成すべき目標	少子化社会対策に関する施策について、社会全体で子どもと子育てを支援することの重要性について国民の理解を促すとともに、学校、家庭、地域等が連携協力して取り組む社会の実現。					
施策の予算額・執行額等	区分	24年度	25年度	26年度	27年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	68	50	60	97
		補正予算(b)	—	3,008	3,008	—
		繰越し等(c)	—	△ 3,008	0(※)	/
		合計(a+b+c)	68	50	3,068	
執行額(百万円)	28	37	1,978			
			(※)前年度からの繰越額3,008と翌年度への繰越額3,008が相殺されている。			
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	—					

測定指標	①子育てしやすい環境づくりに関心がある人の割合	基準値	実績値				目標値	達成
		22年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	28年度
		69.2%	69.2%	71.4%	67.2%	63.1%	64.2%	90%
	年度ごとの目標値	/	85%以上	75%	対前年度比増	対前年度比増	75%	/
	②調査研究結果の有用性、活用状況の検証(ホームページのアクセス数)	基準値	実績値				目標値	達成
		25年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度
27,040件		—	—	—	27,040件	17,933件	前年度以上	
年度ごとの目標値	/	—	—	—	前年度以上	前年度以上	/	

目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 進展が大きくない
	<p>(判断根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育てしやすい環境づくりに関心がある人の割合は、目標値を下回った(前回調査63.1%)。年代別にみると30代、60代及び70代の関心は高かったが、20代、40代及び50代は60%前後の割合であった。 ・調査研究結果については、少子化社会対策白書等への掲載、有識者会議における検討材料等に活用され、施策の推進に資することとなったところではあるものの、ホームページのアクセス数自体は目標には届かなかった。 ・測定指標①、②で目標が達成されていないことから、進展が大きくないと判断した。

評価結果	施策の分析	<p>(有効性、効率性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・達成手段「少子化社会対策推進経費」においては、今後の施策立案に寄与することを目的として、「結婚・家族形成に関する意識調査」を実施した。この調査では、20代から30代の未婚者・既婚者の結婚、妊娠・出産、子育てについての意識の調査・分析を行い、その結果は、平成27年の少子化の状況及び少子化への対処施策の概況(白書)に掲載されるなど活用されている。また、調査結果を広く公表することにより、国民意識の醸成を図るものである。 ・広報啓発事業については、家族や地域の大切さ等について理解の促進を図るため、「家族の日」「家族の週間」の実施に取り組んだ。具体的には、平成26年11月16日の家族の日に内閣府・神奈川県・横浜市の主催により「家族の日」フォーラムを開催し、延べ700人程度の参加があった。また、子育てを支える家族や地域の大切さに関する「写真」及び「手紙・メール」を公募し、優秀な作品を表彰する「作品コンクール」を実施し、その表彰式を「家族の日」フォーラムにおいて行った。このほか、地方公共団体等にも連携・協力を呼びかけ、この週間に合わせて、各都道府県において、親子で楽しめる行事などが実施された。本達成手段は、社会全体で子どもと子育てを支援することの重要性について国民の理解を促し、それに取り組む社会を実現する上で、有効的に寄与したものと考えられる。 ・達成手段「地域少子化対策強化事業」については、我が国の危機的な少子化問題に対応するため、結婚・妊娠・出産・育児の一貫した切れ目ない支援を行うことを目的に、結婚支援のための情報提供や子育て支援などの訪問相談など地域の実情に応じた先駆的な取組を行う地方公共団体に対する支援を行った。本達成手段は、地域における少子化対策を推進に寄与するものであり、有効的であると考えられる。 <p>(課題等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・少子化社会対策に係る大綱に基づき、社会全体で子育てを支援することの重要性についての理解促進を図ってきているが、子育てしやすい環境づくりに関心がある人の割合75%を目標としていたが、平成26年度は64.2%と前年度(平成25年度)(63.1%)をわずかに上回ったものの、目標値を下回ってしまった。年代別では、20代で1.4ポイント、40代で2.2ポイントそれぞれ前年より下がったが、前年6.1ポイント下がった30代で、今年は2.4ポイント上がるなど、子育て中の世代の関心割合がわずかながら上がっている結果であった。次年度においては、人々の関心をどこまで引きつけるかという点を踏まえつつ、施策に対する理解が図られるよう工夫した広報啓発に取り組んでいくことが重要であり、関心割合が前年度よりも下がっている20代及び40代をターゲットにして、特に関心を高めていくことが課題である。 ・また、調査研究結果の更なる活用がされることが課題である。 ・地域少子化対策強化事業について、平成27年度行政事業レビュー公開プロセスの論点を踏まえ、定量的な成果目標を設定し、地域の特性に合った少子化対策を図っていくことが課題である。
	次期目標等への反映の方向性	<p>【施策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て支援に関する広報啓発により、国民の更なる理解の促進を図り、実施する調査については、結果の分析を行い、広く情報提供を行うとともに、今後の施策推進のために活用が図られるようにする。 ・理解促進事業について、開催場所・団体等との連携強化・マスコミ報道等、効果のより大きい事業内容に改善し、前年度よりも関心割合の下がった20代及び40代に対して特に関心が高まるよう工夫する。また、有効な情報提供手段であるホームページにより、引き続き積極的な情報発信を行うとともに、内容全体についても適宜必要な改善を行い、アクセス件数の増加を図る。 ・また、国民の意識・要望等を把握するための調査研究は重要であることから、引き続き実施することとし、ホームページやマスコミへの情報提供をより効果的に行い、広く一般に周知を図っていくこととする。具体的には、平成27年度においては20代から40代の男女の結婚、妊娠・出産、育児、社会的支援、生活に係る意識等の国際比較を行うための「少子化社会に関する国際意識調査」を行い、その調査結果の公表により、施策に関し、少子化問題について理解と認識を深め、国民意識の醸成を図っていくこととする。 <p>(総合評価への移行)</p> <p>子ども・子育て支援の総合的推進に関する前述の目標は、内閣府を始めとする関係府省の政策が総合的に推進されることにより達成されるものであることから、子ども・子育て支援に係る各種施策が総体としての程度効果を上げているかなどの総合的な観点から評価を行うため、平成26年度内閣府本府政策評価実施計画(平成26年度4月21日内閣総理大臣決定)に基づき、総合評価方式を取ることとする。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	—
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	「子育てしやすい環境づくりに関心がある人の割合」: インターネットによる共生社会に関する意識調査(H27.3調査: 全国15歳以上の男女、割付は全国の性別、年代別の人口分布を元に標本を抽出、有効回答数5,000)
---------------------------	--

担当部局名	子ども・子育て本部	作成責任者名	参事官(少子化対策担当)岡 朋史	政策評価実施時期	平成27年8月
-------	-----------	--------	------------------	----------	---------

平成26年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府26-59(政策13-施策⑬))

政策名	共生社会実現のための施策の推進					
施策名	交通安全対策に関する広報啓発、調査研究等					
施策の概要	第9次交通安全基本計画及び平成26年度内閣府交通安全業務計画に基づき、道路交通の安全に関する調査研究の推進を図るとともに、交通安全思想の普及啓発を図り、交通ルールの遵守と正しいマナーの実践を習慣付けるため「春・秋の全国交通安全運動」、「交通指導員等交通ボランティア支援事業」などの各種事業を、関係省庁・都道府県・政令指定都市・関係団体等と連携を図りつつ推進する。					
達成すべき目標	内閣府で実施する各種交通安全施策を実施することにより、安全で安心な社会の実現を図るための交通安全の確保に努める。					
施策の予算額・執行額等	区分	24年度	25年度	26年度	27年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	154	143	126	116
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	154	143	126	-
執行額(百万円)	108	106	110	-		
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	-					

測定指標	春・秋の全国交通安全運動の実施等を通じて、普段から交通安全を意識していると思う人の割合	基準値	実績値					目標値	達成
		-	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度	未達成
		-	-	-	-	40.3%	41.2%	95.0%	
		年度ごとの目標値	-	-	-	90%	95%	-	
	自動車の運転、自転車の運転や歩行の際に、交通事故を起こさない、交通事故に遭わない行動をしていると思う人の割合	基準値	実績値					目標値	達成
		22年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度	未達成
		90.0%	-	91.0%	88.7%	80.2%	81.1%	98.0%	
		年度ごとの目標値	-	90%	90%	95%	98%	-	
	調査研究結果の有用性、活用状況の検証	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		18年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度	達成
活用状況等を確認		-	-	-	関係自治体等への調査結果の成果物の還元	活用状況等を確認	活用状況等を確認		
年度ごとの目標		-	-	-	活用状況等を確認	活用状況等を確認	-		

目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 進展が大きくない
	<p>広報啓発事業については、「インターネットによる共生社会に関する意識調査結果(報告書)」(H27. 3月:内閣府)によると、測定指標「春・秋の全国交通安全運動の実施等を通じて、普段から交通安全を意識していると思う人の割合」に関する質問については41.2%と昨年度より若干増加したものの、26年度の目標値は達成できず、また「自動車の運転、自転車の運転や歩行の際に、交通事故を起こさない、交通事故に遭わない行動をしていると思う人の割合」についても81.1%と昨年度より若干増加し高い数値を示したものの、測定指標における当年度目標値(98%)を達成することができなかつたので、進展が大きくないと判断した。</p> <p>調査研究事業については、今後の道路交通安全に関する基本政策について検討するとともに、道路交通事故に係る長期予測等を実施し、次期交通安全基本計画の策定に資する調査報告書を取りまとめた。</p> <p>また、高齢者の交通安全確保に関する地方自治体等の施策の実態調査については、各自治体における高齢者の交通安全施策に関する実態調査並びにその傾向の分析及び優良事例の選別を行い、各地方自治体へ還元した。</p> <p>次期計画の策定に資する報告書のとりまとめや、地方自治体等におき高齢者交通安全対策を推進する上でインセンティブ効果を与えたことから、目標を達成したと判断した。</p> <p>以上、広報啓発事業と調査研究事業について総合的に判断し、進展が大きくないと判断した。</p>

施策の分析

○広報啓発事業
(有効性、効率性)

平成26年度の交通安全対策関係予算で春・秋の全国交通安全運動に関する啓発活動を実施したほか、第9次交通安全基本計画では、最も効果的な施策を地域が主体となって実施すべきであること、地域コミュニティ間の連携を強化し、住民が積極的に参加・協働していくことが有効であること、地域の実情に即した自主的な活動を促進するためには、地域における民間指導者の人材育成が重要な課題であること等が示されていることから、地域自らが企画・立案し、実施する、いわゆる決定プロセスを構築するための仕組みづくりの支援や、本事業に携わった交通ボランティア等の育成を行うことにより、地域の自主的な活動を促進させることを目的とする地域提案型交通安全支援事業を平成25年度から推進している。

平成26年度については、岩手県大船渡市、新潟市、熊本県宇土市において参加・体験・実践型交通ボランティア養成事業を実施、また、今後も大きな課題となる高齢者対策については、広島市、鹿児島県枕崎市において高齢者安全運転推進協力者養成事業を実施し、施策目標に対し有効的であったと考える。

また、内閣府が実施している地域の交通安全リーダーを養成する事業(高齢者安全運転推進協力者養成事業、参加・体験・実践型交通ボランティア養成事業等)についても、これらに参加した者を対象とした意識調査結果によれば、有益な事業内容である等の意見も多く、これらの事業が他に浸透していけば、地域の交通安全意識の向上に一定の寄与をしていくものと考えられ、ひいては国民全体の交通安全意識が高まっていくものと考えられる。

(課題等)

上記の意識調査結果によると、広報啓発事業に係る2つの測定指標における当年度目標値(95%以上)について、いずれも前年度より若干高い数値となったものの、達成することはできなかった。

一方で、交通事故死者数や負傷者数についてそれぞれ前年比で減少(▲260人、▲70,120人)していることから、本事業が、国の行政機関、地方自治体及び民間団体等がそれぞれ実施している交通安全対策とあわせて、交通事故死者数の減少傾向に寄与しているものと考えられ、内閣府の広報啓発事業を通じて、交通安全に関する意識を一層高め、「春・秋の全国交通安全運動の実施等を通じて、普段から交通安全を意識していると思う人の割合」や「自動車の運転、自転車の運転や歩行の際に、交通事故を起こさない、交通事故に遭わない行動をしていると思う人の割合」をいかに増加させていくかが課題である。

なお、上記2つの意識調査のいずれも、年齢層が高くなるにつれて交通安全への関心が高くなる傾向が出ており、毎年実施している春秋の交通安全運動が、国民の交通安全についての関心を徐々に高めることに寄与しているものと考えられる一方で、交通事故死者数の構成率が50%を超える高齢者の交通事故や、被害者だけでなく加害者ともなりうる自転車の交通事故などといった課題もあることから、内閣府においては、交通安全について、国民全体への広報啓発活動を引き続き実施してだけでなく、高齢者や自転車などといった課題に重点をおいた広報啓発事業も引き続き実施していく。

○調査研究事業
(有効性、効率性)

道路交通安全に関する基本政策等に係る調査については、次期交通安全基本計画の検討に資するため、今後の道路交通安全に関する基本政策について検討するとともに、道路交通事故に係る長期予測を併せて行うことを目的として実施しており、現在策定中の次期交通安全基本計画の検討資料の一つとしても有効活用されている。

また、高齢者の交通安全確保に関する地方自治体等の施策の実態調査については、少子高齢化が進む中で交通事故死者数の構成率の50%以上が高齢者となっており、各自治体の取組を後押しするためにも、各自治体における高齢者の交通安全施策に関する実態把握並びにその傾向の分析及び優良事例の選別を行い、情報共有することにより、高齢者の交通安全対策の促進を図ることを目的としており、本調査結果について地方自治体等に成果物を還元するとともに内閣府ホームページに掲載したところ、多くの自治体で高齢者の交通安全施策の参考とされており、報告書の事例を参考に新たに高齢者の交通安全施策の実施を検討している自治体もあるなど、高齢者対策についての問題意識の向上が図られたと考えられ、本調査は有効であったと考えられる。

(課題等)

調査研究事業のうち、道路交通安全に関する基本政策等に係る調査については、第10次交通安全基本計画策定以外にも調査内容を活用していただけるよう、ホームページの掲載方法について工夫して行く必要がある。

また、交通対策基礎調査の高齢者の交通対策確保に関する地方自治体等の施策の実態調査についても、地方自治体等における高齢者の交通安全対策を推進するインセンティブ効果を一層強化するため、調査内容の改善等を検討する必要がある。

<p>次期目標等への 反映の方向性</p>	<p>○広報啓発事業 【施策】 第9次交通安全基本計画で掲げた各種交通安全施策を、引き続き強力で推進していくことにより、目標の達成に努める。 春・秋の全国交通安全運動については、上記調査結果において目標値を達成しない割合である事実をも引用して地方公共団体に周知しつつ、春・秋の全国交通安全運動の一層の周知への協力依頼を行う。また、高齢者対策を重点として、地方公共団体の提案により、当該地域において必要な交通安全に資する事業の推進を支援する地域提案型交通安全支援事業を実施するなど、各地域の交通安全リーダー等への啓発に取り組む。</p> <p>【測定指標】 広報啓発事業に係る2つの測定指標の目標値について、実績と目標値がかけ離れている現状を踏まえて検討し、適切な目標値を設定していく。</p> <p>○調査研究事業 【施策】 調査研究は交通安全対策に資するだけでなく、交通事故の発生状況や関連施策の今後の方向性、国民の注目度に沿ったものとなるよう留意しており、今後もその方針から逸れない調査内容を設定していく。 また、有用性・活用状況についても、費用対効果や地方自治体の交通安全対策を促す観点から、必要に応じて検証していく。</p> <p>【測定指標】 交通安全基本計画の策定に向けた検討状況や、設定した調査研究内容が他機関等に与えた影響等を検証することにより、有用性・活用性を高めていくとともに、必要に応じて地域などでの活用状況を検証し、次期調査研究課題の設定に寄与させる。</p>
---------------------------	--

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>-</p>
------------------------	----------

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>『交通安全対策に関する調査研究』 http://www8.cao.go.jp/koutu/chou-ken/index-c.html</p>
----------------------------------	---

<p>担当部局名</p>	<p>政策統括官(共生社会政策担当)</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>参事官 (交通安全対策担当) 福田 由貴</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成27年8月</p>
--------------	------------------------	---------------	-------------------------------------	-----------------	----------------

平成26年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府26-68(政策14-施策①))

政策名	栄典事務の適切な遂行					
施策名	栄典事務の適切な遂行					
施策の概要	栄典は、日本国憲法第7条に規定する国事行為として、内閣の助言と承認の下に天皇陛下から授与されるものであり、これに関連する審査、伝達等の事務を行う。					
達成すべき目標	適切な審査を行うとともに、春秋叙勲候補者推薦要綱(平成15年閣議報告)等に定められた総数の発令に努める。					
施策の予算額・執行額等	区分	24年度	25年度	26年度	27年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	2,554	2,579	2,685	2,726
		補正予算(b)	-	-	-	
		繰越し等(c)	-	-	-	
		合計(a+b+c)	2,554	2,579	2,685	
執行額(百万円)	2,546	2,573	2,682			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	第183回国会・衆・参・内閣委員会 官房長官所信表明					

測定指標	春秋叙勲の発令数	基準値	実績値					目標値	達成
		15年秋	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度	達成
		春秋ごと概ね4,000名(上段:春、下段:秋)	4,019名	4,064名	4,110名	4,099名	4,104名	春秋ごと概ね4,000名	
			4,173名	4,079名	3,940名	4,193名	4,028名		
		年度ごとの目標値		春秋ごと概ね4,000名(上段:春、下段:秋)	春秋ごと概ね4,000名(上段:春、下段:秋)	春秋ごと概ね4,000名(上段:春、下段:秋)	春秋ごと概ね4,000名(上段:春、下段:秋)	春秋ごと概ね4,000名(上段:春、下段:秋)	
	危険業務従事者叙勲の発令数	基準値	実績値					目標値	達成
		15年秋	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度	達成
		毎回の発令ごとに概ね3,600名(年2回)	3,623名	3,609名	3,634名	3,645名	3,629名	毎回の発令ごとに概ね3,600名(年2回)	
			3,622名	3,624名	3,633名	3,615名	3,602名		
		年度ごとの目標値		毎回の発令ごとに概ね3,600名	毎回の発令ごとに概ね3,600名	毎回の発令ごとに概ね3,600名	毎回の発令ごとに概ね3,600名	毎回の発令ごとに概ね3,600名	
	春秋褒章の発令数	基準値	実績値					目標値	達成
		15年秋	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度	達成
		春秋ごと概ね800名(上段:春、下段:秋)	697名	728名	694名	736名	707名	春秋ごと概ね800名	
			735名	720名	736名	795名	755名		
		年度ごとの目標値		春秋ごと概ね800名(上段:春、下段:秋)	春秋ごと概ね800名(上段:春、下段:秋)	春秋ごと概ね800名(上段:春、下段:秋)	春秋ごと概ね800名(上段:春、下段:秋)	春秋ごと概ね800名(上段:春、下段:秋)	
	発令日	基準値	実績値					目標値	達成
		15年秋	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度	達成
		春:4月29日 秋:11月3日	4月29日	4月29日	4月29日	4月29日	4月29日	春:4月29日 秋:11月3日	
			11月3日	11月3日	11月3日	11月3日	11月3日		
		年度ごとの目標値		春:4月29日 秋:11月3日	春:4月29日 秋:11月3日	春:4月29日 秋:11月3日	春:4月29日 秋:11月3日	春:4月29日 秋:11月3日	
「一般推薦制度」(注)に係るホームページへのアクセス数	基準値	実績値					目標値	達成	
	直近3か年平均	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度	達成	
	44,792件	51,565件	30,838件	50,410件	53,128件	50,998件	直近3か年平均10%増		
	年度ごとの目標値		前年度比増	前年度比増	前年度比増	前年度比増		前年度比増	

評価結果	目標達成度合いの測定結果	<p>(各行政機関共通区分) 目標達成</p> <p>(判断根拠)</p> <p>栄典制度の意義について、広く国民に理解をいただき、また、国民に親しみやすいものとして一層定着するよう、主要な測定指標を設定。 春秋叙勲候補者推薦要綱(平成15年閣議報告)等に定められた春秋叙勲、危険業務従事者叙勲及び春秋褒章の受章者の発令総数について、26年度においては、春秋叙勲及び危険業務従事者叙勲については目標を達成した。 また、春秋褒章の発令数については、「概ね800名」とされているところ、近年の減少傾向の中、平成26年においては平均が731名とおおよそ目標を達成した。 「一般推薦制度」に係る内閣府ホームページへのアクセス数については、広報展開に内閣府ホームページのトップページにおける告知やインターネットサイトテキスト広告などの手法により周知に努めたことで、直近3か年平均の10%以上増を達成(+13.9%)した。 したがって、「目標達成」と判断した。</p>
	施策の分析	<p>(有効性、効率性)</p> <p>各府省に対して幅広い分野からの候補者の選考及び推薦の対応を促し協力を求めるなど、栄典制度の適正な運用に最大限努めたことにより、春秋叙勲、危険業務従事者叙勲については目標を達成し、春秋褒章については、おおよそ目標を達成した。 「一般推薦制度」については、多様な広報展開に努めたことにより、アクセス数から見て、国民の関心が一定程度高まった。 (課題等) 課題としては、「一般推薦制度」へのホームページアクセス数について、アクセス数が頭打ちにならないよう、引き続き多様な広報展開等の対応が必要と考えられる。</p>
	次期目標等への反映の方向性	<p>【施策】</p> <p>春秋叙勲候補者推薦要綱(平成15年閣議報告)等に定められた春秋叙勲、危険業務従事者叙勲及び春秋褒章の受章者数の発令に引き続き努める。 特に春秋褒章については、平成15年の栄典制度改革以降、年齢にかかわらず優れた行いを顕彰することとされており、また、国民の関心も高いことから、各府省に対して幅広い分野からの候補者の選考及び推薦の対応を更に促し、協力を求めることにより、発令数の充実を図っていく。 「一般推薦制度」については、制度の運用開始から10年以上が経過したところであるが、今後、更に多くの国民に本制度を周知するため、政府広報の一層の活用や各都道府県に対する広報の協力要請など、様々な機会を捉えて本制度の広報活動の強化に努めながら、国民の本制度への理解を醸成するとともに、制度の一層の充実を図っていく。</p> <p>【測定指標】</p> <p>春秋叙勲の発令数、危険業務従事者叙勲の発令数、春秋褒章の発令数、発令日及び「一般推薦制度」へのホームページアクセス数については、引き続き測定指標として設定し、目標の充実を図っていく。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	<p>栄典の授与に当たっては、広く国民の意見を反映させ、もって栄典制度が公正に運用されるよう努める必要がある。このため、内閣総理大臣は、栄典制度に係る基本的事項について、毎年春と秋に各界の有識者の意見を聴き、栄典行政にその意向を反映させることとしている。 平成26年5月及び11月に実施した栄典に関する有識者からの意見聴取において、有識者からは、①「一般推薦制度」の受章者の増加、②女性受章者の増加、③外国人叙勲候補者の発掘、④中小企業経営者の推薦プロセスの検討、など引き続き適切な運用に努めるべきとの意見があった。</p>
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>(注)「一般推薦制度」…平成15年から運用を開始した本制度の意義は人目に付きにくい分野において真に功労のある者や多数の分野で活躍し総合的に評価すれば国家又は公共に対する功労の大きな者など、これまで各府省において候補者として把握が困難であった者等が受章者となっており、栄典制度において重要な役割を果たしている。</p>
---------------------------	---

担当部局名	賞勲局	作成責任者名	総務課長 渡邊 清	政策評価実施時期	平成27年8月
-------	-----	--------	--------------	----------	---------

平成26年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府26-70(政策15-施策②))

政策名	男女共同参画社会の形成の促進					
施策名	男女共同参画を促進するための地方公共団体・民間団体等との連携					
施策の概要	男女共同参画社会の形成は、広く国民に関わるとともに、あらゆる分野に関わるものであり、国のみならず地方公共団体、民間団体の取組が重要である。このため、地域における男女共同参画の促進のための支援、地域レベルの啓発を進めるための各種会議、フォーラム等の開催、地方における人材育成のための研修等を通じ、地方公共団体・民間団体等の取組を支援・促進するとともに、これらの主体における男女共同参画社会の形成に向けた総合的かつ実践的な取組が展開されるよう促す。					
達成すべき目標	地方公共団体・民間団体、国民の各界各層が連携して、地域における意識啓発や人材育成を進めるほか、地域の各主体の連携・協働による地域の課題解決を促す。					
施策の予算額・執行額等	区分	24年度	25年度	26年度	27年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	90	75	81	50
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	90	75	81	-
執行額(百万円)	66	61	55	-		
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	第3次男女共同参画基本計画(平成22年12月17日閣議決定)において、『男女共同参画社会の実現は、女性にとっても男性にとっても生きやすい社会を作ることであり、政府一体となって取り組むべき最重要課題である。その目指すべきは①固定的性別役割分担意識をなくした男女平等の社会、②男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会、③男女が個性と能力を発揮することによる、多様性に富んだ活力ある社会、④男女共同参画に関して国際的な評価を得られる社会である。』としている。					

測定指標	「男女共同参画社会づくりに向けての全国会議」におけるアンケートの肯定的な評価の割合	基準値	実績値					目標値	達成
		19年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度	達成
		70%	83%	85%	88%	86%	87%	前年度以上	
	年度ごとの目標値	-	-	-	80%	前年度以上	-	達成	
	「男女共同参画センター等の管理者等との情報交換会」における参加者の割合	基準値	実績値					目標値	達成
		-	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度	達成
		-	77%	76%	69%	72%	86%	80%	
	年度ごとの目標	-	-	80%	80%	80%	-	達成	
	「男女共同参画に関する基礎研修」、「男女共同参画苦情処理研修」における出席者の割合	基準値	実績値					目標値	達成
		-	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度	未達成
		-	-	-	-	-	63% (基礎研修) 100% (苦情処理)	100%	
	年度ごとの目標	-	-	-	-	100%	-	未達成	
	「国・地方連携会議ネットワークを活用した男女共同参画推進事業」におけるアンケートの肯定的な評価の割合及び新規共催団体数	基準値	実績値					目標値	達成
		22年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度	未達成
		89% 5団体	89% 5団体	72% 3団体	85% 5団体	73% 6団体	79% 6団体	85%以上 3団体	
年度ごとの目標	-	80% 1団体	80% 1団体	80% 1団体	85%以上 3団体	-	未達成		
女性委員のいない都道府県防災会議の数	基準値	実績値					目標値	達成	
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	-	
	13	-	-	7	0	0	0		
年度ごとの目標	-	-	-	-	-	-	-		

目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分)	相当程度進展あり
	(判断根拠)	「国・地方連携会議ネットワークを活用した男女共同参画推進事業」、「男女共同参画に関する基礎研修」以外の項目については目標を達成している。また、「国・地方連携会議ネットワークを活用した男女共同参画推進事業」についても、新規共催団体数は目標を上回っている。アンケートの肯定的な評価の割合は目標未達成なものの、昨年度から向上が見られ、一定の進展があったと考えられる。「男女共同参画に関する基礎研修」に関しては、平成26年度より設定した測定指標であるため、今回の結果を踏まえて次期目標達成に向かって努めていく。

評価結果	施策の分析	<p>(有効性、効率性) 「男女共同参画センター等の管理者等との情報交換会」において、平成26年度より測定指標を従来の「肯定的な評価の割合」から、「出席者の割合」に変更し、より出席者数が増加するように従来声かけをしていなかった、政令市以外の市町村にも参加を呼び掛けたり、プログラムとして地域における取組事例をテーマとして取り上げるなど工夫した。その結果、48人から65人に出席者数が増え、地方公共団体の連携という部分や意識啓発という部分においてより効果的になった。</p> <p>(課題等) 男女共同参画社会づくりに向けての全国会議において、大臣の講演を聞きたいというアンケートの声を反映し、大臣に講演を依頼したり、パネルディスカッションのテーマに話題性のある「イクメン」を取り入れるなどの改善を行い、より目標に近づく事業実施運営に努め、また、研修においても同様にプログラムの見直し等を行い効果的な実施に努めた。 基礎研修においては、平成26年度より測定指標を変更し、出席者の割合を指標としたが、研修の対象者が地方自治体の職員であることもあり、地方議会や人事異動の日程による影響を受けて、目標達成にいたらなかった。 国・地方連携会議ネットワークを活用した男女共同参画推進事業については、引き続き複数団体による共催を応募要件に設定し、新規共催団体の参画を促進した。アンケートの肯定的評価は昨年度から向上したものの、事業ごとにアンケート回収率に差があり、評価がぶれる傾向にある。なお、プログラムにグループディスカッションやワークショップ等の主催者と参加者の双方向のやりとりを含む事業は、肯定的評価が向上する傾向にある。</p>
	次期目標等への反映の方向性	<p>【施策】 地域における男女共同参画促進のための地方公共団体・民間団体等の取組支援及び連携推進研修等においては、平成26年度より測定指標を変更し、出席者の割合を指標としたが、地方議会や人事異動の日程による影響を受けて出席者数が下がってしまうことがわかったため、開催時期を人事異動発表後に設定するであったり、地方議会の開催日と被らないように設定するといった工夫を行い、引き続き目標の達成を目指す。 国・地方連携会議ネットワークを活用した男女共同参画推進事業については、結果検証により得られた知見を踏まえ、一般国民の参加しやすさ及び事業実施結果検証手段としてのアンケート回収を行いやすい実施形態に留意しつつ、複数の共催団体との連携、共催団体同士の連携協力・取組実践を通じ、男女共同参画に対する理解増進を図る。また、グループディスカッション等、主催者と参加者の双方向のやりとりをより多く取り入れることで、肯定的評価の向上を図る。</p> <p>【測定指標】 測定指標については同様の指標、目標値とし、引き続き目標の達成を目指す。 今後も、これらの事業を通じて、地方公共団体・民間団体等における男女共同参画社会の形成に向けた総合的かつ実践的な取組が展開されるよう、不断の見直しを行っていく。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	-
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> ・「フォーラム」については、「男女共同参画社会づくりに向けての全国会議」(平成26年6月27日、東京)における参加者アンケート(参加者800名に対しアンケート用紙への記入方式により実施、うち335名より回答(回答率41.9%)) ・「男女共同参画センター等の管理者等との情報交換会」(平成27年2月12日～13日、埼玉)は、参加推薦依頼に対する出席者数の割合が推薦枠数に対して100%となることを目標として設定。(平成26年3月変更) ・男女共同参画に関する「基礎研修」及び「苦情処理研修」(平成26年5月29日～30日、東京)は、参加推薦依頼に対する出席者数の割合が推薦枠数に対して100%となることを目標として設定。(平成26年3月変更) ・「国・地方連携会議ネットワークを活用した男女共同参画推進事業」(平成26年10月18日～平成27年2月11日の間に行われた計8事業)における参加者アンケート(8事業の参加者のべ1,361名に対しアンケート用紙への記入方式により実施、うち797名より回答(回答率58.6%)) ・「女性委員のいない都道府県防災会議の数」については、「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況(平成26年度)」から引用
---------------------------	--

担当部局名	男女共同参画局	作成責任者名	総務課長 池永 肇恵	政策評価実施時期	平成27年8月
-------	---------	--------	---------------	----------	---------

平成26年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府26-72(政策15-施策④))

政策名	男女共同参画社会の形成の促進					
施策名	女性に対する暴力の根絶に向けた取組					
施策の概要	配偶者等からの暴力、性犯罪、売買春、人身取引、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害し、男女共同参画社会の実現を阻害するものである。女性に対する暴力は潜在化しやすく、女性を男性に比べて従属的な地位に追い込む社会的問題であることから、社会の意識を喚起するとともに、女性の人権尊重や女性に対する暴力防止のための意識啓発や教育の充実、被害者支援の取組を充実する。					
達成すべき目標	女性に対する暴力は重大な人権侵害であるとの意識を社会に喚起し、女性の人権や女性に対する暴力の根絶を推進する。					
施策の予算額・執行額等	区分	24年度	25年度	26年度	27年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	75	61	122	161
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	75	61	122	-
執行額(百万円)	55	52	89	-		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	-					

測定指標	①市町村における配偶者暴力相談支援センターの数	基準値	実績値					目標値	達成
		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	未達成
		21か所	-	-	49か所	65か所	74か所	100か所	
		年度ごとの目標値	-	-	53か所	69か所	84か所	-	
	②「若年層を対象とした女性に対する暴力の予防啓発研修」の募集定員に対する参加者の割合	基準値	実績値					目標値	達成
		24年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度	達成
		82%	-	-	82%	41%	93%	70%	
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	70%	-	
	③「若年層を対象とした女性に対する暴力の予防啓発研修」におけるアンケートの肯定的な割合	基準値	実績値					目標値	達成
		24年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度	達成
		62%	-	-	62%	90%	100%	92%	
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	92%	-	
	④「性犯罪被害者支援体制整備促進事業」研修の募集定員に対する参加者の割合	基準値	実績値					目標値	達成
		24年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度	未達成
		87%	-	-	87%	110%	87%	90%	
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	90%	-	
	⑤「性犯罪被害者支援体制促進事業」研修におけるアンケートの肯定的な割合	基準値	実績値					目標値	達成
		24年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度	達成
		86%	-	-	86%	88.5%	98.8%	90%	
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	90%	-	
	⑥「女性に対する暴力被害者支援のための官官・官民連携促進ワークショップ事業(相談員向け)」の募集定員に対する参加者の割合	基準値	実績値					目標値	達成
24年度		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度	達成	
90%		-	-	90%	86%	88%	88%		
年度ごとの目標値		-	-	-	-	88%	-		
⑦「女性に対する暴力被害者支援のための官官・官民連携促進ワークショップ事業(相談員向け)」におけるアンケートの肯定的な割合	基準値	実績値					目標値	達成	
	24年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度	未達成	
	93.8%	-	-	93.8%	95.1%	88%	90%		
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	90%	-		

	目標達成度合いの測定結果	<p>(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり</p> <p>(判断根拠)</p> <p>女性に対する暴力は重大な人権侵害であるとの意識を社会に喚起し、女性の人権尊重や女性に対する暴力の根絶を推進するために、暴力を生まないための予防教育をはじめとした暴力を容認しない社会風土の醸成や暴力被害者に対する支援の取組は重要なものである。したがって、①～⑦のいずれの測定指標も主要なものとする。</p> <p>測定指標②、③、⑤、⑥については目標を達成することができた。</p> <p>測定指標①④⑦に関しては目標に対して未達成になったものの、達成率は概ね目標に近い数字であり、今後相当な期間を要せずに目標達成可能であると判断した。</p> <p>したがって、7つの指標のうち4つについて目標が達成できたこと、他3つの指標については今後相当な期間を要せずに目標達成可能であることから、相当程度進展ありと判断した。</p>
評価結果	施策の分析	<p>(有効性、効率性)</p> <p>支援センターの設置を検討している市町村へのアドバイザー派遣や既に設置した地方公共団体の先進的な事例及び好事例を収集し報告書を取りまとめ配布することは、市町村における支援センターの設置促進に効果的であると考えられる。平成21年度の設置数が21か所であったものが、5年間で53か所も増加しており、今年度の達成率も88%という概ね目標に近い実績である。</p> <p>若年層が将来において、女性に対する暴力の加害者、被害者となることを防止する観点からの予防啓発として、若年層に対して教育・啓発の機会を多く持つ行政機関や教育機関の職員等に対する研修を実施することで、若年層への予防啓発の重要性に対する認識の向上となり、本研修参加後に予防啓発活動の実施につながっている例もあることから啓発活動の普及に寄与するものであり、予防啓発の促進に有効的である。</p> <p>性犯罪被害者が安心して相談することができる体制を整備するために、性犯罪被害者支援を担当する地方公共団体の行政職員に支援のために必要な体制整備に係る知識を学ぶ研修、実際に支援を行う支援員に支援に必要な技術を習得するための研修を実施した。昨年度は定員120人に対して参加者132人と大幅に上回ったことを受けて、今年度は実施回数を3回、定員を180人と多めに設定し参加者数は157人と大幅に増えている。行政職員、支援員それぞれに必要な内容の講義等を行うことで、また相談体制が整備されていない地方公共団体への整備の促進や、配偶者暴力被害者支援に比べ性犯罪被害者の支援に係る、専門的な知識が十分ではない支援員等の質の向上に寄与している。</p> <p>官民の配偶者暴力被害者支援の関係者を対象としたワークショップを今年度は3回実施し、193人が参加した。これは地域における関係者の連携事例や先進的な取組の共有・意見交換等を通じ、被害者支援への質の向上、関係機関との連携強化につながっている。</p> <p>測定指標に関する施策のほかに「女性に対する暴力をなくす運動」の実施期間を定め、ポスター・リーフレットを作成し、地方公共団体や関係機関に配布することや、地下鉄駅構内へのポスター掲示を行うことで、広く国民一般への周知を行った。運動の初日には、女性に対する暴力根絶のシンボルであるパープルリボンにちなんで、東京タワーをライトアップし、暴力根絶の呼びかけ等を行っているが、地方公共団体においてもライトアップ等の運動の取組を行うように積極的に促すことにより、ライトアップを実施する自治体も増えた。このように、関係機関と協力し、広報啓発活動を行うことは、国民に女性に対する暴力根絶を訴える有効な機会であった。</p> <p>(課題等)</p> <p>支援センターの設置に関しては、地方公共団体において、それぞれの状況を踏まえつつ、設置されるものであるが、設置のための参考となる報告書の見直しなど設置促進のための取組について今後の取組を改めて検討することが必要である。</p> <p>性犯罪被害者に関する研修についての周知期間が少し短かったことが、参加者数に影響したと考えられ、測定指標の実績で目標達成できなかった。</p> <p>ワークショップの講義について、様々なテーマをとりあげ時宜を得たものとなるようにした反面、それぞれの講義の時間が短く、物足りなさを感じた参加者もいたため、測定指標の実績で目標達成できなかったと考える。</p>
	次期目標等への反映の方向性	<p>【施策】</p> <p>女性に対する暴力根絶の広報啓発活動において、国民により認識してもらえ活動を実施し、研修事業の内容の充実、支援体制の強化や支援センターの設置促進を図ることにより、引き続き、女性の人権尊重や女性に対する暴力防止のための意識啓発、被害者支援の取組の充実等、女性に対する暴力の根絶を推進する。</p> <p>目標達成できなかった測定指標の①について、地方公共団体の職員が集まる機会等を通じて、支援センターの設置を直接呼びかけたり、センター設置を検討している市町村には、アドバイザーを派遣するなど、設置促進のための取組を行い、目標の達成を目指す。また、測定指標①については、第22回内閣府政策評価有識者懇談会(平成27年3月30日)で相談内容や暴力から脱出できた人を指標にすべきとの指摘もあったが、相談内容は多岐にわたるものであり、被害者にとってどのような支援が成功と言えるかどうかは場合によって違うものであり、指標として設定することが困難であるとする。相談窓口がなければ、被害者を支援することができないため、国民にとって身近な市町村の相談窓口の設置を促し、相談窓口の測定指標とし、また相談窓口の機能の向上や被害者にとって相談対応が充実したものとなるように、相談員等の研修等の事業を行い、その結果を他の測定指標として設定しているものである。</p> <p>測定指標④について、今年度は余裕をもった募集期間とし、多くの関係者に知れ渡り参加してもらえようとし、目標の達成を目指す。</p> <p>測定指標⑦について、研修のアンケート結果を分析し、来年度に同様の指摘とならないようにテーマ数を調整し、講義の時間を工夫するなど、研修の内容充実を図り、目標の達成を目指す。</p> <p>【測定指標】</p> <p>測定指標については目標値を引き上げ、引き続き達成を目指していく。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	-
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	配偶者暴力相談支援センター一覧: http://www.gender.go.jp/e-vaw/soudankikan/01.html 各研修におけるアンケート
---------------------------	--

担当部局名	男女共同参画局	作成責任者名	暴力対策推進室長 水本 圭祐	政策評価実施時期	平成27年8月
-------	---------	--------	-------------------	----------	---------

平成26年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府26-73(政策15-施策⑤))

政策名	男女共同参画社会の形成の促進				
施策名	女性の参画の拡大に向けた取組				
施策の概要	男女共同参画社会の形成に当たっては、女性の政策・方針決定過程への参画が促進されることが重要である。女性の参画拡大に向け、企業の女性の活躍促進状況の情報開示に向けた取組や地域における女性の活躍促進策の取組の推進、女性の参画状況についての調査・情報提供に係る施策を行う。				
達成すべき目標	女性の参画の拡大に向けた取組を進めることにより、「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう期待する」(平成15年6月20日男女共同参画推進本部決定)という目標の達成を目指す。				
施策の予算額・執行額等	区分	24年度	25年度	26年度	27年度
	予算の状況(百万円)				
	当初予算(a)	15	34	48	42
	補正予算(b)	-	-	125	-
	繰越し等(c)	-	-	-	-
合計(a+b+c)	15	34	173		
執行額(百万円)	10	34	139		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	第186回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説(平成26年1月24日) 「女性を積極的に登用します。二〇二〇年には、あらゆる分野で指導的地位の三割以上が女性となる社会を目指します。そのための情報公開を進めてまいります。まず隗より始めよ。国家公務員の採用は、再来年度から、全体で三割以上を女性にいたします。」				

測定指標	社会のあらゆる分野において、指導的地位に女性が占める割合 ①国の本省課室長相当職以上に占める女性の割合	基準値	実績値					目標値	達成
		15年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	32年度末	達成
		1.5	2.5	2.6	2.7	3.0	3.3	30%程度	
		年度ごとの目標値	5%程度	-	-	-	前年度増		
		基準値	実績値					目標値	
	社会のあらゆる分野において、指導的地位に女性が占める割合 ②国の審議会等委員に占める女性の割合	15年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	32年度	達成
		26.8	33.8	33.2	32.9	34.2	35.4	40%以上 60%以下	
		年度ごとの目標値	30.0	-	-	-	前年度増		
		基準値	実績値					目標値	
		社会のあらゆる分野において、指導的地位に女性が占める割合 ③民間企業の課長相当職以上に占める女性の割合	15年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	32年度
	4.1		6.2	7.2	6.9	7.5	8.3	30%程度	
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	前年度増		
基準値	実績値					目標値	達成		
「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」における「女性の活躍状況」の開示割合	25年度		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	未達成
	17.6% (9月末時点)	-	-	-	17.6% (9月末時点)	20.1% (9月末時点)	50%		
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	40.0			
	基準値	実績値					目標値	達成	

	<p>目標達成度合いの測定結果</p>	<p>(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり</p> <p>社会のあらゆる分野における指導的地位に占める女性の割合の代表的な指標である①国の本省課室長相当職以上に占める女性の割合、②国の審議会等委員に占める女性の割合、③民間企業の課長相当職以上に占める女性の割合のいずれも前年度と比べ数値が改善。とりわけ③民間企業の課長相当職以上に占める女性の割合は、前年の伸びを上回る0.8ポイントの改善となった。また、「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」における「女性の活躍状況」の開示割合は、目標には届かなかったものの、平成25年度:17.6%から平成26年度:20.1%に改善している。</p> <p>4つの測定指標のうち、すべての指標で前年度と比べ改善がみられ、かつ、3つの指標が目標を達成したため、相当程度進展ありと判断した。</p>
<p>評価結果</p>	<p>施策の分析</p>	<p>(有効性、効率性)</p> <p>測定指標に掲げられている指標に代表される「指導的地位」に占める女性の参画拡大を実現するため、26年度においては下記の施策を実施した。</p> <p>① 女性の活躍促進に向けた「見える化」推進事業</p> <p>民間企業における女性の登用を促進するためには、まずは女性の活躍状況の可視化を促進することが重要であるとの認識から、「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」における「女性の活躍状況」の開示促進を行った。その結果、17.6%(25年度)から20.1%(26年度)に改善した。</p> <p>② 女性活躍促進に向けた取組に必要な経費</p> <p>企業等における女性の登用や創業等に向けた地域ぐるみの取組に対し、地域女性活躍加速化交付金を交付した。幅広い連携体制の構築を促すことにつながり、関係機関が連携して事業を実施することで、効率的かつ有効な取組となったと考えられる。</p> <p>また、女性の活躍に向けた先進的な取組を試行的に実践し、他地域への横展開を図る地域における女性活躍推進モデル事業を実施した。事業成果をホームページや局広報誌等に掲載し、説明会等で周知するなど、広く共有を図り、効果的な取組となったと考えられる。</p> <p>上記事業を実施しつつ、「女性の政策・方針決定過程参画状況調べ」及び「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」調査を実施し、国・地方公共団体等のあらゆる分野における女性の政策・方針決定過程への参画状況をとりまとめて公表を行ったところ、測定指標①から③いずれも前年と比べ数値の改善がみられ、測定指標②については過去最高の女性参画を達成したほか、測定指標③は前年の伸び(対前年比0.6ポイント)を上回る改善(対前年比0.8ポイント)を実現した。</p> <p>上記事業により、女性の活躍推進は資本市場や労働市場でポジティブに評価されうるといった期待感の高まり、地域における女性活躍促進に向けた取組の活性化など、社会全体での女性の活躍促進に向けた機運が高まったことが、目標の達成に向けた進展に寄与したものと考えられる。</p> <p>(課題等)</p> <p>さらなる女性の参画拡大の加速化のためには、以下の課題が挙げられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域における女性の活躍推進に向けては、単発の取組で終わらせるのではなく、本事業等を通じて構築された連携体制を活用し、引き続き、官民一体的に、継続的かつ広域的な取組としていく必要がある。 ・各地域における女性の活躍推進に対する社会的機運の醸成に結びついているものの、一方で、地域によっては固定的性別役割分担意識が強いなどの地域の特性から女性の活躍が進んでいないところもあるなど女性活躍推進の必要に関する理解に温度差がある場合もあり、引き続き、地域の幅広い層への浸透を図るべく取組を行っていく必要がある。 ・「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」の記載要領の改訂に関する東証への要請等を通じて、引き続き「女性の活躍状況」の開示促進に取り組んでいく必要がある。
	<p>次期目標等への反映の方向性</p>	<p>【施策】</p> <p>女性活躍促進に向けた社会全体の機運の高まりの流れを、安定したものとさらに具体的な参画拡大に結び付けるべく、引き続き見える化の推進を図るべく、「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」における女性の活躍の情報開示については、HP・パンフレット等を通じて開示促進に努めるとともに、開示状況の分析については、必要に応じて手法を見直す。地域女性活躍推進交付金等の事業を行いつつ、「女性の政策・方針決定過程参画状況調べ」及び「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」調査を実施して各分野における女性の参画状況等についてとりまとめて公表する。さらに、民間企業等での女性役員の登用を支援するべく、当面社内での人材確保が困難であるとする企業の声にこたえるべく内閣府HP内に開設した「はばたく女性人材バンク」の広報周知を図ることで民間企業における女性役員等への登用を促していく。</p> <p>【測定指標】</p> <p>社会のあらゆる分野において、指導的地位に女性が占める割合</p> <ol style="list-style-type: none"> ①国の本省課室長相当職以上に占める女性の割合 ②国の審議会等委員に占める女性の割合 ③民間企業の課長相当職以上に占める女性の割合 ④「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」における「女性の活躍状況」の開示割合(ただし、女性活躍推進法案が成立、施行された暁には、各企業において女性の活躍状況に関する情報開示が義務づけられることとなることから、法案成立後には測定指標を見直す予定である。)

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>第41回男女共同参画会議(平成24年8月1日)において、有識者から以下のとおり、意見が出されている。</p> <p>女性労働の問題について、歴史を振り返ると、最初は弱者としての女性保護ということからスタートし、その次は差別禁止や、育児との両立支援策が労働政策としてやられてきたと思う。今般は、まさに経済政策の非常に重要な要素として入れ込んでいただいたということで、新しいステージに進んできたという感じがある。</p> <p>「見える化」を通じて経営者、社会全体の意識を変えようということについて2つお願いしたい。</p> <p>1つ目は情報開示をする範囲について。現状だけではなく、企業の方針や、例えば管理職に占める女性比率などの具体的な目標自体の開示を求めることが必要。</p> <p>2つ目は、開示を企業の自発性にゆだねるだけではなく、開示することをルールとしていただきたい。例えば、労働法制の中で義務化する、有価証券報告書の中の記載事項にすることをルールにするなどの手法が考えられる。企業も情報開示については反対する合理的な理由は考えにくいので、情報開示ということを是非ルール化していただきたい。(岩田議員)</p>
------------------------	--

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>○「第3次男女共同参画基本計画」(平成22年12月17日閣議決定) http://www.gender.go.jp/about_danjo/basic_plans/3rd/index.html</p> <p>○「女性の施策・方針決定参画状況調べ」(内閣府・平成27年1月) http://www.gender.go.jp/research/kenkyu/sankakujokyo/2014/index.html</p> <p>○「国の審議会等における女性委員の参画状況調べ」(内閣府・平成27年1月) http://www.gender.go.jp/research/kenkyu/ratio/index.html</p> <p>○「女性国家公務委員の登用状況及び国家公務員の育児休業の取得状況のフォローアップ」(人事院・内閣官房内閣人事局・平成26年12月) http://www.cas.go.jp/jp/gaiyou/jimu/jinjikyoku/files/w5_h261219.pdf</p> <p>○「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況(平成25年12月)」 http://www.gender.go.jp/research/kenkyu/index.html</p> <p>○「コーポレート・ガバナンスに関する報告書における「女性の活躍」の記載状況2014」 http://www.gender.go.jp/policy/mieruka/pdf/joukyou_2014.pdf</p>
----------------------------------	---

<p>担当部局名</p>	<p>男女共同参画局</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>推進課長 大隈由加里 調査課長 伊藤誠一 総務課長 池永肇恵</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成27年8月</p>
--------------	----------------	---------------	---	-----------------	----------------

平成26年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府26-75(政策15-施策⑦))

政策名	男女共同参画社会の形成の促進					
施策名	東日本大震災による女性の悩み・暴力に関する相談事業					
施策の概要	被災地においては、長引く避難生活や生活不安などの影響によるストレスの高まりなどから、女性が様々な不安・悩み・ストレスを抱えることや、女性に対する暴力が懸念される。このため、地方公共団体と協力して女性の悩み・暴力相談窓口を開設し、電話相談や仮設住宅への訪問相談等を行い、被災地において女性が安心して利用できる相談サービスを提供する。					
達成すべき目標	女性に対する暴力は重大な人権侵害であるとの意識を社会に喚起し、女性の人権の尊重や女性に対する暴力の根絶を推進することに資するため、相談しやすい体制等の整備を図る。また、被災地において女性の悩み相談事業を実施する。					
施策の予算額・執行額等	区分	24年度	25年度	26年度	27年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	77	92	70	67
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	77	92	70	-
執行額(百万円)	66	69	56	-		
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	-					

測定指標	被災自治体の要望に応じて人材育成研修等を実施した割合	基準値	実績値				目標値	達成
		25年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度
	100%	-	-	100%	100%	100%	100%	達成
	年度ごとの目標	-	-	100%	100%	100%	-	-

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 目標達成 (判断根拠) 地元相談員で対応困難な相談案件があった場合には、スーパービジョンを実施し、相談対応の基盤強化を目的として、地元の女性支援や女性相談に携わる者を対象に講義を実施したことにより、目標を達成したと判断した。
	施策の分析	(達成手段の有効性、効率性) 被災3県に臨時相談窓口(岩手県2か所、宮城県6か所、福島県2か所)を設置し、面接による相談、仮設住宅への訪問相談、被災者が様々な思いを語り合ったり、悩みや不安を打ち明けあったりするグループ相談の実施、法テラスとの協定によって弁護士等と連携した相談対応を行った。また、県外避難者の多い福島県では、電話相談も実施し、県外に避難した人からの相談を受け付けている。このように、被災地の実情に沿ったきめ細かい支援を行うことにより、被災地において女性が安心して利用できる体制に寄与していると考えられる。平成26年度の相談件数は、2,144件であり、うち、電話相談件数が1,556件、面接相談件数(仮設住宅等訪問相談、法テラス出張相談を含む)は588件、また、グループ活動実施件数は108件である。昨年度の課題として、各県内で相談事業が十分行き届いているのかを検討した結果、平成26年度は相談窓口を増やし、その結果面接相談件数も増えていたことから、これまで行き届いていなかった地域にも相談事業が行き届いたと考えられる。 相談対応は、専門性の高い全国からの派遣相談員と地元の地理的状況や被災状況を十分に把握している地元相談員が連携して行い、相談者のニーズに応じたケアをするほか、地元相談員で対応困難な相談案件があった場合にはスーパービジョンを実施した。また、地元の女性支援や女性相談に携わる者を対象に講義を行うなどの形でアドバイザー派遣を実施した。被災自治体の要望に応じて平成26年度は、福島県でスーパービジョンを22回、アドバイザー派遣を10回、宮城県でアドバイザー派遣を8回実施した。スーパービジョンやアドバイザー派遣などの人材育成を実施することにより、相談員の質の向上に寄与した。(課題等) 今後、被災3県の地元行政機関において相談対応できるように、地元行政機関の機能回復に資するための取組も行うことが課題となる。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 被災者の心のケアは発災から4年が経過した現在でも重要なものであり、今後も引き続き被災地のニーズに的確に対応した相談体制を整備し、施策を推進する。 【測定指標】 測定指標について、地元相談員が的確な相談対応を行い、相談内容の充実を図っていることを示し、地域における相談対応の基盤強化を図るため、引き続き、現在の測定指標を維持し、目標の達成を目指す。さらに、今後、震災前からの既存の相談窓口等で相談対応が可能となるよう、地元相談機能の回復を目的とし、地元相談員の育成を行うため、研修を実施し、その研修への募集定員に対する参加者の割合を新たな測定指標として設定する。
学識経験を有する者の知見の活用	-	

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	東日本大震災被災地における女性の悩み・暴力相談事業 報告書 http://www.gender.go.jp/policy/saigai/bo-reports.html
---------------------------	--

担当部局名	男女共同参画局	作成責任者名	暴力対策推進室長 水本 圭祐	政策評価実施時期	平成27年8月
-------	---------	--------	-------------------	----------	---------

平成26年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府26-78(政策17-施策①))

政策名	公益法人制度の適正な運営の推進					
施策名	公益法人制度の運営と認定・監督等の実施					
施策の概要	公益法人制度の適正な運営を推進するとともに、制度の理解促進や法人活動情報の発信等を行う。また、公益認定申請等の審査や公益法人に対する適切な監督等を実施する。					
達成すべき目標	公益法人による公益活動を支援するとともに、法人の自己規律の確立や適正な法人運営の確保を図ることにより、公益法人の活動の健全な発展を促進し、「民による公益の増進」を推進する。					
施策の予算額・執行額等	区分	24年度	25年度	26年度	27年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	—	—	94	89
		補正予算(b)	—	—	—	
		繰越し等(c)	—	—	—	
		合計(a+b+c)	—	—	94	
執行額(百万円)	—	—	94			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	第186回国会衆・参議院内閣委員会大臣所信において、制度の理解促進や活動情報の発信等を行うことにより、民による公益の増進に一層尽力するとともに、法人の自己規律の確立や適正な法人運営の確保に努める旨発言					

測定指標	公益法人への寄附金総額	基準値	実績値					目標値	達成
		—	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	30年度	—
		—	—	—	—	2,157億円(※)	1,817億円(※)	増加トレンドを確立	
	年度ごとの目標値		—	—	—	—	—		
	HP「公益法人information」へのアクセス数	基準値	実績値					目標値	達成
		25年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度	未達成
		5,064,515	—	—	6,604,255	5,064,515	3,951,674	対前年度比増	
	年度ごとの目標値		—	—	—	—	対前年度比増		
	定期立入検査の実施件数	基準値	実績値					目標値	達成
		—	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度	未達成
—		7	16	33	170	606	650程度		
年度ごとの目標値		—	—	—	—	650程度			

(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり

目標達成度合いの
測定結果

(判断根拠)

○「HP「公益法人information」へのアクセス数」について、平成25年12月までの移行期間におけるHPにおいては、旧公益法人の移行に係る情報提供が中心であり、また、法人からの電子申請についても移行認定又は認可に係るもの(現在までに99%以上の移行が完了)が中心であった。

移行期間が終了した平成26年度においては、HPにおける情報提供及び法人からの電子申請の内容が従来のものから大きく変化しており、加えて移行期間終了に伴う移行認定又は認可に係る電子申請の終了によるアクセス数の大きな減少があるため、単純にアクセス数の比較により国民・法人・行政庁への利便の向上を測ることができないものである。

以上の状況において、

・昨年度比約80%のアクセス数を記録したこと

・同HPを利用した電子申請率は前年度に引き続き99%を超えており、かつ主要な手続に係る電子申請件数は増加していること

から実質的には概ね目標を達成しているものと考えられる。

○「定期立入検査の実施件数」について、立入検査は、公益法人から提出された事業報告等の定期提出書類(多くが毎年6月末までに提出)を精査し、それを基に実施されるため、原則として当該年度の7月以降から1年間をサイクルとして実施される。このため、平成26年度の欄に記載した650法人程度という目標値は、平成26年7月から27年6月までの立入検査の実施期間における目標数である。

平成26年度は移行期間終了後の監督本格実施初年度のため、事前分析の目標設定における想定が難しく、かつノウハウの蓄積があまりない状況で、606法人(目標値の約93%)の立入検査を実施できたことを鑑みると、実質的には概ね目標を達成しているものと考えられる。

○以上から、今回測定可能な測定指標は目標値に達しなかったものの、施策目標である「公益法人による公益活動を支援するとともに、法人の自己規律の確立や適正な法人運営の確保を図ることにより、公益法人の活動の健全な発展を促進し、「民による公益の増進」を推進する」ことに実質的に相当程度の成果が上がっていると考えられるため、本施策は「相当程度進展あり」と判断した。

(注)「公益法人への寄附金総額」は、寄附金総額を毎年度増加させていくことを目指しつつも、経済情勢等の外部要因による影響も考えられるため、測定期間として5年間を設定し、平成30年度までに増加トレンドを確立することを目標としており、今年度は目標達成に係る判断をしない。

※寄附金総額の実績値は、内閣府が公表した「公益法人に関する概況」(平成26年8月、27年7月)における数値(平成25年度の実績については平成25年12月1日時点(集計期間は平成24年12月1日から25年11月30日までの1年間)、平成26年度の実績については平成26年12月1日時点(集計期間は平成25年12月1日から26年11月30日までの1年間))である。

施策の分析

(有効性、効率性)
 達成手段として挙げた取組は、いずれも公益法人による公益活動を支援するとともに、法人の自己規律の確立や適正な法人運営の確保を図ることに寄与するものであり、当該取組により、公益法人の活動の健全な発展を促進し、「民による公益の増進」を推進することができたと考えている。

具体的には、
 ○HP「公益法人information」については、移行期間中は移行に係る情報提供に努めた結果、99%以上の旧民法法人が移行を終えた。移行期間終了により公益法人に対する監督等に重点が移ったため、HPにおいて公益法人に対する監督、法人訪問等に係る情報提供を中心に行うなど、利用者のニーズに応じた情報提供を行った。また、情報を整理しカテゴリー化する等のHP改修を行うことにより各情報へのアクセスの効率化を図り、国民・法人・行政庁への利便の向上に努めた。
 ○公益法人等を対象に、事務局職員や外部講師等が法人運営上等の個別テーマについて解説するテーマ別セミナー(基礎的研修会)については、平成26年度において延べ1,173法人が参加した。これにより、多数の法人に対し、幅広い観点から公益活動を支援するとともに、適正な法人運営の確保等を図ることができたと考えている。
 ○公益法人への立入検査については、法人自らがガバナンスを見直す契機となり、また、定期提出書類等の確認のみでは把握できない法人の実態を把握し適切に指導することで、法人の自己規律の確立や適正な法人運営の確保に寄与できたと考えている。

(未達成となった原因等)
 ○「HP「公益法人information」へのアクセス数」については、国民・法人・行政庁により多くアクセスされることを通じ国民・法人・行政庁への利便が向上していくため、「公益法人information」トップページへのアクセス数が対前年度比で増加することを目標としたところ、平成26年度においては、上述したとおり、単純にアクセス数の比較により国民・法人・行政庁への利便の向上を測ることはできないと考えるが、移行期間終了に伴う移行認定又は認可に係る電子申請の終了によるアクセス数の大きな減少があるため、目標が未達成になったと考えられる。
 しかし、そのような状況においても、
 ・昨年度比約80%のアクセス数を記録したこと
 ・同HPを通じた電子申請率は前年度に引き続き99%を超えており、かつ主要な手続に係る電子申請件数は増加していること
 から、公益法人等による公益活動の支援を図り、施策目標の達成に寄与できたと考えている。
 ○「定期立入検査の実施件数」については、「立入検査の考え方」(平成21年12月24日(平成26年5月14日一部改訂)内閣府)において「概ね3年を目途に全ての法人に対する立入検査が一巡スケジュールで実施することとする」とされていることから、26年度に事業報告を提出予定の約2,000法人の約3分の1である650法人程度を目標とした。
 立入検査は、公益法人から提出された事業報告等の定期提出書類(多くが毎年6月末までに提出)を精査し、それを基に実施されるため、原則として当該年度の7月以降から1年間をサイクルとして実施される。このため、平成26年度の欄に記載した650法人程度という目標値は、平成26年7月から27年6月までの立入検査の実施期間における目標数である。
 平成26年度は移行期間終了後の監督本格実施初年度のため、事前分析の目標設定における想定が難しく、かつノウハウの蓄積があまりない状況で、606法人(目標値の約93%)の立入検査を実施できたことに加え、公益認定等委員会の求める水準に達するため、原則二人一組で、1法人当たり1日間かけて丁寧に法人の実態把握に努めたことにより、法人の自己規律の確立や適正な法人運営の確保を図り、施策目標の達成に寄与できたと考えている。

次期目標等への反映の方向性

【施策】
 引き続き、公益法人制度の適正な運営を推進するとともに、制度の理解促進や法人活動情報の発信等を行う。また、公益認定申請等の審査や公益法人に対する適切な監督等を実施する。

【測定指標等】
 ○「公益法人への寄附金総額」については、寄附1件当たりの金額の多寡による影響が大きいことから、寄附者数が伸びていても寄附金額は大きく減少する可能性があり、寄附文化の醸成に係る指標として不十分と考える。
 この点、税額控除に係る税額控除対象法人と認められた公益法人は、小口の寄附金を募りやすくなり、従来より広範な寄附者の開拓に資するものと考えられるため、当該対象法人の増加が寄附文化の醸成に資するものと考えられる。
 したがって、寄附文化の醸成の効果をより適切に測定するための指標を検討する必要がある。
 ○「HP「公益法人information」へのアクセス数」については、国民・法人・行政庁への利便の向上の指標となるため、引き続き測定指標とする。
 なお、電子申請の利用については、利用者から相談窓口やシステムヘルプデスクに寄せられる質問・問合せに特定の傾向があることを踏まえ、利用者アンケートの実施等により問題点把握の精度を高めた上でシステム改修を行い、利用者の利便性向上を図ることを検討中。
 (実施予定スケジュール)
 ・現在の利用者の傾向を調査するためのアンケートを実施(平成27年度目途)。
 ・問題点を整理しシステム改修を実施(平成28年度予算要求)。
 また、現在法人からの電子申請率は既に99%を超えている。一方で、法人の中には零細又は事務処理能力が低い法人も存在することを踏まえ、電子申請と書類申請を併存させている。今後、利用者重視の観点から申請の在り方を検討するに当たり、必要に応じて書類申請に係る満足度を調査することも検討中。
 ○「定期立入検査の実施件数」については、引き続き測定指標とする。今後、立入検査において発見した法人運営上の問題点等について、公益認定等委員会だより等において取り上げられることを検討している。これにより、法人自身でガバナンスに対する自己認識を高めてもらい、その上で立入検査を行うことで検査の効率性の向上に努めることを検討中。

学識経験を有する者の知見の活用	—
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	公益認定等総合情報システム(PICTIS)
---------------------------	-----------------------

担当部局名	公益認定等委員会事務局・大臣官房公益法人行政担当室	作成責任者名	参事官・総務課長 明渡 将	政策評価実施時期	平成27年8月
-------	---------------------------	--------	------------------	----------	---------

平成26年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府26-79(政策18-施策①))

政策名	経済社会総合研究の推進					
施策名	経済社会活動の総合的研究					
施策の概要	内部部局との連携を図りつつ、計量モデル等の分析ツールの開発、経済理論等を用いた政策分析、景気指標の作成などを行う。また、内外の研究機関との共同研究を実施するなど、専門的研究の深化と普及に貢献する。					
達成すべき目標	本施策の推進により、政策の企画立案・推進を支援するとともに、国民への情報提供を行う。					
施策の予算額・執行額等	区分	24年度	25年度	26年度	27年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	469	386	332	383
		補正予算(b)	△ 2	△ 74	-	
		繰越し等(c)	-	-	-	
		合計(a+b+c)	467	313	332	
執行額(百万円)	360	255	248			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	-					

測定指標	①ESRI Discussion Paper等の研究成果に関するHPへのアクセス件数	基準値	実績値					目標値	達成
		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度	未達成
		109,173	121,419	90,938	37,863	39,111	38,114	前年度比増	
	年度ごとの目標値		前年度並	前年度並	前年度並	前年度並	前年度比増		
	②景気指標に関するHPへのアクセス件数	基準値	実績値					目標値	達成
		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度	達成
532,056		505,740	314,797	302,678	300,948	474,585	前年度比増		
年度ごとの目標値		前年度並	前年度並	前年度並	前年度並	前年度比増			
※平成23年1月よりログの取得方法の変更(内閣府内からのアクセスや、30分以内の同一の者からのアクセスをカウントしない等)が行われたため、平成23年度以降のアクセス件数についてはそれ以前の年度と単純に比較することはできない。									

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり (判断根拠) 測定指標①については、平成25年度実績値を若干ながら下回っており、前年度比でみて減少していることから目標未達成と判断できる。 測定指標②については、HPへのアクセス件数は前年度の数値から増加しており、目標値を達成していると判断できる。
	施策の分析	(有効性・効率性と達成度) 測定指標①については、公表された研究成果が政策部局及び国民にとってどの程度活用されたかを示すものであり、政策部局への貢献及び国民への情報提供を推し量ることができると考えている。前年度の水準を下回ったが、一定の役割を果たしたと考えられる。 測定指標②は、作成された景気統計が政策部局及び国民にとってどの程度注目されたかを示すものであり、政策部局への貢献及び国民への情報提供を推し量ることができると考えている。前年度から増加しており、当該政策への関心及び、一定の評価を得ていることから、施策の目的を達成しているものと考えられる。 (課題等) 測定指標①については、平成26年度は平成25年度の水準に達していないことから、更なる研究成果の政策への貢献、情報提供を図る必要がある。 測定指標②については、アクセス件数は前年度から増加していることから、引き続きHPの利便性を維持する。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 ①公表された研究成果が政策部局及び国民に活用されるように引き続き、政策課題に即した研究を進める。 ②景気統計の作成を通じて、民間における景気動向に対する理解を深め、政府の的確な景気判断、経済財政政策の運営のための基礎材料として活用されていくよう、引き続き施策を実施する。 【測定指標】 ①平成26年度は平成25年度実績を下回ったことから、平成26年度を上回ることを目標とする。 ②前年度から増加しており、26年度に設定した目標は達成している。引き続き、ウェブアクセシビリティの確保や、正確な統計の作成・公表を通じた景気指標の有用性及び信頼性の確保に取り組み、政策部局への貢献、国民への情報提供等の充実を図るため、次期は目標値を「前年度比増」と設定することとする。

学識経験を有する者の知見の活用	-
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	○ホームページアクセス件数:ウェブアクセスログの数値を集計するツールを用いて作成。
---------------------------	---

担当部局名	経済社会総合研究所	作成責任者名	総務部長 桑原 進 景気統計部長 中垣陽子	政策評価実施時期	平成27年8月
-------	-----------	--------	--------------------------	----------	---------

平成26年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府26-80(政策18-施策②))

政策名	経済社会総合研究の推進					
施策名	国民経済計算					
施策の概要	国民経済計算関連統計の作成のため、推計に必要な基礎調査の実施、推計プログラムの開発や修正、地域経済計算やサテライト勘定の調査研究を請負契約により実施している。 また、四半期別GDP速報(QE)における地方政府の政府最終消費支出を推計するため、地方政府の予算執行状況を把握する必要があるため、地方公共団体委託調査を実施している。					
達成すべき目標	国連の示す国民経済計算体系の基準に則して、国民経済計算の推計を行い、四半期別GDP速報(QE)、国民経済計算年報を公表するとともに、地域経済計算やサテライト勘定の調査研究を行っており、国民経済計算関連統計を作成・整備する。また、基礎資料が不足している分野については、民間非営利団体実態調査等を独自に実施している。これらの事業を通じて政策判断材料を提供し、経済財政政策の企画・推進を支援すること、また国民への情報提供を行うことをその目的としている。					
施策の予算額・執行額等	区分	24年度	25年度	26年度	27年度	
	予算の 状況 (百万 円)	当初予算(a)	251	234	223	258
		補正予算(b)	△ 1	△ 35	-	
		繰越し等(c)	-	-	-	
		合計(a+b+c)	250	199	223	
執行額(百万円)	191	153	184			
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	-					

測定指標	「公的統計の品質に関するガイドライン」における品質評価の観点を踏まえ、①統計を事前の公表予定どおりに公表、②統計の作成方法、利用上の注意等の情報を公表。	基準値	実績値					目標値	達成
		23年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度	達成
		100%	-	100%	100%	100%	100%	100%	
	年度ごとの目標値	-	100%	100%	100%	100%	-	-	
	新たな国際基準である2008国民経済計算体系(2008SNA: System of National Accounts 2008)への対応	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		24年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度	達成
一部事項のみ対応済み		-	-	個別項目の課題の洗い出し	個別項目の対応方針の検討	対応方針の決定	対応方針の決定		
年度ごとの目標	-	-	個別項目の課題の洗い出し	個別項目の対応方針の検討	対応方針の決定	-	-		

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 目標達成 (判断根拠) 国民経済計算関連統計に関して、ガイドラインに基づき、統計を事前の公表予定どおりに公表し、また、統計の作成方法、利用上の注意等の情報の公表を行ったこと、さらに、2008SNAへの対応に関しては、2008SNAへの対応等含む次回基準改定(平成28年度中を目途)に向けた国民経済計算の作成基準の変更について、統計委員会の審議を経て答申を受けるに至ったことから、目標を達成したと判断した。
	施策の分析	(有効性、効率性) 国民経済計算関連統計を作成・公表し、我が国経済の姿を定量的な形で示すことにより、国民へ情報提供を行うとともに、景気動向の把握や経済の見通しの策定、政策効果の有効性の判断など経済財政政策運営の基盤として活用されている。 (課題等) 主要国が新たな国民経済計算体系である2008SNAへの対応を行いつつある中で、我が国は従前の1993SNAに準拠して推計しているという状況にあり、国際比較可能性の観点から課題もある。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 国民経済計算関連統計の作成・公表を通じて、我が国経済の姿を定量的な形で示すことにより、引き続き経済財政政策の企画・推進を支援するとともに、国民への情報提供を行う。加えて、我が国国民経済計算関連統計の国際比較可能性を向上し、より有用性の高い統計の作成・公表を行うべく、国連が示した新たな国民経済計算の体系である2008SNAへの対応を図る。 【測定指標】 引き続き、「公的統計の品質に関するガイドライン」に基づき、統計を適切かつ確実に公表することを目標とするとともに、新たな国際基準である2008SNAへの対応について、実装作業の完了及び計数の公表に向けた進捗状況を目標として設定することとする。

学識経験を有する者の知見の活用	-
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	-
---------------------------	---

担当部局名	経済社会総合研究所	作成責任者名	国民経済計算部 企画調査課長 多田 洋介	政策評価実施時期	平成27年8月
-------	-----------	--------	----------------------------	----------	---------

平成26年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府26-81(政策18-施策③))

政策名	経済社会総合研究の推進					
施策名	人材育成、能力開発					
施策の概要	内閣府及び他省庁職員に対して、計量経済分析等の経済理論の講義や分析手法の技能研修等を実施し、経済分析等の専門知識及び手法を習得させる。					
達成すべき目標	政策担当者の企画立案能力や調査分析能力の向上を図り、より効果的・効率的な経済政策等を実施することに寄与する。					
施策の予算額・執行額等	区分	24年度	25年度	26年度	27年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	13	13	13	15
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	13	13	13	-
執行額(百万円)	9	8	9	-		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	-					

測定指標	1.研修に対する研修員アンケートの満足度	基準値	実績値					目標値	達成
		20年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度	達成
		84.2%	89.8%	80.6%	89.0%	92.9%	90.3%	87%以上	
	年度ごとの目標値	/	80%以上	80%以上	80%以上	80%以上	87%以上	/	
	2.SNA研修(アジア諸国向け)研修参加者数	基準値	実績値					目標値	達成
		24年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度	達成
7名		-	-	7名	7名	7名	7名以上		
年度ごとの目標	/	-	-	7名以上	7名以上	7名以上	/		

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 目標達成 (判断根拠) 平成26年度事前分析時、測定指標1では目標値を87%としており、目標値を上回る90.3%の実績値を得た。 また、測定指標2に於いては目標値を7名以上としており、実績値は7名であった。 双方の結果を勘案し、目標達成とした
	施策の分析	研修員アンケートの結果や政策担当部局からの要望等を踏まえ、研修内容の改善・講師の選定に工夫を図った。 具体的には、経済解析ソフトを使用する研修の回数を増やしてより受講しやすい環境を提供した。また、語学研修については、募集時にレベル設定(初級、中級、上級等)をせず、応募者のレベルに応じた講義を実施することにより、受講しやすい環境の提供及び受講生の習熟度向上に努めた。 なお、平成26年度の研修のべ参加者数は630(SNA研修参加人数含)人であった。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 経済分析等の専門知識及び手法を習得させ、引き続き研修効果の高い研修を実施できるように工夫し、幅広い要望に対応すべく、包括的・網羅的に研修を提供していく。 【測定指標】 26年度より、習熟テストによって定量評価が可能と思われる2研修について、研修終了時にレベルチェック(試験)の実施を開始した。今後、継続的に実施し、客観的に研修効果を測り、また研修員の要望等に対しても出来る限り対応し、今後どのように研修を行うのが効果的か検討材料にしたい。

学識経験を有する者の知見の活用	-
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	-
---------------------------	---

担当部局名	経済社会総合研究所	作成責任者名	経済研修所総務部長 小川 尚良	政策評価実施時期	平成27年8月
-------	-----------	--------	--------------------	----------	---------

平成26年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府26-82(政策19-施策①))

政策名	迎賓施設の適切な運営					
施策名	迎賓施設の適切な運営					
施策の概要	日本の外交に資するため、迎賓施設において海外の賓客に対し接遇を行うとともに、賓客が満足できる安全・快適な施設の提供など、円滑な接遇を行うための迎賓施設の管理・運営を行う。					
達成すべき目標	迎賓施設において、海外の賓客に対し接遇を行う等、日本の外交に資するものとする。その迎賓施設の役割について国民の理解を深めるため、迎賓館参観及び前庭公開を行うものとする。					
施策の予算額・執行額等	区分	24年度	25年度	26年度	27年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	29	29	29	31
		補正予算(b)	—	—	—	
		繰越し等(c)	—	—	—	
		合計(a+b+c)	29	29	29	
執行額(百万円)	29	28	35			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	「迎賓館の運営大綱について」(昭和49年7月9日閣議了解) 「迎賓館の公開予定に関する質問」(昭和49年2月26日衆議院内閣委員会)					

測定指標	1. 接遇業務に関して、迎賓施設管理についての苦情等の数	基準値	実績値					目標値	達成
		25年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度	達成
		0件	—	—	—	0件	0件	0件	
		年度ごとの目標値	/	—	—	—	0件	0件	
	2. 接遇業務に関して、賓客国からの要請(施設管理上)に対応できた割合	基準値	実績値					目標値	達成
		25年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度	達成
		100%	—	—	—	100%	100%	100%	
		年度ごとの目標値	/	—	—	—	100%	100%	
	3. 赤坂・京都迎賓館参観者及び赤坂迎賓館前庭公開入場者アンケート実施による肯定的評価(「満足」、「ある程度満足」の合計割合)	基準値	実績値					目標値	達成
		22年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度	達成
		81.5%	81.5%	85.0%	93.3%	93.5%	95%	90%以上の維持	
		年度ごとの目標値	/	80%以上	80%以上	80%以上	80%以上	90%以上の維持	

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 目標達成 26年度に目標を設定した測定指標3項目について、全て目標値を達成することができた。 なお、26年度より迎賓館の接客業務が外国賓客が迎賓施設を常に安全かつ快適に滞在できる施設として提供を行うことから、迎賓施設管理運営に関する賓客国の評価や満足度を測定可能な測定指標に移行しており、また統合移行した参観及び前庭公開業務についても、目標値を達成したところである。 以上を踏まえ、施策は「目標達成」と判断した。
	施策の分析	(達成手段の有効性、効率性) 迎賓館の接客業務は、世界各国から多くの国王、大統領、首相などをお迎えし、賓客が満足できる安全で快適な施設の提供を行う国の迎賓施設として日本外交の一翼を担っている(26年度接客実績は14件(赤坂7件、京都7件))。 一方、非公開施設という特性上、国民が施設の存在や賓客外交の意義を直接理解できる機会が十分でなかったことなどを踏まえ、毎年、迎賓館参観(赤坂・京都)及び前庭公開(赤坂)を実施している(26年度は、赤坂(20,000人)、京都(13,000人)で、それぞれ8月の10日間実施。前庭公開は、11月の3日間実施(14,496人))。 これまでの参観状況を見ると、比較的中高年齢層が多い傾向にあることから、若年層の参観拡大を促す取り組み(応募年齢の緩和:高校生以上を26年から中学生以上へ)や要望の多かった事項への対応(1件あたりの申込人数を2人から4人に拡充)などを行ったところであり、多くの世代の国民が迎賓施設の意義・役割を理解することにより、本施策の有効性、効率性は更に高まると考えられる。 (測定指標の有効性、効率性) 26年度より迎賓館の接客業務が外国賓客が迎賓施設を常に安全かつ快適に滞在できる施設として提供を行うことから、迎賓施設管理運営に関する賓客国の評価や満足度を測定可能な測定指標として、 ・接客業務に関して、迎賓施設管理についての苦情等の数 ・接客業務に関して、賓客国からの要請(施設管理上)に対応できた割合 に移行したところであり、今後とも、当然の使命である2つの指標達成に向け、適切な管理・運営に努めることとする。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 外国賓客が満足できる安全で快適な施設の提供を行うことにより、世界各国から日本に対する高い評価を維持するとともに、国の迎賓施設及び賓客外交の重要性について広く国民の理解を得るため、現在の目標を維持し、引き続き、迎賓施設の適切な管理・運営を行う。 【測定指標】 1. 接客業務(指標1、2) 迎賓館の接客業務が外国賓客が迎賓施設を常に安全かつ快適に滞在できる施設として提供を行うことから、迎賓施設管理運営に関する賓客国の評価や満足度を測定可能な測定指標に移行したところであり、26年度は目標数値を達成したところであるが、来年度も当指標を維持し、引き続き、迎賓施設の適切な管理・運営に努めてまいりたい。 2. 参観及び前庭公開業務(指標3) 26年度より、参観業務に係る達成目標の趣旨は、施設内において安全で快適な事業運営の中で、迎賓施設の役割について国民の理解を深めていただくためであることから、統合移行し、指標3のみとしている。今年度においても、目標数値である90%以上の維持を達成できたところであり、今後とも、当指標を維持し、国民に対し迎賓施設の役割について理解を深めてまいりたい。

学識経験を有する者の知見の活用	-
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	迎賓館参観(赤坂、京都)及び前庭公開の満足度:アンケート結果
---------------------------	--------------------------------

担当部局名	迎賓館、大臣官房 企画調整課国際室	作成責任者名	庶務課長 春山 勝	政策評価実施時期	平成27年8月
-------	----------------------	--------	-----------	----------	---------

平成26年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府26-83(政策20-施策①))

政策名	北方領土問題の解決の促進					
施策名	北方領土問題解決促進のための施策の推進					
施策の概要	国民世論の啓発等を通じて、北方領土問題の解決の促進を図る。					
達成すべき目標	北方領土問題に対する国民の理解と関心を高める。					
施策の予算額・執行額等	区分	24年度	25年度	26年度	27年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	1,507	1,310	1,299	1,287
		補正予算(b)	-	-	-	
		繰越し等(c)	-	-	-	
		合計(a+b+c)	1,507	1,310	1,299	
執行額(百万円)	1,483	1,295	1,295			
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	ロシアとは、戦後七十年経った現在も、いまだ平和条約が締結できていない現実があります。プーチン大統領とは、これまで十回にわたる首脳会談を行ってまいりました。大統領の訪日を、本年の適切な時期に実現したいと考えております。これまでの首脳会談の積み重ねを基礎に、経済、文化など幅広い分野で協力を深めながら、平和条約の締結に向けて、粘り強く交渉を続けてまいります。(第189回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説(抜粋))					

測定指標	①全国各地で開催される北方領土問題の解決の促進に資する行事等の情報を北方対策本部ホームページに掲載する回数	基準値	実績値					目標値	達成
		22年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	30年度	
		月1回以上	月1回以上	月1回以上	月1回以上	月1回以上	年51回	年24回以上	達成
		年度ごとの目標値		月1回以上	月1回以上	月1回以上	月1回以上	年15回以上	
	②北方対策本部ホームページへのアクセス件数	基準値	実績値					目標値	達成
		23年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	30年度	
		122,727件	11,024件	122,727件	177,993件	133,150件	161,896件	150,000件	達成
		年度ごとの目標値		8,500件以上	12,000件	前年度比増	前年度比増	前年度比増	
	※平成23年1月より、ログの取得方法の変更(内閣府等からのアクセスの排除)が行われたため、平成23年度以降のアクセス件数については、それ以前の年度と単純に比較することはできない。								
	③全国各地で開催される北方領土問題の解決の促進に資する行事((独)北方領土問題対策協会が主催する行事を除く。)の回数	基準値	実績値					目標値	達成
		15年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	30年度	
		129回	-	-	148回	144回	140回	100回以上	達成
		年度ごとの目標値		-	-	-	100回以上	100回以上	
	④「北方領土問題教育者会議」の設置数	基準値	実績値					目標値	達成
		24年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	30年度	
40都道府県		-	-	40都道府県	42都道府県	44都道府県	47都道府県	達成	
年度ごとの目標値			-	-	-	前年度比増	前年度比増		
⑤「エリカちゃん」フェイスブックの「いいね」の数	基準値	実績値					目標値	達成	
	25年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	30年度		
	997	-	-	-	997	1,623	前年度比増	達成	
	年度ごとの目標値		-	-	-	前年度比増	前年度比増		

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 目標達成 (判断根拠) 測定指標中①～⑤全てについて、目標を達成することができた。
	施策の分析	(達成手段の有効性、効率性) 事前分析表中の達成手段である「北方領土返還要求運動推進等経費」や(独)北方領土問題対策協会への運営費交付金を通じて、全国各地で北方領土問題の解決の促進に資する行事等の開催を支援し、多くの行事等が開催されており、有効に機能していると考えている。25年度から継続している、ホームページの更新頻度の向上やわかりやすい内容の掲載に努めるとともに、24年度の事後評価における「今後の方向性」において示したとおり(http://www8.cao.go.jp/hyouka/h24hyouka/h24jigo/h24jigo-19.pdf)、若い世代に対して有効な啓発ツールとされているSNSを活用することとし、(独)北方領土問題対策協会において、フェイスブックやツイッター等を活用した啓発事業の実施行事等の周知を行うことにより、関心と理解が相対的に低い若い世代に対し、効果的に理解と関心を高める効果があったものと考えている。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 「北方領土問題に対する国民の理解と関心を高める」との目標に向け、全国各地で北方領土問題の解決の促進に資する事業が行われるように取組を進める。特に、相対的に関心と理解が低い若い世代への広報・啓発にかかる取組を強化していくべく、(独)北方領土問題対策協会と連携し、フェイスブックやツイッター等を活用した啓発を引き続き実施する。また、25年度に実施した特別世論調査(http://www8.cao.go.jp/survey/tokubetu/h25/h25-hoppou.pdf)において、「若い世代が返還要求運動へ参加するための促進媒体」として学校教育の充実が高い割合を示したことから、教育関係者が中心となって学校教育における北方領土教育を推進する組織である「教育者会議」の全都道府県設置を目指す。 【測定指標】 ホームページ上での情報提供は引き続き有用であることから、測定指標①、②を継続して採用する。ただし、ともに目標値を大幅に上回って達成したため、目標の再設定を検討する。 平成25年度の次期目標等への反映の方向性で取り上げた測定指標③については、全国各地で開催される北方領土問題の解決の促進に資する行事の回数を指標としていることから、国内の北方領土問題に関する啓発活動の広がりを定量的に判断できるので、継続して採用する。 また、同様に若い世代への取組強化の一環として今年度より設定した測定指標④については、平成30年度までの全都道府県設置を引き続き目指すため、継続して採用する。 平成25年度まで用いていたホームページへの意見応募数を用いた指標に代わって導入した、「えりかちゃん」フェイスブックの「いいね」の数を指標とした測定指標⑤については、若い世代に対しての広報・啓発活動としてSNSは有用なツールであると考えられるため、継続して採用する。

学識経験を有する者の知見の活用	-
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	【測定指標①】 北方対策本部ホームページバックナンバー(http://www8.cao.go.jp/hoppo/backnumber/2013.html)等から集計。 【測定指標②】 ウェブアクセスログの数値を集計するツールを用いて測定。 【測定指標③】 独立行政法人北方領土問題対策協会事業報告書から集計。 【測定指標④】 独立行政法人北方領土問題対策協会事業報告書から集計。 【測定指標⑤】 フェイスブックの表示を集計。
---------------------------	---

担当部局名	北方対策本部	作成責任者名	北方対策本部参事官 山谷英之	政策評価実施時期	平成27年8月
-------	--------	--------	-------------------	----------	---------

平成26年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府26-84(政策21-施策①))

政策名	国際平和協力業務等の推進					
施策名	国際平和協力業務等の推進					
施策の概要	国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律(平成4年法律第79号。以下「国際平和協法力」という。)に基づき、国際平和協力業務等を実施する。					
達成すべき目標	国際連合を中心とした国際平和のための努力に積極的に寄与すること。					
施策の予算額・執行額等	区分	24年度	25年度	26年度	27年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	405	383	354	351
		補正予算(b)	△ 13	△ 38	△ 25	
		繰越し等(c)	-	-	-	
		合計(a+b+c)	392	345	329	
執行額(百万円)	303	267	230			
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<p>第189回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説(平成27年2月12日)(抜粋)</p> <p>6 外交・安全保障の立て直し (戦後70年の「積極的平和主義」) 国連創設から70年にあたる本年、日本は、安全保障理事会・非常任理事国に立候補いたします。そして国連を21世紀にふさわしい姿へと改革する。その大きな役割を果たす決意であります。 本年こそ、「積極的平和主義」の旗を一層高く掲げ、日本が世界から信頼される国となる。</p> <p>国の存立を全うし、国民を守るための切れ目ない安全保障法制の整備について(平成26年7月1日閣議決定)(抜粋)</p> <p>2 国際社会の平和と安定への一層の貢献 我が国としては、国際協調主義に基づく「積極的平和主義」の立場から、国際社会の平和と安定のために一層取り組んでいく必要があり、そのために、国際連合平和維持活動(PKO)などの国際的な平和協力活動に十分かつ積極的に参加できることが重要である。</p>					

測定指標	国際平和協力業務等に対する国連、現地政府等の評価	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		19年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度	達成
		肯定評価	肯定評価	肯定評価	肯定評価	肯定評価	肯定評価	肯定評価	
年度ごとの目標		肯定評価	肯定評価	肯定評価	肯定評価	肯定評価			

評価結果	目標達成度合いの測定結果	<p>(各行政機関共通区分) 目標達成</p> <p>以下のとおり、我が国の国際平和協力業務等に対して国連、現地政府等から高い評価を得ることができたため、「目標達成」と判断した。</p> <p>(国際平和協力隊の派遣関連)</p> <p>○平成26年度においては、UNMISS(国連南スーダン共和国ミッション)に引き続き要員を派遣した。</p> <p>○国連幹部より、日本の協力に対する高い評価が得られている。 ・日本は、過去20年以上にわたって、国連PKOに対し素晴らしい貢献をしてきた。日本のPKO要員はプロフェッショナルであり、現在も南スーダンで施設部隊が活動し効果的な貢献を行っている。(平成27年1月、菅官房長官への表敬における、ラドスース国連平和維持活動担当事務次長の発言)</p> <p>・これまでの質の高い貢献には感謝している。(平成27年1月、日本記者クラブにおける、ラドスース国連平和維持活動担当事務次長の発言)</p> <p>・日本は、派遣施設隊以外にも司令部幕僚及び文民職員も含めてUNMISSの活動への支援を頂いており、今後とも変わらぬ支援を要望。素晴らしい業績を上げている第7次隊がまもなく帰国することは非常に残念。(平成27年4月、河野統合幕僚長との懇談における、ロイ国連事務総長特別代表の発言)</p> <p>○現地政府より、日本の協力に対する高い評価が得られている。 ・日本がUNMISSに施設隊を派遣し、和平に貢献していることに心より感謝している。(平成27年5月、宇都外務大臣政務官及び石川防衛大臣政務官のイッガ南スーダン副大統領との会談時における、イッガ副大統領の発言)</p>
	施策の分析	<p>(有効性、効率性、課題等)</p> <p>我が国が施設部隊等を派遣している南スーダン共和国においては、宿営地の整備、国連施設内の敷地整備、国連施設外の道路補修、国際機関施設の敷地造成、避難民への医療や給水、避難民衛生用設備の設置、避難民保護区域の敷地造成等々を実施した。</p> <p>これらの活動により、国連、現地政府から高い評価を得ることができた。</p>

次期目標等への 反映の方向性	<p>【施策】 国際連合を中心とした国際平和のための努力に積極的に寄与するため、引き続き、国際平和協力業務等を推進していく。</p> <p>【測定指標】 国際平和協法力第1条において本施策の目標が定められていることから、来年度も今年度と同様の目標を維持していく。 なお、国際平和維持活動等への協力は、我が国が国際社会の平和と安定に責任を果たすための最も有効な手段の一つであり、引き続き、現地情勢の変化を注視しつつ、要員を派遣中のミッションにおいて着実に業務を行うとともに、新規派遣も含め、不断の検討を行う。また、物資協力の新規案件については、関係機関等からの情報収集を含めて国際情勢の注視に努め、必要な場合に迅速に対応することとする。</p>
-------------------	---

学識経験を有する者の知見の活用	—
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>OUNMISSウェブサイト http://www.un.org/en/peacekeeping/missions/unmiss</p>
---------------------------	---

担当部局名	国際平和協力本部 事務局	作成責任者名	参事官 小林 真一郎	政策評価実施時期	平成27年8月
-------	-----------------	--------	---------------	----------	---------

平成26年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府26-85(政策22-施策①))

政策名	科学に関する重要事項の審議及び研究の連絡					
施策名	科学に関する重要事項の審議及び研究の連絡					
施策の概要	各学術分野における様々な課題や社会が抱える特に重要な課題について、日本学術会議会員及び連携会員で構成する委員会等を設置、開催して、科学に関する重要事項の審議を行うことにより、政府からの諮問に対する答申、政府に対する勧告、その他政府、社会に対する提言等を行う。					
達成すべき目標	わが国の科学者の内外に対する代表機関として、科学の向上発達を図り、行政、産業及び国民生活に科学を反映浸透させること。					
施策の予算額・執行額等	区分	24年度	25年度	26年度	27年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	208	195	199	234
		補正予算(b)	△ 1	-	-	
		繰越し等(c)	-	-	-	
		合計(a+b+c)	207	195	199	
執行額(百万円)	181	176	189			
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	-					

測定指標	①意思の表出の件数	基準値	実績値					目標値	達成
		23年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度	達成
		62件	-	-	23件	23件	79件	62件	
		年度ごとの目標値	-	-	8件	10件	62件		
	②共同主催国際会議・シンポジウムの開催回数	基準値	実績値					目標値	達成
		25年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度	達成
		8回	-	-	-	8回	10回	8回	
		年度ごとの目標値	-	-	-	8回	8回		
	③学術フォーラムの開催回数	基準値	実績値					目標値	達成
		23年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度	達成
		10回	4回	10回	12回	13回	17回	10回	
		年度ごとの目標値	4回	10回	10回	10回	10回		
	④学術フォーラムの参加者アンケートで肯定的に評価した者の割合(平均)	基準値	実績値					目標値	達成
		25年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度	達成
		95%	-	80%	90%	95%	95%	前年度以上	
		年度ごとの目標値	-	80%	80%	80%	前年度以上		
	⑤地区会議公開講演会の開催回数	基準値	実績値					目標値	達成
		22年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度	達成
		8回	9回	8回	10回	8回	8回	7回	
		年度ごとの目標値	7回	7回	7回	7回	7回		
	⑥地区会議公開講演会の来場者アンケートで肯定的に評価した者の割合(平均)	基準値	実績値					目標値	達成
		25年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度	達成
		80%	-	-	-	86%	87%	前年度以上	
		年度ごとの目標値	-	-	-	80%	前年度以上		

	<p>目標達成度合いの測定結果</p>	<p>(各行政機関共通区分) 目標達成</p> <p>測定指標①～⑥は、わが国の科学者の内外に対する代表機関として、科学の向上発達を図り、行政、産業及び国民生活に科学を反映浸透させるという達成すべき目標に照らし、主要なものであると考えている。</p> <p>26年度に設定した測定指標のうち、測定指標④、⑥については、目標を達成することができた。また、測定指標①、②、③、⑤については、実績が目標を上回った。</p> <p>特に、実績が目標を大幅に上回った測定指標①については、日本学術会議は、会員の半数改選が3年ごとに行われるため、3年間を活動のサイクルとしており、3年前である平成23年度における意思の表出件数を基に基準値を設定したが、平成26年度は期末に当たることから、積極的かつ計画的に、各学術分野における様々な課題や社会が抱える特に重要な課題についての意思の表出を公表した結果、実績が目標を大幅に上回ったということが理由として考えられる。</p> <p>したがって、施策は全体として、「目標達成」と判断した。</p>
<p>評価結果</p>	<p>施策の分析</p>	<p>測定指標①の日本学術会議の意思の表出(提言等)については、研究費の不正使用や論文のねつ造事案等が度々発生している状況において、文部科学省からの審議依頼を受け、3月に「科学研究における健全性の向上について」を回答した。また、東日本大震災に関して、9月に提言「被災者に寄り添い続ける就業支援・産業振興を」を表出したほか、復興に向けた長期的な放射能対策についての提言を取りまとめた。また、世界規模で実施される統合的地球環境研究プログラム「フューチャー・アース」について、日本における体制づくりの推進のため、9月に提言「持続可能な未来のための教育と人材育成の推進に向けて」をとりまとめた。これらにより、科学と社会をつなぎ、我が国の科学者コミュニティの代表機関としての役割と責任を果たすための意思の表出を行うことが出来た。</p> <p>測定指標②の共同主催国際会議については、26年度は関係団体と共同して10件の国際会議を開催し、そのうち2件については皇室の御臨席を賜ったほか、各国際会議において、会長又は副会長が主催者挨拶を行うなど、国際的な学術団体の活動に積極的に参画貢献した。これにより、国内においては当該科学分野の認知度を高め、国外においては日本の学術に対する姿勢を示すことによって日本のプレゼンスを高めることを促進し、我が国を代表して科学者の国際協力体制を構築することができた。またシンポジウムについては、自然災害など人類が直面する困難な問題を解決するためには、科学的な蓄積を動員して持続可能な開発を実現する必要がある状況に鑑み、平成26年7月に「地球持続性に向けた学術の統合と人材育成」をテーマに持続可能な開発に関する会議を開催した。</p> <p>測定指標③、④、⑤、⑥については、科学的・学術的な研究成果を国民に還元するための活動として、学術フォーラム及び地区会議公開講演会を共に目標とする回数を開催し、参加者(1回当たり平均150名程度)の理解度も目標を達成することができた。地区会議については、各地域における科学者間ネットワークの構築にも寄与することができた。今後も引き続き、限られた予算の範囲内で適切な開催回数を確保するとともに、アンケート結果を活用し、国民の関心が高い事項や科学に関する重要事項をテーマに選定するなど、引き続き参加者の高い満足度を維持していく必要がある。</p> <p>以上のとおり、達成手段として掲げた各事業は、全ての測定指標で目標を達成しており、科学の向上発達を図り、行政、産業及び国民生活に科学を反映浸透させるという政策の目標に進展が見られたことから、達成すべき目標へ有効的かつ効率的に寄与したものと考えられる。</p>
	<p>次期目標等への反映の方向性</p>	<p>【施策】</p> <p>科学の向上発達を図り、行政、産業及び国民生活に科学を反映浸透させるという目標の達成に向けて、引き続き取り組む。</p> <p>【測定指標】</p> <p>測定指標①については、引き続き、各学術分野における様々な課題や社会が抱える特に重要な課題について、学術的・中立的な観点から積極的に審議を行い、政府や社会等に対する提言等を公表する。なお、日本学術会議は、会員の半数改選を3年毎に行い、半数改選毎の3年間を1期として審議活動を行うため、3年前の意思の表出件数を元に、特殊要因による件数の増減を勘案して目標値を設定する。</p> <p>測定指標②については、日本学術会議が日本の科学者を代表する機関として科学に関する国際交流を果たすため、国際対応の方向性について、日本学術会議内に設置される国際委員会等の審議機関において適宜見直しを行うとともに、国際学術活動の統括的な機能を持ち中心的な役割を担い、国内の学協会等関連組織と協調して継続的な国際学術交流を図っていく。</p> <p>測定指標③、④については、これまでの日本学術会議ホームページ等における周知に加え、各フォーラムの関係団体等に対しても積極的に周知する。また、今後も国民の関心が高い事項や科学に関する重要事項について、成果をわかりやすく伝えることを念頭にテーマ選定を行うとともに、学術フォーラムにおける議論の成果を日本学術会議の活動に反映させ、更にその結果を国民に伝えるというような、国民との双方向のやり取りがなされるよう配慮していく。</p> <p>測定指標⑤、⑥については、地区会議公開講演会の参加者に対し、引き続きアンケート調査を行い、参加者が何を求めているのか把握することに努める。特にテーマ設定に当たっては、参加者アンケートの結果を活用するとともに、各地域の特色についても配慮するなど、各地域の人々の関心を集めるよう努め、人々の参加意欲と参加者の満足度を高める。</p>

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>日本学術会議会則第37条において、日本学術会議の活動を充実させるため、有識者による外部評価を定期的実施することが定められている。これに基づき、有識者に対して平成25年10月から平成26年9月の日本学術会議の活動について外部評価を依頼したところ、以下の評価を得ることができた。</p> <p>・平成25年10月から平成26年9月に至る1年間は、平成23年10月に始まった第22期日本学術会議の締めくりとなる1年ということもあり、精力的に提言等の意思の表出が行われた。このことは評価に値するものの、日本学術会議には、社会における様々な課題の解決に学術の立場から貢献するとともに、失われた科学や科学者に対する信頼を取り戻すために活動することが求められている中、提言等が、このような日本学術会議への大きな期待に応えたものになっているか、日本学術会議が社会から求められている役割を十分に果たし切れているか、については疑問が残る。</p> <p>・日本学術会議には、人文・社会科学、自然科学の全ての学術分野の科学者を擁する組織であるとの特性を十分に活かし、科学と社会をつなぎ、我が国の科学者コミュニティの代表機関として、改めて謙虚に、求められる役割と責任を十分に果たすとともに、国内外の科学者コミュニティにおいて、強いリーダーシップを発揮していくことを期待したい。</p>
------------------------	---

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>○日本学術会議ホームページ「年次報告 - 日本学術会議活動報告(平成25年10月～平成26年9月) - 」(http://www.scj.go.jp/ja/member/iinkai/nenji/index.html)</p> <p>○日本学術会議ホームページ「提言・報告等」(http://www.scj.go.jp/ja/info/index.html)</p> <p>○日本学術会議ホームページ「日本学術会議の国際活動」(http://www.scj.go.jp/ja/int/index.html)</p> <p>○日本学術会議ホームページ「公開講演会・シンポジウム」(http://www.scj.go.jp/ja/event/index.html)</p> <p>○学術フォーラム来場者アンケート</p> <p>○日本学術会議ホームページ「各地区会議講演会」(http://www.scj.go.jp/ja/area/index.html#kouen)</p> <p>○地区会議来場者アンケート</p> <p>○日本学術会議ホームページ「各地区会議ニュース」(http://www.scj.go.jp/ja/area/index.html#news)</p> <p>○日本学術会議ホームページ「日本学術会議第22期3年目(平成25年10月～平成26年9月)の活動状況に関する評価(外部評価書)」(http://www.scj.go.jp/ja/member/iinkai/nenji/hyoka2015.pdf)</p>
----------------------------------	---

<p>担当部局名</p>	<p>日本学術会議事務局</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>企画課長 吉住 啓作</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成27年8月</p>
--------------	------------------	---------------	-----------------------	-----------------	----------------

平成26年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府26-86(政策23-施策①))

政策名	官民人材交流センターの適切な運営					
施策名	民間人材登用等の推進					
施策の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・早期退職募集制度の施行に伴い、民間の再就職支援会社を活用した再就職支援を実施する。 ・官民の人材交流の円滑な実施のための支援として、官民の人材交流に関する情報提供や関連する制度等に関する広報・啓発活動を実施する。 					
達成すべき目標	<ul style="list-style-type: none"> ・早期退職募集制度の施行に伴い、透明性の高い形で民間の再就職支援会社を活用した再就職支援を実施する。 ・官民の人材交流の円滑な実施のための支援として、企業・府省間の意見交換会及び民間企業等を対象とする説明会の支援を実施する。 					
施策の予算額・執行額等	・再就職支援業務経費					
		区分	24年度	25年度	26年度	27年度
	予算の 状況 (百万 円)	当初予算(a)	-	50	52	67
		補正予算(b)	-	-	-	
		繰越し等(c)	-	-	△10	
合計(a+b+c)		-	50	42		
執行額(百万円)		-	7	1		
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・「採用昇任等基本方針」(平成26年6月24日閣議決定) ・「国家公務員の雇用と年金の接続について」(平成25年3月26日閣議決定) ・「官民人材交流センターに委任する事務の運営に関する指針」(平成26年6月24日内閣総理大臣決定) 					

測定指標	1 民間委託による再就職決定率 (再就職者数/支援人数)	基準値	実績値					目標値	達成
		—	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度	—
		—				57.1%	(未確定)	出来るだけ高く	
	年度ごとの目標値						出来るだけ高く		
	2 企業・府省間の意見交換会及び民間企業等を対象とする説明会の開催	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		—	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度	達成
—		—	—	—	—	実施	実施		
年度ごとの目標		—	—	—	—	実施			

評価結果	目標達成度合いの測定結果	<p>(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり</p> <p>(判断根拠)</p> <p>測定指標1については、平成26年度の再就職支援利用者に対する支援が継続中であり、現時点での再就職決定率は未確定であるが、利用者数については25年度よりも増加し、利用者個々の支援も、順次、支援会社により実施され、再就職も決定してきているところである。</p> <p>測定指標2については、内閣官房内閣人事局及び人事院とともに、企業・府省間の意見交換会及び民間企業等を対象とする説明会を年6回実施したほか、地方経済団体が主催する会合における官民人事交流制度の説明を4カ所で実施した。</p> <p>これらの測定結果を踏まえ、施策は「相当程度進展あり」と判断した。</p>
	施策の分析	<p>(有効性、効率性、課題等)</p> <p>測定指標①については、26年度末において支援継続中の利用者があり、再就職決定率は未確定であるが、再就職先の紹介・マッチング等、利用者に対する再就職支援については民間の再就職支援会社により計画的に実施・進行しており、支援会社からは全体的な支援実施状況の報告を受け、確認・指導を行っているほか、個別の利用者の再就職決定・内定等の報告も随時受けているところである。</p> <p>測定指標②については、説明会において、官民人事交流に関する制度及び取組状況等の説明、官民人事交流経験者からの体験談の紹介、府省と民間企業の意見交換会を行うことにより、制度の周知及び情報提供等を実施することができた。また、地方経済団体での説明と合わせて、参加企業は、26年度の制度改正により官民人事交流の対象に追加された法人も含め400社を超えており、多くの民間企業に対し官民人材交流制度の説明等を実施した。</p>

<p>次期目標等への 反映の方向性</p>	<p>【施策】 官民人材交流を通じた官民双方における人材の育成・活用並びに年齢別構成の適正化を通じた組織活力の維持等を図るため導入された早期退職募集制度の円滑な実施に寄与するため、引き続き、現在の取組を推進する。</p> <p>【測定指標】 測定指標①については、本施策は25年度が実施初年度であり、委託会社に対し再就職支援の状況確認・指導を徹底するなど、より実効性の高いものにしていく必要があることから、次年度においても、引き続き、その結果となる再就職の決定に係る指標を設定し実施していくとともに、これまでの本施策の実施状況や問題点等を分析・検討し、今後、必要に応じ改善していくこととする。</p> <p>測定指標②については、官民人材交流の一層の推進を図るため、引き続き民間企業を対象とする説明会及び企業・府省間の意見交換会を開催することとし、対象となる企業数が多く、その効果が見込まれる主要都市での説明会等の開催回数を指標として設定し実施する。また、併せて地方経済団体主催の会合における説明も積極的に実施していくこととしたい。</p>
---------------------------	--

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>-</p>
------------------------	----------

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>-</p>
----------------------------------	----------

<p>担当部局名</p>	<p>官民人材交流センター</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>総務課長 岡本 信一</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成27年8月</p>
--------------	-------------------	---------------	-----------------------	-----------------	----------------